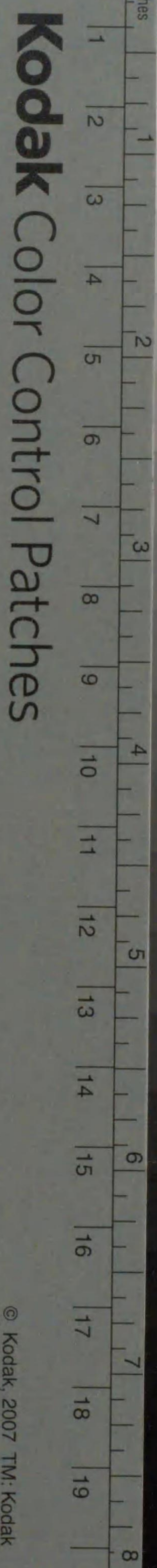


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



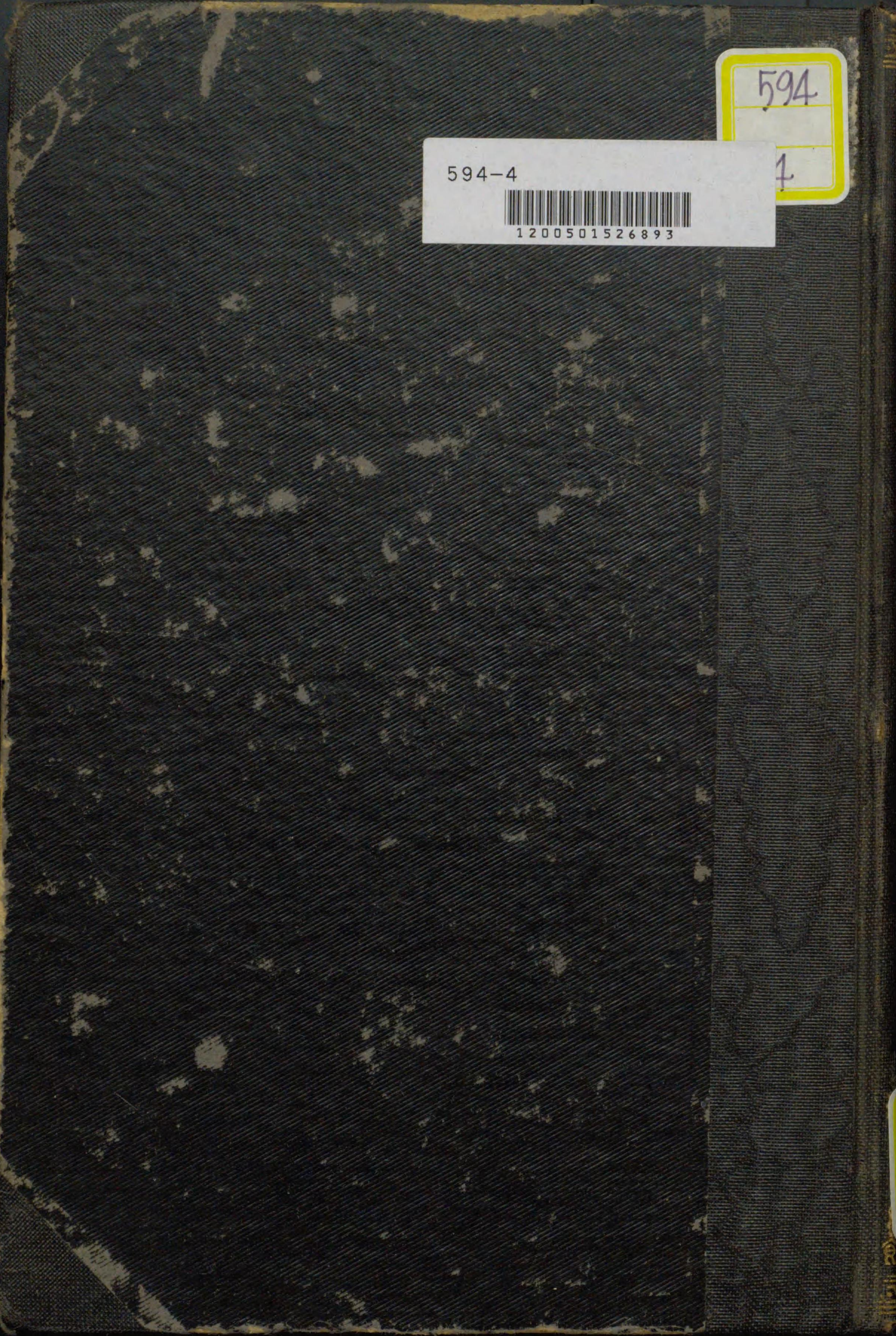
# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak




594  
4

594-4  
1200501526893










東蒲原郡史蹟誌







序

御即位の御大典は、實に聖代の一大盛儀でありまして、國民の齊しく歓迎し奉り、永遠に奉祝記念すべきの時であります。

本會もこの意味をもちまして、茲に、東蒲史蹟誌と題する郡史を發行し、千古の御盛儀を記念する事に致しました。

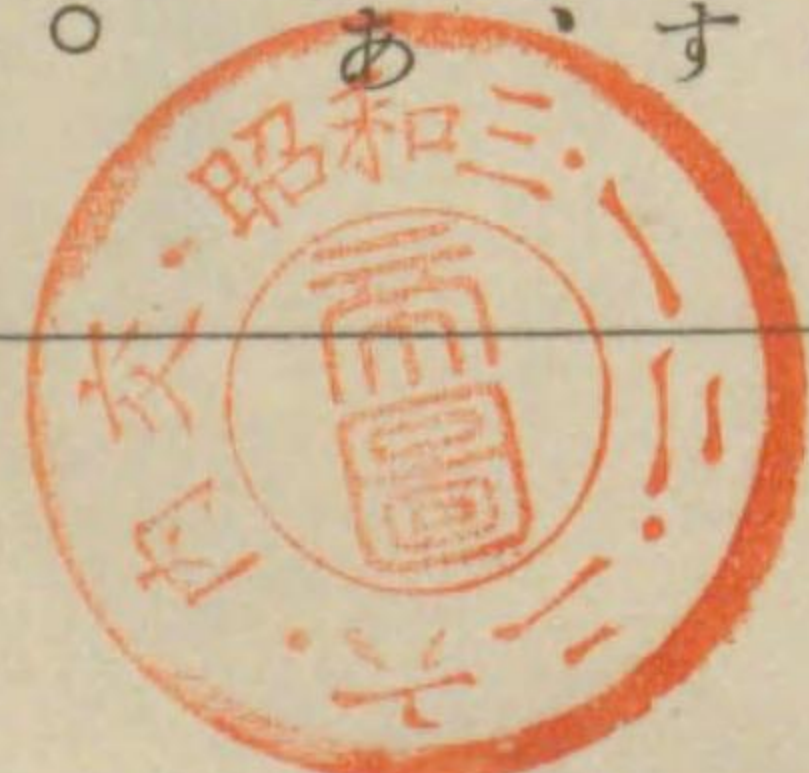
由來東蒲の地と申します。越後、會津の間に介在する山峽でありまして古くから、交通の要路であり、幾多の哀話、物語りを残し、獨特の發達變遷を遂げて來たものであります。けれど蒙昧幼稚な當時の事ですから、僅かに口碑傳説として残るの外、文献として傳はるもの至つて少いのであります。それすら最近は、日に日に忘れられて、全く没せんとするの有様にあるのです。如何に外見が幼稚であり、虚構、妄説の如く伺はれる傳説でも、郷土人に取りましては、非常に親しみある心の糧であり、眞面目な郷土文學であるのであります。

此際、茲に之を集録し、後世に残すといふ事は誠に有意義な記念と思ふのであります。稿は、實に、故寺田徳明氏の犠牲的奉仕に依り完成したものであります。今や、この記念出版に際し、恭しく墓前に捧げて其勞を感謝し、併せて氏の爲め、便宜と御援助とを賜はりし、江湖諸彦に敬意を表す次第であります。

昭和三年十一月

石川

識









○日出谷村 沿革考、當麻廣瀨神社、日出谷壘趾、長者屋敷、流落岡、老櫻、祕佛、長走森林、鑛山

○豐實村 實川部落、飯豐山、朝日長者屋敷趾、實川谿流、船渡部落、菱瀉觀音寺肉身佛、國有林私有林、牧場、果樹園、新渡開田抄紙

○小川村 沿革考、平堀延命地藏、同熊野神社、廣澤部落沿革、天滿部落、北野神社、野村部落、野田原館趾、玉木氏及び實首社、同墳墓、花立部落、八木山部落、田螺石山、倉ノ平部落、岩窟、田澤部落、東善寺、人首石、福取部落、福取柵、八ッ田部落、熊野神社

○上條村 沿革考、九島熊野神社、同正法寺、四道將軍手植松、城山、長木館趾、地藏、高清水、諏訪神社、原堰開鑿、猪俣太屋敷、野中觀音堂、牧野部落、小出川並瀧、伊東氏館趾、坂東清水、以仁王古跡、黒鳥兵衛戰場、桃木平故事、小出紙、拂川、西山日光寺

○西川村 沿革考、太田廣瀨神社、同館趾、小山月山、石畑齋の城趾、芹田熊野神社、同阿彌陀寺、小杉大福寺、高出御所神社、同嶺寒寺、同館趾、同錢

神塚、同經塚、同王か峯、枋堀人か谷山、同御番澤、同廣瀨城趾、舊家長谷川氏、漆澤館跡、蟬平城山跡、同恩波渠、八田蟹、同舊家長谷川氏廣瀨、長谷川氏、同端郷鍵取檜山、館跡、松坂開道者駿河元右衛門、鍵取八人塚、室谷岩窟、洞雲寺、虚空藏堂、館跡、山嶽、御神樂嶽、裏見瀧  
○東川村 地勢、小手茂、同館跡、石田氏、粟瀨、八幡城趾、西方寺、炭酸水、舊家清野氏、安用、御前岫、陣場平、舊家渡部氏、押手戰場岩、瀧頭山古文書、白鬚神社、聖德寺、大尾天滿神社、地藏院、舊家土屋氏、土佐杉、柴倉、大山越、古墳、館趾、東山、中山御廟山、以仁王宮跡、古塚百八燈山、寺跡、石塔、以仁王事跡

○揚川村 地勢、角島部落、京瀨部落、諏訪峠、鐘馗大神、西村八幡神社、赤岩部落、風穴、阿賀川通、小花地部落、洞照寺、山戸の勝、谷澤部落、龍耕寺、若宮八幡神社、館跡、山嶽

○三川村 地勢、白崎部落、御前ヶ鼻、門目淵、岩谷平等寺、維茂墳墓、勸進帳、岩谷城、岡澤部落、蒜場山、川口部落、吉津部落、褒善、五十澤部落、



社寺、古文書、大谷山、細越部落、古館、細越駿河館、長福寺、小田切氏系圖、中ノ澤部落、行地、舊家長谷川家、新谷、新谷橋、新谷寺、綱木、観音寺、法光寺、舊家二瓶氏

○下條村 地勢、五十島部落、口留番所、若宮八幡宮、徳正寺、壘趾、取上部落、石戸、小笹山、長谷、熊渡、正壽寺、舊家古山、白山神社、釣濱關所、佐取、長徳寺、西照寺

養蠶業の沿革

# 東蒲原郡史蹟誌

## 第一編 全郡に渉る地勢

### 一、本郡の地位地勢

東蒲原郡は東は岩代國河沼耶麻二郡に接し西は中蒲原南蒲原の二郡に連り南は岩代國大沼南會津の二郡に隣し北は北蒲原郡に界し東北の一部僅かに羽前國西置賜郡に交はる而して全郡平地少なく山嶽四方に連亘して千山萬嶽波濤の如く起伏せり其重なる山嶽を擧ぐれば



- |      |      |         |
|------|------|---------|
| 大日嶽  | 豊實村  | 二、二二三米突 |
| 飯豊山  | 全村   | 二、一〇五米突 |
| 鳥帽子山 | 全村   | 一、五七二米突 |
| 御神樂嶽 | 西川村  | 一、三八六米突 |
| 赤場山  | 日出谷村 | 一、三六三米突 |



高陽山	東川村	一、二六米突
笠倉山	同村	一、一三九米突
鍋倉山	西川村	一、一三九米突
日本平山	揚川村	一、〇八一米突
魚止山	西川村	一、〇七八米突
駒形山	同村	一、〇七一米突
筆塚山	日出谷村	一、〇六七米突
太郎山	西川村	一、〇五七米突
捧掛山	日出谷村	一、〇二五米突

等なり而して郡内山嶽は重に火山岩にして而かも山勢峻峻山骨を露はし自然畫中の山嶽を目睹するの思あり特に阿賀川峡中の風光に至りては畫家の大工と雖も尙ほ能く其眞を摹すこと能はざるべし阿賀川は會津四郡（會津郡大沼郡耶麻郡河沼郡）の諸水を合せ來りて郡の中央を貫流すること十二里郡内諸水を受けて西北して中蒲原北蒲原二郡の界に入る

抑今の蒲原郡の平野は往古海面なりしことは幾多之を證するものあり天香語山命下越に來り彌彦山に登り東方を望みて曰く此より往く前は水沼の蒲原なりと可美眞手命亦來りて曰く南入江は遠く山の片峽に續く千谷五百谷大川の瀧津早瀬なり東の方も亦猶ほ山越の落ち來るが如しと之を以て當時に於ける地勢と河海の状態とを推知すべし近世科學の發達に従ひ一層之を證して明かなるものあり乃ち今日に於ける蒲原平野海拔十五米以下の地點は古の水面なりしこと是なり而して此海面が如何にして今日の陸地を成せしやと曰へば海波と河水の働きに由るものにして即ち河川より吐出したる土砂が波濤の爲めに動り揚げられ水の靜止する所に堆積して漸次陸地となりたるものなり可美眞手命の東方山越の落ち來るが如しと言へるにより當時阿賀川河底高く岩石流を支ひ瀑布諸所に懸り激湍を爲したる状態を想見すべし而して其河底は往古より水勢の爲めに漸次浚低下せられたるのみならず會津より舟楫の便を開かんとして瀑布を夷らけ岩石を切り浚濶を加へたること幾回なりしならん今其知る事を得るもの



は蒲生氏以後大工事を加へたること四回なりしこと是なり其他部分的に全通的に工事を施したるもの必ず多かりしならん現に阿賀川沿岸巖石に印する遺蹤より察して河底は往古より常に四五丈を低下したるを知るなり而して阿賀川は元會津川と稱せしを何時の比にか阿賀野川と稱し又阿賀川と稱するに至れり四道將軍大彥命北陸を巡りて彌彥山に到りて下越地方を眺みて眞霧籠朝冥氣野國と名つけたりと傳稱す思ふに之より沼垂蒲原二郡の地方を朝冥氣野と稱し後世轉訛して阿賀氣野と稱し遂に阿賀野と稱するに至り阿賀野川と云ひたるに基くものならん一に揚川と稱する揚も阿賀氣の切略なるを推知すべきなり

### 一、郡内交通の蹤

本郡交通の蹤を見るに往古にありては阿賀川を界とし其北部は岩代國耶麻郡奥川地方より本郡豊實村日出谷村の各部落を経て新谷に出て新發田に通じたるものと同地より内川を経て保田に通じたるものにして又其南部は同

國河沼郡寶坂地方より八ッ田福取（往古は土埋山邊を超へたりと云ふ）田澤小出の山道を経て朽堀に出で一は南蒲原郡下田地方に通じ一は中蒲原郡川内谷地方に通じたりしが其後漸次交通の便開くるに及び津川を中央として郡内を四道に分ち海道組上條組鹿瀬組下條組（下條組ノ内諏訪峠以北を又七村通りと稱したり）となし古の通路は間道となりたり而して諏訪峠は昔犬吠峠（一に犬問答峠とあり）と稱し久しき難道なりしにより明治三十年比少しく道路を東方に變更して新たに新道を開きたりしが是も亦勾配急にして車馬を通ずるに困難なりしを以て之を廢し後數年を経て三川村川口より内川通りを経て新谷に出づる里道を改修して縣道となしたり又阿賀川に沿ふて下條村小松より津川に至る道路は沿岸嶮峻なるを以て元と東西川を縫ふて津川に達せしものにして交通頗る困難なりしが有名なる福島縣令三島通庸明治十五年縣道を開鑿するに當り新潟縣に於ても北蒲原郡に屬せる今の三川村の部分を開きて連絡を通じ始めて車馬の便を得るに至れり大正十年道路法を施行せらるゝに當り下條村小松より津川に至り海道組を



經て福島縣に通ずる從來の縣道を新潟福島線とし三川村綱木より新谷を經て川口に至る縣道を津川新發田線と認定せられ郡道を置かず其他は總て町村道となれり

### 一、本郡郷莊沿革考

郷莊の變移、本郡は昔時小川莊と稱し全郡重山の裏に在り明治十二年行政區畫を定めらるるに當り一郡と爲れるなり而して本郡皇化に浴せる其始を詳かにせずと雖も崇神天皇の十年四道將軍を派遣せられし時大彥命越國を巡案し其子武渟川別命東海を平定して會津に至りて父子相會はれ互に其無事なりしを喜びたりと云ふ上古交通の跡を見るに多くは海岸河流に沿ふて足跡を印したるものにして當時に於ける下越地方の大部分は海面なりしことは上に述ふる所の如くにして民居は丘陵山脚に依りて部落を爲したるものなれば當時の地勢により大彥命は阿賀川に沿ふて本郡を通過せられたることを知るべく御神樂嶽に登りて諾冊二神を奉祀せられたりと云ふを見れば

本郡の皇化に向ひることは極めて早きことを知るべし其後累代蝦夷を征服し恩威を布き諸所に國造を置かれたるも蝦夷反服常なかりしを以て孝徳天皇の御宇に至り沼垂磐船に柵を置きし蝦夷の防衛に充て津川には船艦を備ひて防衛に充つると共に運輸交通に便せられたり後數世を経て元明天皇に至り和銅六年國郡郷名を定めらるゝや蒲原郡に日置櫻井勇禮青海小伏の五郷あり沼垂郡に足羽沼垂賀地の三郷あり今本郡の地形により當時の状態と古圖等に就て本郡の所屬を攻究するに當時阿賀川を界して其北部は沼垂郡賀地郷に屬し南部は蒲原郡に屬し且つ此地方を日置郷と稱したるものなりと推定するを得べし如何となれば當時阿賀川の河底頗る高くして幅員亦從て廣く瀑布諸所に懸り激流奔湍多かりしにより上古舟楫の便普ねからざりし時にありては渡渉困難なりしを想見すべく兩岸村落に於て所用を對岸に通せんとする時は近時に至るまで線綱と稱し川の兩岸に太綱を張り之に管を通し置き物件を其管に結束して之を送り桐貝なるものを吹きて對岸に相圖し所用を便じたりと云ふ此の如き状態に見且つ往昔交通の蹤によりて



其連絡する所を察知するを得べきを以てなり而して其北部賀地郷に屬したりと云ふは多く言を須ゐるの要なく只南部を日置郷となしたるものなりとするは櫻井勇禮青海小伏の諸郷は今尙ほ其所在を知ることを得るも日置郷は其蹤今詳かならず而して日置の稱呼は烽火を置かれたるによるものにして當時沼垂に柵戸を置き屯倉を設け津川に船鑑を置かれたれば思ふに菅名嶽日本平山邊に烽火を置きて津川と沼垂との連絡を通じたりしことは地勢上必ず當に斯ありしならんと察知すべきを以てなり後世沼垂蒲原二郡の水面漸く陸地となり其地形錯綜し管轄不利を來たせるを以て後花園天皇永享八年に至り沼垂郡を廢して蒲原郡に合併せられたるなり

### 一、小川 莊

之より先き本郡並に北蒲原郡赤谷瀧谷の二村及び岩代國河沼郡寶川白坂の二村を合せて之を小川莊と稱したりしが後貞享二年寶川白坂の二村は稻川莊に轉屬したり此莊名の濫觴も亦今之を詳かにしがたし一説に源賴朝本郡

に小川荒川の二莊を置くに云ふも何れの地を荒川の莊と稱したりしや舊記曾て見る所なし元莊園は王公郷相僧侶等の受くる所の所領の稱呼にして吏を置て其封戸を管せしめたるものを莊司と云へしなり然るに後世皇室衰微し藤原氏も亦優柔堂上只虚器を弄するのみとなり頼朝幕府を開くに及びて諸國に守護を置き莊園に地頭を置きて綱紀の弛廢せるを統一せるものにして頼朝に至り莊園を置きたるにあらず始めて本莊を領せるもの今之を知ることを得ず思ふに小川莊と稱するは元と小川殿等と稱する人の所領なりしならんこれより後ち明治戊辰に至るまで此莊名を存續したり

### 一、本莊領主の沿革

本莊の領主にして始めて舊記に見るものを源滿仲とす其女瑠璃姫を源敦に嫁するに及び本莊を装奩の資となし天慶六年源敦に贈り敦死して其子綱に傳ふ天徳二年津川船首政事を布かるゝや綱其執事神崎重永をして來りて本莊を管せしめ又坎六なるものをして海路を監視せしめたり綱死して再び源



氏の領する所となり長徳元年より頼光の孫多田頼綱之を領し明國行國佐渡前司某まで九十三年之を領したりしが應徳寛治中(後三年の役)城永基清原武衛家衡追討に従て功あり寛治五年之を賞して越後を賜ひ本莊も城氏の所領となる其孫資國に至り大治元年本莊を其女婿渡邊(民部大輔)教に與へて之を領せしむ教は綱四世の孫なり資國が子資長越後守となり源義仲追討の勅を受くるや本莊を收めて之を其伯父會津惠日寺の僧綱勝堪に與へたり之より後本莊は代々會津領主の領域となれり故に本莊領主の沿革を序せんとせば會津領主の沿革に由らざるべからず勝堪死して其徒弟宗榮本莊を領せしが文治五年頼朝之を沒收して會津、佐原義連を封じたり之を會津芦名氏の祖となす義連が孫盛義邑を河沼郡藤倉に食む依りて藤倉氏と稱し其子時盛孫盛弘に傳ふ後も盛弘邑を同郡金上に食むに及びて更に氏を金上と改め兼ねて本莊を攝理す之を津川金上氏の祖となす建長四年盛弘城を津川麒麟山に築き孤戾城と稱す子孫來りて之に居り以て本莊を治むるもの十五世遠江守盛備もりはるに至り天正十七年六月宗家芦名氏伊達政宗の爲めに亡ぼさる

に當り奮戦して之に死し盛備が子平六此年九月城を伊達氏に致して去り本莊は伊達氏の略有する所となる翌十八年五月政宗の臣大波玄蕃來りて本城に治せしが幾ばくならず豊臣秀吉會津に來りて伊達氏の侵地を收め此年八月蒲生氏郷を會津に封し四十萬石を食ましむ翌十九年十月氏郷本莊に其家臣北川土佐を分封し一萬石を食ましむ慶長三年三月秀郷の子秀行宇都宮に移轉せられ上杉景勝を會津に封し百二十萬石を食ましむ翌四年景勝家臣小國信光をして本莊に來り治めしめしが又幾ばくならず藤田信吉をして代り治めしむ景勝石田三成に黨するに及び信吉議合はず一族家臣を率ゐて徳川氏に附す是に於て復た鮎川帶刀をして來り治めしむ翌五年九月堀秀治の兵來り攻め孤戾城陥る翌六年八月上杉氏封地を沒收せらる其重臣直江氏其封米澤の地三十萬石を故主に献して祀を存せんと乞ふ之を許して米澤に移す次で九月蒲生秀行會津に再封せられ六十萬石を食む十月秀行其重臣岡重政を津川に分封し三萬三千石を食ましむ同十八年十二月重政罪あり駿府に召して誅せらる是に於て蒲生郷春に其封地を與へ本山豊前をして代り治め



(一一) ……  
しむ翌十九年秀行の子忠郷の弟忠知を本莊に封じ陸奥三郡の内を合せて五萬石を食ましむ忠郷忠知は徳川家康の外孫なり忠郷幼名龜千代忠知幼名鶴松將軍秀忠其偏諱を賜はり松平の姓を冒さしむ此に至り忠知分知を賜はり始めて津川を町と稱す忠知幼なり郷春をして代り治めしむ寛永三年八月忠知從四位下に叙し侍從に任じ出羽上の山に移封せらる同四年正月忠郷卒す嗣なし國除せらる此年五月伊豫松山城主加藤嘉明を會津に移封し四十萬石を食ましむ此年加藤氏孤辰城を毀ち其厨房を町裏に移して代官所を作る建長四年盛弘之を築きてより此に至りて三百七十七年にして廢墟となる同八年嘉明卒し子明成襲く明成貨殖を好み收斂を事とし下を恤ます重臣堀主水之を憂ひ屢諫むれども聽かず遂に主水が職を免じ祿を奪ひたり主水怒りて一族三百餘人を率ゐて城に向て發砲し橋を絶ち關を破りて去りて鎌倉に蟄居せり明成怒り封土を以て主水に換へんと乞ひ其一族を獲て之を虐殺せり同廿年明成封土を奉還す幕府特に石見國吉永一萬石を其子明友に賜ひ祀を存せしむ以上沿革は拙著小川のしからみに詳悉せしを以て只其梗概を述べ

るのみ以下松平氏の沿革を述べて實蹟の參考に供せんとす此年六月最上山形の城主保科正之を會津に移封し二十三萬石を食ましむ正之は徳川秀忠の子家光の異母弟なり幼にして故武田信玄が女見性院に養はれ後武田氏の舊臣保科正光が養子となる寛永六年十九始めて將軍秀忠に謁し父子對面の儀あり正之聰明の資を以て聖賢の道を究極し己れを持する謹慎人に接する謙讓將軍家光深く之を親信し兄弟の間膠漆の如し正之家光を輔け畫策する所多しと雖も事多く國家の大祕事に屬するを以て左右と雖も其事實を知ることなし寛永十一年家光上洛正之扈從す正保二年家光の世子家綱元服の儀あり正之理髮たり同三年本莊長谷村村長次郎右衛門の孝を賞して之を旌表すこれ會津に於て孝子節婦義僕忠婢を賞せし始めなり今次郎右衛門が行狀を左に記して世の孝子たらんと欲する者に示す  
會津領越後國蒲原郡小川莊長谷村次郎右衛門は其村の長なり能く父母に事へて孝行なり朝疾く起きて父母の寢所を伺ひ未だ目覺めざれば踏足して立ち返る其起きんとするを聞けばやがて出迎へ手を牽きて爐邊に座せ



しめ暫くありて盥水を捧げ髪結ぶことを常とす冬は床を温め夏は枕を煽ぎて涼しくし未だ睡らざる程は四方八方の物語して悦ばしめ朝夕の飲食叮嚀に調ひ二便に行くにも心を付け雪の日は先き達ちて庭を拂ひ夜は自ら燈を執り暫しも傍を離れず門を出づる時は其事を告げ歸りては先にての始終を物語り何にても私に行ひ決することなし父若し隣家へ出て之を迎へに行くときは其家の門の邊りに徨み興しめやかなるときは其樂みを妨げんことを畏れて速に内へも入らず歸意を催すときを測り迎に來るを告げて靜かに伴なひ歸る次郎右衛門偶ま膝下を離れて遊會することあれば終日席を安んぜず前を見後を見る傍人怪みて其故を問へば郷里に親あり恐くは我後にや在らんと思ふ故に座安からずと云ふ聽く人感を催さずと云ふことなし正保三年父母に一生月俸を賜はり次郎右衛門に米拾俵を賜はりて之を賞せられき

之を讀むもの次郎右衛門が其親を愛敬する真情の流露するを見ん特に其家を離れ遊會するに當りて前後を顧み其父の身邊に在るが如く思惟するもの

一心寸時も父母を離れざるを以て常に父母在すが如き心情去ることなきなり之を以て孝子の心を知ることを得べく聖賢の教ふる所只是のみ抑父母の子に於けるや恩愛兼ね至る天地の間何ものか之に加ふるものあらん人の性生れながら圓滿なるもの少なく各長短ありと雖も然れども心情純一至誠なるときは父母の恩愛を感じることに切なり故に君子の父母に於けるや之を尊び之を愛し之に事へて又他なく之を敬し之を養ひ常に及ばざらんことを畏る其至誠の及ぶ所我身を以て我身と爲さず父母の遺体として之を敬するなり孔子の曰く孝は百行の本なり身体髮膚之を父母に受く敢て毀傷せざるは孝の始めなり身を立て道を行ひ名を後世に揚げ以て父母を顯はすは孝の終りなりと曾子之を述べて曰く身は父母の遺体なり父母の遺体を行ふ敢て敬せざらんや居處莊ならざるは孝に非るなり君に事へて忠ならざるは孝に非るなり官に蒞んで敬ならざるは孝に非るなり朋友に信ならざるは孝に非るなり戰陣勇なきは孝に非るなり五つのもの遂げざれば裁親に及ぶ敢て敬せざらんやと聖賢の教千萬言も管ならずと雖も要は只これのみ而して基く所



は温良恭敬忠信の美德を啓發して惟精惟一其至誠を盡すに在り次郎右衛門  
が行狀を讀むもの豈三思して感憤する所なかるべけんや  
慶安四年四月家光薨す其病革るや公を召して幼主を托す時に徳川氏三世能  
く天下を駕御し勢威漸く振ひしと雖も當時猶ほ戰國の餘風を脱せず釁隙を  
窺ふものなきにあらず而して英主新たに薨し後嗣猶ほ幼なかりしを以て時  
危機に屬せしに是より公天下の輔弼となり井伊直孝酒井忠勝松平信綱阿部  
忠秋等の名臣と力を合せて政事に勤め上皇室を尊び下諸侯を統へたるを以  
て遂に不平の徒をして閉息せしめ天下を動搖せしめざりき  
承應二年一月家綱右大臣に任せらる公代りて上洛し天恩を謝す其闕に至る  
の日龍顔を拜し天盃を賜はり從三位に叙し左近衛權中將に任せられ又御劔  
を賜ふ公大將軍に告げざる故を以て叙任を辭し賜を拜して歸る將軍命じて  
叙任の勅を拜せしむこれより後恒例となれり寛文三年公病を得同四年營  
中乘輿を許さる同六年復眼を患ひ致仕を乞ふ允されず是より執政公の邸に  
就て國務を議す此年十二月公遂に江戸の邸に薨す大將軍之を痛悼し忌服に

居り天下に令して音曲を遏むる七日女院訃を得て哀傷し堂上皆之を歎惜せ  
り正之資性聰明英邁にして而して和淳初め老佛の書を修めしが四十にして  
大學の基く所を知り之より山崎闇齋を師として専ら儒道を研鑽し又本朝神  
道の衰ひたるを慨し吉川惟足を聘し神代卷の奥儀を得たり其儒學を修むる  
や力を敬に用ゐて功夫日々に新なり其言に曰く主一無適なれば則ち未發の  
氣象をなし得動くときも亦定靜かなるときも亦定聖人無情にして之を性の  
まゝにするもの其れ庶幾からん乎又曰く程門靜座の法揚氏羅氏李氏能く之  
を授受す三子傳心録是に於て編す嘗て玉山講義の精を歎じ之が附録を爲く  
り則ち其要を擧げて曰く仁の生意親切の味は則ち未發の愛なり一意一理に  
して萬物の一體たる所以なり又曰く智は藏れて迹なし此を識りて後ち以て  
道体を語るべく以て鬼神を論すべし又曰く仁智の交際は萬化の機軸此れ天  
人に合するの道なりと其聖賢の道に造詣するの深き古來我國に見ざる所而  
して其政を爲す皆其究明せし所に基く其會津領内に布きたる條規等一々之  
を列擧するに違あらずと雖も皆民を以て本とし之に申ぬるに忠孝仁義の道



を以てし以て風俗を醇厚にし社會を新たにせるものにあらざるなし尙ほ公山形に在り隣地白岩の民亂を作し公に其鎮撫を乞へしとき公其主動者三十五人を捕へて悉く之を磔刑に處し強訴の弊を矯めたるが如き其始めて會津に入るや前代の逋税三千五百萬兩を免せるが如き明曆三年江戸の大火に當り匆卒の間直ちに淺草の米廩を開き防火救民の策を取りたるが如き當時城中の寶庫を燒失し累代の重器を失ひたるを幕府の威信に關すと爲すものありしを反説せしが如き公費を以て窮民を賑はし災死者九千六百餘を合葬し回向院を建てたるが如き一年京都所司代板倉重宗公を見て湯武放伐の論を質せるに際し公我國体に悖れりとなし之を斥け泰伯文王を以て答へたるが如き即ち大儒にして大爲政家を兼ねたるものにして實に當時の名侯なりしのみならず古今希れに見る英主と稱すべし子孫世々其遺訓を奉じ學校を設けて藩士の子弟庶民を教育し神道は惟一神道を鼓吹し儒學は朱子學を獎勵し孝子節婦義僕忠婢を表旌し九十歳以上に至るものには終生一人扶持を給して長老尊敬の精神を養ひ又廢娼を斷行して領内に娼妓を置くことを禁じ

姦淫罪を嚴にし男根切斷墮胎及嬰兒壓殺を嚴禁し奴隸を解放し雇傭人の權利を保護し人身賣買を禁じ貧民救濟の法行旅病人保護法を設け特殊部落の改善保護乞食小屋の建設を爲し社會常平倉を建設して米價の平準を計り農業資金貸付法を施き新開地免租の法を設けて開墾を奨励し釀造を制限して食糧政策を立て二三男に土地分與の法を定め土地の賣買を禁じ鐵器陶器漆器人參蠟燭織物等の生産を鼓吹せる等専ら聖賢の政を施き奢侈を禁じ儉素を専らとし尤も士風の堅實を計りたるを以て四海泰平に慣れ諸藩漸く柔惰の風を長せし時に當り會津は東北の強藩を以て居れり正之より正經正容正貞正頌正住容衆容敬の八世を経て嘉永五年容保に至る時に家光海外交通を禁じてより國內無事久しく泰平の夢を貪り居たる間に在りて歐米諸國は競ふて科學を研鑽して之を實地に應用し貿易を盛にして富強を計り此年米國使を通じて互市を乞ふに及び英佛露相次で至り曾て國民の夢想だに上らざりし大艦巨砲を連ね來り精巧なる機器と熟練なる技術とを見て喫驚したる國民は上下狼狽國內沸騰し幕閣は國家の大事として開鎖の意見を諸侯に諮



引外情を朝廷に奏する等從來類例なき慎重の態度を執りたり此に於て國內浪士儒生剛放氣を負ふものは攘夷を唱へ怯懦畏怖に驅らるるものは却て之に和し世界の趨勢を知る達觀の士と幕府の要路に在りて歐米の趨勢に通ずるものは開國の止むべからざるを説て交通を許さんことを主張し遂に開國派と攘夷派とを生じたり而して朝廷にありては孝明天皇大に震憂あらせられ又其堂上者は世界の趨勢に通せず當時の國勢如何を慮らず只恐怖の餘り諸侯をして掃攘せしめんことを主張するあり其勢一轉して攘夷派は堂上過激の縉紳と結び開國派は幕府の方針を助けて通交條約を締結せんとし遂に勤王派と佐幕派とに分裂する形勢となれり而して幕府の勢力は漸次不振の狀態となり有司も亦當時有爲の人に乏しかりしを以て只先規故格を守るのみ其所爲因循國事牴牾常に苦境に逡巡したるを以て久しく其威に雌伏したる外様諸侯中には陽には佐幕を標榜して陰に勤王派に結ぶものあり又水戸藩の如き三家の一に居りながら幕府の要路に慊たらず公卿縉紳と結び矯激の言動を爲すあり時勢頗る紛亂を來せる時に當り容保侯幕府の懿親を以て

出で、京都守護職となり勤王佐幕の説を唱へ公武合体に盡瘁したり之より先き長州藩主毛利慶親侯薩摩支族島津久光侯は外交問題起りし以來公武の間漸く阻隔を來し國內攘夷の論盛なるを憂ひたりしが毛利氏と島津氏とは其間又圓滑ならず堂上公卿に結ぶ各其黨する所を異にし關白近衛忠熙公は島津氏の姻戚なるを以て多く島津氏の建策に傾き爲に薩摩關白の異稱を受くるに至り又毛利氏は主として鷹司公に依りたるを以て公も亦長門關白を以て呼ばるるに至れり従つて以下の公卿も毛利氏に黨するもの島津氏に黨するものあり後年三條以下七卿の奔りて毛利氏に依りたるが如き即ち其與黨に依りたるものなり文久元年慶親侯上京するや其老臣永井雅樂をして公卿に説かしむるに地球上の大勢を以てし大に國力を充實し國威を發揚して而して後ち外事を處すべきを以てし雅樂爲めに數千言を述べて内覽に供し天皇叡慮稍動くものあり又慶親公の世子定廣江戸に在りて閣老に説て曰く大義名分は本なり外交は末なり宜しく尊王の道を明かにし朝廷の疑惑を釋かば廷臣自ら鎖國の非を悟るに至らんと次で慶親侯出府して主として天下



の人心を一にするを先なりとなして曰く朝廷を尊び上下の分を明かにせば開國必しも敢て異議を唱ふるものなからん故に親しく萬國の事情を奏し天裁を経て航海を盛んにし富強を計りて而して後ち和戰の論を定むべしと閣老大いに其説を喜び思ひらく毛利氏名聲頗る高し之をして京師に説かしむるに如かずと仍て將軍に建策して毛利氏をして朝廷に建白せしむ翌文久二年二月慶親雅樂を京師に遣り上書せしむ其要に曰く幕府外人の虚喝に怖れ祖宗の大典に違ひ國威を毀損し政綱を亂だし天下の人心を憤らしむ誠に云ふに忍びざるなり然れども治平三百年列藩文弱に流れ士皆武を忘る今に於て之を率ゐて外國と戰はんとす曷ぞ彼が百鍊の強兵に抗するを得ん今の謀を爲すに廣く海外萬國と交り盛に航海術を開き五大洲を横行し國富み兵強く萬國と覇を争ふを以て國是とせば彼れ我が威徳に服せん而して後ち懷づくべきは之を懷け伐つべきは之を伐たん今歲偶干支辛酉神武帝肇基の年に當る冀くは朝廷非常の英斷を以て萬世不朽の鴻業を建てられんことをと和漢古今に涉り開鎖の得失を論ずる數千言然れども廷議皆幕府の説客なりと

なして之を駁撃し（一説は此書を聖聽に達せず却下したりと云ふ）當時京に在りて縉紳に出入せる毛利氏の勢力家久坂義助寺島忠三郎は常に浮浪の徒と往來し尊王攘夷を唱へ其盟主たりしものなりしが更に辨姦論を著はし長井を以て國を誤るものとなしたり正親町三條公等長井を召して毛利氏既に幕府と同意せば速かに其所見を直奏すべしと命じたり是に於て毛利氏幕府に陳情して曰く朝廷臣に直奏すべしと命せらるる臣若し直奏の例を開かば列藩之に倣ひ事益々複雑を生せん希くは將軍速かに列侯を率ゐて入朝し天裁を仰て國是を定められんことをと閣老皆曰く將軍の入朝は用度容易ならず俄かに決しがたしと

此年四月島津久光侯兵一千餘を率ゐて京に到る之より先き浪士の尊王攘夷を唱ふるもの京師にありて縉紳の間に入し過激の言動を爲すと雖ども烏合の衆大事を擧ぐるに足らず遂に島津氏を動かし之を戴かんと一決し福岡藩浪士平野二郎及び僧月照竊かに鹿兒島に到り書を島津久光に呈す久光私かに金を賜ひ之を慰諭するに余が東上を待つべしと云ふを以てす而して久



光浮浪輩の輕舉事を誤らんことを畏れ藩士を戒しめ之と交通することなからしむ此に至り久光備前室津に至り浪士大に喜び之を途に要し戴て偉功を奏せんと欲す久光近臣をして其粗暴を戒しめて曰く事天裁に依らざれば名義立たず上京朝旨を請ふて處する所あらんと時に福岡藩主黒田侯出府の途次播州に到る黒田侯は島津家の叔父なり久光黒田侯を旅邸に訪ひ語るに浪士の企圖を以てす黒田侯大に愕き俄かに病と稱して西歸し平野二郎を捕ふ久光大阪に至るや岩倉具視卿内旨を傳へて曰く幕府違勅の罪を寛ふし單に攘夷の實行を責むるのみと此月十五日久光入京上疏して曰く攘夷は後ちのみ請ふ内を安んじて而して後ち外に及ばん先づ粟田口宮及び鷹司大閣近衛左府の幽閉一橋尾張越前土佐宇和島の閉居を解き九條關白及び酒井所司代を罷めよ又安藤閣老を斥け一橋を將軍補佐に越前侯を總裁職に任じ公武一和人心一致而して後ち天下の公論を以て外國の事を處せん願くは久光先臣齊彬の遺命に従ひ大に國家の爲めに微力を致さんと聖上之を嘉納し朝議に付せらる正親町三條二卿曰く先づ尾張越前の閉居を解くべしと久光曰く是

等の事聖斷に一決せん若し幕府抗議せば即ち天誅あるのみと蓋し齊彬徳川氏と婚してより漸く其裡面を採知し其内政紊亂せるに乗じ天下を釐正するの志ありしも手を下すの地なく志を抱て卒す遺命する所頗る重きものありしと傳ふ當時徳川氏は尙ほ天下の政事を斷行せし時なり此時に當りて久光此の如き激烈なる奏上を爲す三百諸侯之を聞きて必ず其大膽なるに驚きたるならん

此に於て朝廷勅使を幕府に下し將軍の上京を促すの議あり大原三位自ら奮て之に膺たらんと請ふのち之を左衛門督に任じ江戸に下らしむ島津久光兵六百を率ゐて之に従ひ遂に將軍の上京を決したり始め毛利慶親父子朝幕の間を周旋し朝廷をして攘夷の議を翻へし將軍を上京せしめ公武の一和を計らんとせしも幕閣に在りては俄かに將軍の上京を謀るの意なく而して朝廷に在りては永井雅樂の奏議を曲解して上下喧敖之を尤かめ朝廷亦命じて雅樂を斥けしむ慶親意穩かならざりしに今や從來意氣投合せざる島津氏に先せられたるを以て忿懣の情抑へ難く之より二藩の間益々阻隔するに至れり



此年我容保侯京都守護職となり始めは言路を洞開し浪士を包容懐柔し天下の用を爲さしむるを以て方針と爲したしが後ち彼等が譎詐百端陰謀を藏するを看破するに及び所在追捕京師の紛擾を一掃せんとするに至れり然るに當時西國に於ける有力なる諸藩士各其主に屬して京師に在り薩藩は彼の伏見寺田屋に於ける藩士斬殺以來表には矯激の言を爲すものなかりしが概ね潜かに過激公卿に出入し専ら幕府を倒し會津を除くの計圖を爲しつゝありたり此時に當り我侯は至誠恭順一意皇室を尊崇し京師を靖んじ幕府を佐け一和を圖るに汲々たり孝明天皇其誠忠を感賞し依頼せらるゝ所甚だ深かりしも廟堂縉紳の矯激と幕府有司の姑息とは一朝夕に興りたるものにあらず數世漸積の致せる所にして之を融和せんとするは非常に困難なる所加之ならず過激の浪士縉紳の間に入出し其裏面に潜める勢力ありたるを以て公武合体の目的を達せんとするには先づ此裏面にある潜勢力を芟除せざるべからず是文久三年八月十三日大和行幸の僞勅を發せられたる時に及び同十七日夜半に至り俄に三條實美以下七卿の參朝を停められ翌十八日長藩の京

都守衛を免せられたる所以にして同二十六日諸侯を朝廷に召し詔して曰く是迄眞僞不分明の儀有之候へども去る十八日以來申達候儀は朕が眞實の存意に候此邊諸藩一同相心得べき事

又曰く是迄諸藩士並浮浪人等諸家へ立入り異論を唱へ候より叡慮を惱し候次第之儀有之候間以來右様の儀無之様取締仰出され候事

又曰く諸藩士堂上諸家へ立入り候事以來は各藩にて役人人数を相定め名前を傳奏へ差出し置き其他の輩は猥りに立入有之間敷仰出され候事  
當時に在りては國事紛々之を悉すは小冊子の能くする所にあらず此勅命を以て當時の概況を察知することを得べし  
是に於て長藩士は七卿を奉じて國に走れり翌元治元年二月幕府容保侯を軍事總裁職と爲し越前藩主松平慶永侯を京都守護職と爲す而して旨を傳へて曰く近日毛利慶親を糾問するに當り彼若し謝罪の實を致さざれば當さに師



を發して之を討せざるべからず徳川茂承を大將とし容保副將たるべしと時に天皇秘密に我が容保侯に依頼せらるゝ所あり闕下を去らしむるを望みたまはず未だ幾ばくならず慶永職を辭し容保侯再び守護職となる此年長藩の長臣福原元圃伏見に到る眞木保臣久阪通武來島政久入江弘毅等凡そ四百餘人藩を脱して到ると稱し山崎に次し七卿の官爵を復し慶親父子の入朝を許さんことを強要す次で重臣國司朝相脫藩の士を追補すと稱し兵を率ゐて到り嵯峨に次す是に於て中川宮關白齋敬並一橋慶喜松平直克の諸侯我が容保侯と與に入朝し長臣の處分を議す薩摩土佐久留米三藩連署して速かに之を討たんことを建議す有栖川宮一條實良以下の公卿七十餘人連署して長久の乞を許さんことを議す中川宮と容保と襟を正して曰く逆徒兵器を携へ來りて朝廷を劫かす義許すべからずと朝議のち決す之より先き浪士等我藩を指して會好と稱せしが此に至り長藩聞て我侯を怒り直に侯の邸凝花舎を襲ふと(時に容保侯病あり邸を内苑凝花舎に賜へ勤仕に便せしむ)宣言し三方兵を進め闕を侵し激戰二日にして敗れ走る此役慶親父子の軍令狀を收む此

に於て征長の師を興すの止むなきに至れるなり

翌七月長藩主毛利慶親父子の官爵を削り徳川慶勝を總督とし松平慶永を副總督とし山陰山陽西海南海四道廿一藩に令して之を討たしむ慶親父子大に畏れ寺院に屏去し寄兵隊を解き砦柵を毀ち一藩閉門謹慎し福原益田國司以下事に與るもの十餘人を斬り臣師の首を總督府に送り罪を謝す總督府命を傳へて曰く慶親父子自ら來りて伏罪の誓書を呈せよ脱走七卿を致せ山口城を毀て萩城を解放し激徒を鎮せよと吉川經幹總督府に至り啓して曰く謹んで命を奉ずと而して慶勝山口に臻らず又命令の實行を了するを待たず諸軍に令して匆卒師を班へせり翌慶應元年高杉晋作潜かに馬關に歸り檄を傳へて兵を募る來り聚るもの五百人のち萩城を奪ひ溫和派椋梨藤太財滿新三郎以下十二人を殺し慶親父子を奉じ山口城を修めて之に據る始め慶勝の班軍復命するや幕府閣老並芙蓉間諸有司等毛利氏の處置輕きに失すると爲しは一橋慶喜公の意に出づるものなりとして之を慨歎せしが此に於て再征の師を興すの止むなきに至れり慶應元年五月長藩再征の師を興し將軍家茂自ら



將として上洛して闕下に伏奏し而して大阪に止まりて進まず彼をして再び謝罪の實を明かにせしめんとし單に聚觀を示すのみ此間空しく時日を遷延し國論一致を缺き彼をして戦備を整ふる餘裕を與へたるに過ぎず翌年六月に至り止むことを得ずして軍を進むと雖も已に薩摩宇和島廣島の諸藩此の舉を止めんことを建白するあり當時京都の風雲豫想と相違し幕府戦意を缺き向ふ所皆敗れ却て隣地は彼の侵略する所となりたり八月家茂公薨じたるを以て勅して戦を輟めしめらる此に至りて幕府膺懲の趣旨は已に走りて只相對の戦鬪に過ぎざる形勢となり而かも勝敗地を換ひ幕府の能くするなきを天下に公表せしに過ぎざる状態となれり而して彼が怨怒の府となり其肉を噬はずんば止まずと爲すものは彼が所謂會奸なり是れより先き一橋慶喜公家茂將軍の後を繼ぎて大將軍に拜せられしが當時落書あり曰く  
徳川の末にかけたる一橋渡り兼ねたる世の中の人  
と公は從來幕府改造の意見を持したるにより幕閣及び當時勢力を有したる奥向に喜ばれず諸侯中にも亦公を厭忌せしものあり公と幕閣とは一致せざ

りしなり然れども當時の難局に立ちて事を爲す公を措きて他に適任者あらざりしなり超えて十二月孝明天皇俄に崩す世に傳ふ天皇痘を患ひ三日にして崩すと(當時世人潜かに相傳へて曰ふ○○家○○を奉りたるに因ると)此に至りて天下の形勢一變の好機を與へたり之より先き薩摩藩は公武合体に盡力せしものなりしが(?)幕府の到底爲すあるに足らざるを見るや私に長藩に結び今や薩長聯合して幕府を倒し天下の權を掌握せんとするに至れり次で慶應三年正月明治天皇踐阼此年四月薩摩土佐越前三藩連署建議して長藩處分寛大ならんことを乞ふ幕府聽かず朝廷も亦慶喜公に諭すに處分寛大ならんことを以てし超て五月長藩を寛典に處し兵庫を開港する勅許を得たり是に於て長藩の膺懲は遂に龍頭蛇尾に終れり次で九月土佐藩主山内豊信天下の大勢一變し公武兩立すべからざるを看破し從來の公武合体説を捨て皇基を鞏固にし王政復古の業を建つる時なりとし建白書を後藤象次郎福岡孝悌等に齎らし將軍慶喜公に奉らしむ之より先き將軍慶喜公及び守護職容保侯も亦政令二途に出で國家の統一を缺き時局艱難なるを憂ふる時なり



しを以て在京諸藩の將士を會し大に論議せしめ遂に大政奉還に決し十月十四日奏して曰く方今世界列國交際日々に盛んなり政權一途に出でざれば綱紀立ちがたし從來の制を改め政權を朝廷に復し廣く天下の公議を盡し聖斷を仰ぎ同心協力共に皇國を保護するに非ざれば萬國と並立し難し臣が國家に盡す所之に過ぎずと朝廷直ちに其奏を裁可し勅して曰く祖宗以來御委任厚く御依頼在らせられ候へ共方今宇内の形勢を考察し建白の趣旨尤もに思召され聞食され候尙ほ天下と共に同心盡力を致し皇國を維持し宸襟を安んじ奉るべく御沙汰の事と蓋し時世紛亂して收集しがたく遂に茲に至りたりと雖も然れども徳川家康以來皇室を尊奉し盛んに忠孝の教を明かにし文物燦然として興り上下泰平を謳歌し四民其業に安んじたりしもの二百數十年今や請ふて政權を奉還す抑是家康の豫め期する所にあらざるなからんや此時に當り幕臣等密かに思ひらく大政奉還の議ありと雖も諸侯必ず俄かに之を賛することなかるべしと廷臣も亦此議あるを聞くや思らく將軍豈能く俄かに此大事を決し得んやと奏入るに及び關白齊敬其他溫和派公卿は勅許な

からんことを僉議ありしも大久保市藏等直ちに勅許あらんことを論じ遂に之に決せしなりと云ふ抑京都を以て大政の出づる所となさんとせしは容保侯の持論にして曩きに將軍家茂公に勸むる屢なりしも常に幕閣の阻止する所となり遂に其の嫌疑を受け職俸五萬石を停止せらるゝに至れり此の如き事情の爲め實行し能はざりしものにして今山ノ内侯の建言する所は侯の素志に適合し幕府を京都に移し宮中府中の別を明かにし公議を取り聖斷を仰ぎて大に政令の刷新を計らんことを期したるものなり而して將軍慶喜公が俄かに此大事を決行したるの素志も亦斯にあり蓋し此の如くせざれば江戸政府の纏綿せる内外の情弊を一掃し大に綱紀を刷新し得ざりしを以てなり而して我が容保侯を難じて孝明天皇崩殂と同時に速かに現職を辭して國に就かざりしは守護職に戀々せしによるとなすものあるもこれ事情に通せざるの批難なり家茂公俄かに薨じ繼嗣定らず慶喜公をして襲職せしむるに當り頗る困難の事情あり我が侯固く公に誓ふ所あり強て公を立たしめたるによるものにして此に至りては只死生を擧げて一致の行動を執らざるを得ざる



實情となりたるに因る然るに何事ぞ徳川及び會津桑名征討の密勅は昨今兩日を以て薩藩に下れるなり其詔勅左の如し(原文漢文)

左近衛權中將 源 久 光

左近衛權少將 源 茂 久

詔す源慶喜累世の威を藉り閩族の強を恃み妄りに忠良を賊害し數は王命を棄絶し遂に先帝の詔を矯めて而して懼れず萬民を溝壑に擠して而して顧みず罪惡至る所神州將さに傾覆せんとす朕今民の父母となる此賊にして討たずんば何を以て上先帝の靈に謝し下萬民の深讐に報へんや此れ朕が憂憤在る所諒闔顧みざるもの萬已むべからざるなり汝宜しく朕が心を體し賊臣慶喜を殄戮し以て速かに回天の偉勳を奏して而して生靈を山嶽の安きに措くべし此れ朕が願敢て懈ることなかれ

慶應三年十月十三日 奉

正二位 藤原忠能

正二位 藤原實愛

權中納言 藤原經之

次で

會津中將

桑名中將

右二人久しく輦下に滞在し幕賊の暴を助く其罪輕からず之に依り速かに誅戮を加ふべき旨仰下され候事

十月十四日

忠 能

實 愛

經 之

薩摩中將殿

同 少將殿

而して史家傳ふる所に依れば當時長藩にも同一の密勅を下されたるなりと云ふ



嗚呼是何ぞ云ふことぞ恐懼の餘り辨ずる所を知らざるなり福地櫻痴居士幕府衰亡論に述る所之を論じて尤も明かなるものあり今其概要を左に録して讀者の判決に待たん

櫻痴居士之を論じて曰く  
斯の如き事蹟を論ずるは史家の極めて困難を感ずる所なり況や此密勅たる明治偉業の由て來る所にして今代史に於て尤も其光輝を發する要節たるに於てや然れども予は今幕府衰亡の事情を論ずるものにして左諱右避實を沒し眞を滅すること能はず先づ當時に在りて幕府より見たる所は主上は未だ御幼冲に在まし朝廷の政は皆輔佐の任に當れる大臣公卿の手に在るを以て眞正の叡慮に出づるものなしと考定したること是なり幕府の此考定は決して不當なるものにあらず當時主上は未だ御幼冲にして大政を親裁したまはず是に由りて大政返上に關しては當時の廷臣たるもの天下後世に對して其責に任すべきこと論を待たず而して此廷臣が責に任じて薩長に降したる密勅は事体重大日本全國の治亂盛衰に係るものなれば其公明正大なる日月と

光りを爭ふを旨とすべし且つ此の如き大事に當りては凡庸の宰相と雖も必ず慎重を失はざらんことを務むべし況んや維新の元勳なる豪傑の集議に成れる密勅なるに於てをや然るに今此密勅を拜讀すれば源慶喜は實に古今無類の大惡人なり支那の王莽曹操我國の清盛義時と雖も尙ほ及ばざる惡逆無道を働ける武將なるが如し然れども幕府者より之を見れば慶喜公は就職以來妄りに忠良を賊害し王命を棄絶したる事蹟は毫末も其實證あるを知らず況んや先帝の勅を矯めたりと云ふが如き更に其事あるを見ず殊に萬民を溝壑に擠して顧みずとは恐怖すべき事なれども當時天下中にありて一人の其事實あるを知るものなきに於てをや今の明治史を編むもの宜しく明白に有罪の證據を提示して密勅を史廷に告白せざるべからず然り而して明治史論家の筆よりも口よりも未だ明白なる論告を聞かざるを遺憾とす  
以上は櫻痴居士所論の要點の一部を抄略記述したるものにして其事實に就きて明瞭に論述したる所誰か一點の反駁を加へ得るものあらん而して櫻痴居士又曰く此密勅の精神を探究すれば此詔勅下降の議に與りたる當時の主



腦者は天下の政權を收むるが爲めに徳川氏及び會桑二藩を追討せしめんとするにあらずして徳川氏及び徳川氏を佐くるものを討平勦滅せんことを目的とせしものなることは明白なる事實なり如何となれば今や慶喜公政權奉還を奏上する時に當りて此詔勅命令を發せられたるを以て知るべく假令ひ徳川氏政權を奉還するも徳川氏の勢力にして依然たるときは三百諸侯皆徳川氏の下風に立つべきを以て之を駕御せんとするは殆ど難事に屬するを以てなりと能く當時の事情を穿ち得たるものと云ふべし此に於て朝廷新政を議せんとして五十餘藩を召す到るもの僅かに五藩二十日七卿の處分並外交に關し之に諮問せらるゝ所あり翌日諸藩士書して姑く將軍に委任し諸侯の公議を待つて決せんと請ふ當時此密勅にして幕府に知られたらんには帝都は忽ち流血の衢となりしならんも幕府は更に知る所なかりしを以て慶喜公並容保侯定敬侯（桑名藩主にして當時京都所司代たり）は只一意恭順を主とし近日朝廷の措置往々先きの勅命と違背するものありしも已に大政を奉還の上は只管平和謹慎を旨としありたるに十一月三十日薩長藝の三藩の兵

軍艦を舩して攝州西の宮に上陸したるを以て會津長藩の兵を追ひ還さんことを議す朝廷大阪に滞在して朝命を待たしむ十二月五日越前慶永侯會長二藩の軋轢を慮り二條城に至り慶喜公と議し長藩處分に關し會津藩士をして之を議することなからしめ而して其處分に關し慶喜公に諮問せらるゝ所あり七日慶喜公長藩の處分は先日の勅命に依り諸侯の公議により決すべく若し朝廷の英斷に出づるものなれば存じ寄りなしと答ふ此時會藩の京師の警衛を免じ薩土の諸藩を以て代らしむ八日親王公卿及び在京諸藩主を召し七卿及び毛利父子の官位を復し入京を許し幽閉を免ずることを議せしむ慶喜公容保慶永二侯は病を以て參朝せず翌九日薩土藝尾越の藩主及び重臣を朝廷に召し且つ五藩の兵をして宮門及び京師の要所を守護せしめ七卿及び長藩處分並徳川氏處置朝廷の大革新を議し岩倉具視並七卿毛利父子の罪を免じ官位を復し朝廷從來の官職を全廢し總裁議定參與の三職を置き又守護職所司代を廢す征夷大將軍の職は蓋し此時を以て廢したるならん此會議に當り薩藩主島津慶久侯は徳川氏に諭して其封土を割かしめ朝廷の政費に充て



んことを論ず土藩主山内豊信は獨り徳川氏の封土を割かしめんとするは不當なり今日の天下の紛糾を致せるは尾越薩土も亦其責を免かれず宜しく列藩封土の大小に應じ其土地人民を割て朝廷に貢すべし且つ今日の大議に當り二三の公卿を五藩の士のみを以て之を決せんとするは先きの勅命に違ひ天下の亂を開くものなり宜しく慶喜公以下諸藩を會して改め議すべしと岩倉具視大久保市藏等之に反對し激論徹夜に及べりと云ふ翌十日慶永侯二條城に來り退官納地の内旨を傳ふ慶喜公廢職の事は謹んで之を了す辭官上地は人心鎮靜の日を待つて之を奉すべしと答ふ而して此時會桑對薩長の關係は益々切迫し何時爆發せんも知るべからざる勢となりたるを以て慶喜公深く之を憂ひ十三日書を朝廷に上り今や朝廷非常の叡斷を以て大變革を行はれ慶喜大政奉還の誠意も下輩の爲めに水泡に歸せんことを畏る依て大阪に下り暫く將士を鎮撫せんとす奏し幕府の將士並容保定敬二侯を率ゐる急遽大阪に下れり朝廷其舉動を怪み會桑二藩の入京を禁ず

同十八日慶喜公上奏する所あり其略に曰く慶喜祖宗繼承の政權を奉還した

るものは今や宇内の形勢天下の公議を盡し不朽の國是を定め政權一に出づるにあらざれば以て萬國と並立し國威を發揚し難しと爲すにあり朝廷臣が微衷を容れ諸侯の衆議決定に至る迄從來の通り國事を執掌せんことを以てせらるる故に臣諸侯の會同を待ち天下の公議輿論を採り大公至正の基を建てんとす豈料らんや昨今一兩藩戎裝宮闕に入り未曾有の大變革を行ひ先帝遺托の攝政を停職し舊眷の宮公卿を斥け先朝譴責の公卿を拔擢し陪臣の輩帝側を褻瀆して數千年來の朝典を汚す等事々先きの勅命に反し恐愕に耐へず幼冲の天子を挾んで專横を敢てす實に天下の亂階なり特に外國交際の事皇國の安危に關する大なり宜しく速かに列藩の公議を取り正を擧げ奸を退け萬世不朽の國基を建てんと奏入る尾張慶勝越前慶永土佐豊信の三侯私かに議して之を却く

既にして慶勝慶永二侯旨を奉じて大阪に至り慶喜公に謁して曰く已に大政を奉還す宜しく官爵を降り封土を納れ以て國用に供すべしと公對て曰く降官は敢て辭せず國用の如きは之を全國に課するにあらざれば乃ち供する能



はず慶勝慶永又曰く閣下輕騎入朝すべし苟くも戒心あらば臣等二藩の兵を以て警護せんと慶喜公之を諾す會ま江戸にありて過激の浪士薩邸に潜伏し市街を横行し市内の富豪を却略し暗殺強盜を事とし隊伍をなして幕府の金庫に亂入し江戸市中巡視の庄内藩士の屯所に發砲襲撃する等暴舉を敢てせしを以て幕府は庄内上ノ山二藩に命じて薩邸を焼き不逞の徒を追補したりとの報大阪に至り討幕密勅の風聞漸く漏れて幕閣に聞こえ幕閣郵を飛ばして之を大阪に報じ一戰清野の策を献じたりければ左なきだに大阪にありては幕府の將士會桑の二藩憤怒絶頂に達し在りたる際なり慶喜公何程平和主義を執らるゝとも之を鎮壓すること能はず況んや慶喜公從來の精神は幕府が國事を處するに諸侯に議らず專斷施行し來りたる政策は今日萬國交際の盛なる時世に適せざるに至れるを以て政權を朝廷に收められ廣く公議を執り聖裁を仰ぎて施行せざるべからずと思惟せしものにして今や此狀況に迫りては手を束ねて敗亡を待つまでに冷血の寂念なかりしに於てをや此に於て兵を率ゐて上洛し朝廷を清掃せんとするの議を決し慶喜公瀧川具

知をして討薩の上表を捧せしめ會桑二藩を先鋒として姫路松山高山大垣濱田忍長岡諸藩主其他親藩譜代の諸侯幕府の親兵二萬餘(一説一萬餘と云ふ)を率ゐて進發し遂に伏見鳥羽兩道に於て道に於て衝突開戦せしが薩長其他京師守衛の軍六千餘(一二三千餘と云ふ)と戦ふもの正月三日より六日に至り幕軍敗北して大阪に退き慶喜公は容保侯定敬侯板倉勝靜小笠原長行等の諸侯と與に急遽兵庫に至り軍艦に乗りて江戸に歸り恭順罪を謝するに至れり此に於て我容保侯も亦國に就き上野公現親王加賀尾張紀伊仙臺越前熊本土佐等二十餘藩の諸侯に依りて罪を朝廷に謝し且つ王師に抗するの意なき所以を明かにしたるも列侯依違觀望忌避して達せず獨り米澤藩使を遣はし懇誠を通ずる所あり仍て同藩に囑し國老連署の歎願書を奉り冤罪を訟ふ其略に曰く老寡君容保文久二年京都守護職を命せらるゝや之を固辭するも許されず闔藩熟議當時國家安危の際義避くべからず京師を以て墳墓の地となさんと決し爾來大樹尊王の精神を体し周旋奉職戰兢至誠を盡し先帝無限の籠眷を荷ひ破格の恩賴を被る容保嘗て重患に罹るや病を宮苑の裏に療せ



しめ至尊の身を以て其平癒を内侍所に禱らせ賜ふを蒙り又當朝に至り先帝以來の誠忠を叡感あらせられ參議に撰任せらる天恩隆渥萬死報効の道なく主從感泣する所只一片至誠終始一貫闔藩の力を舉げて皇室國家に致さんとするの外他意なし先きに徳川内府の入洛に際し之に従ひ上京の途發砲を被むり之に應戦したるは武門の習止むを得ざるに出で闕下を犯すの意なきは萬人普く視る所料らざりき今日逆賊の汚名を蒙むらんとは小藩土地東陬に僻して風習頑固一藩士心死を以て君冤を雪がん事を期す之を諭解するに途なきを苦しむ先帝より下し賜ふ所の宸翰之を内覽に供す仰ぎ願くは先帝垂眷思頼の實を查照し速かに雲霧を拂ひ晴天白日を拜するを得て人民をして其堵に安んせしめんことを懇願の至りに耐えず

之より先き朝廷左大臣九條道隆を奥羽鎮撫總督に澤爲量を副總督に薩藩士大山格之助黒田了介長藩士世良修藏品川彌次郎を參謀に任じ海を航し仙臺に來り同藩及び米澤をして會津を討たしむ乃ち仙兵會津國境に逼りしが此に於て奥羽列藩會議し總督府に牒して進軍を止む然るに參謀世良修藏大山

格之助書を仙米に致して曰く會津容保眞實悔悟せば何ぞ速かに罪を謝せざる今や鎮撫總督到るに及びて之を乞ふは已に遲し近日追討の官軍沿道を掃討し已に白河に到らんとす眞に前否を悔悟せば宜しく其陣門に到り降を納るべし且つ容保藩臣情偽審かならず仔細之を糺明して狀報すべしと乃ち國老連署書を仙米二藩主に上り更に救解を求む是に於て仙米檄を奥羽列藩に傳へて白石に會し其決議に由り仙臺、米澤、盛岡、二本松、守山、棚倉、中村、三春、山形、福島、上ノ山、龜田、一ノ關、矢島十四藩の重臣連署し歎願書を總督に奉りて曰く今次會津征討の命を被り各藩出兵し仙臺藩の先鋒は既に戦を接す然るに容保家臣等來りて降伏謝罪を請ふて云ふ伏見の暴舉は固より異心あるにあらず然れども事卒然に出で天聽を驚かし奉れるは必竟容保平素取締の不行届に出で恐懼手足を置く所を知らず今や容保城外に出で恭順謹慎深く先非を悔悟し當時の事に與りたる首動者各閉居謹慎命を待つ希くは寛大の處置により至仁の聖恩を感戴せしめられんことを今や王政一新萬民皇恩の新たなるを仰ぐ農事將さに闌ならんとする時に當り



人民を役するは是愛民の聖徳を累すものなり今下の事管に會津孤國の事のみと爲さず寛大の處置を施さるれば乃ち奥羽鎮撫の道確立し天下庶民の慶福ならずんばあらず茲に列藩衆議を盡し連署懇請す尙ほ連署以外の諸藩は來着次第更に歎願する所あらんと

仙米二藩主も亦別に歎願書を裁して携て岩沼に至り九條總督に謁し之を併せ呈し且つ曰く松平容保翻然悔悟し城外に屏居し其地を削り其首謀を誅し其罪を待たんとす朝廷特典を加へ其請を許さるれば是管容保一人の幸のみならず奥羽人民の幸福之に過ぐるなし苟くも之を追窮せんか各藩の向背未だ知るべからず或は奥羽二州の民塗炭に陥らんことを畏ると九條總督之を了す參謀世良修藏獨り會津謝罪の實なしと爲して曰く會津封境を鎖し兵を治む其請を容るべからずと遂に歎讀書を却下したり

此に於て奥羽列藩の士皆曰く總督之を首肯して參謀之を排斥す彼れ參謀此の如く專横を恣にするものは只彼薩長朝威を藉りて我が事を爲さんとするもの然らざれば何ぞ事情を量らず濫りに暴壓を事とし民を苦しめ國家

の危殆を顧みざると禍機將に發せんとす仙米二藩主再び書を總督府に致して曰く會津容保の降伏謝罪に關し寛大の處置あらん事を懇請したるも容保は天地に容るべからざる罪人なりとして採納せられず然れども降者は容れ拒者は討つこれを眞に王者の兵となす先きに總督の命を拜するに今や更始維新の時に當り天朝干戈を動かすことを好まれずと然るに今強て征討の命を下す恐くは公明正大の道にあらず況んや農桑多事の時に當り諸藩數萬の兵を動し蒼生徵發轉輸の苦みに堪へず處々亂民蜂起せんとす故に已に進兵したるものは止むを得ず哨兵を置きて解退し更に衆議を経て太政官に稟請する所あらんとす仍て申報すと此月二十三日奥羽諸藩白石に會し聯合盟約して共に薩長の暴を抑へんことを議す超えて五月三日仙臺城下に集るもの奥羽二十五藩太政官建白書及び二十五藩條約書を締結調印せり太政官建白書の略に曰く王政復古更始一新の盛業山陬海隅に至るまで皆聖徳を欣仰し海外萬國と對峙し國家富強四民太平を謳歌するの日將に遠きにあらずと感泣仰望せざるものなし豈料らんや鎮撫總督仙臺着陣の即日弊藩等直ちに會



津追討の先鋒を命せられ邊地の臣民仁恤の聖旨を知るに由なく列藩恐驚萬民手足を措く所を知らず徒に騷擾するのみ然れども勅命の重き猶豫を許さず速かに先鋒國境に迫り戦を接するに當り容保深く先否を悔悟し降伏の意を表し城外に退き謹慎し封土を削減せられ伏見事を誤る重臣を馘ね罪を謝せんことを希ひ仙米二藩に就て訴ふる所あり委しく其國情を糺すに悔悟の情明かなるを以て二中將添書を付して寛典に處せんことを九條總督に致し又奥羽列藩陪臣連名の歎願書を提出したるに容保は天地に容るべからざる罪人なりとして採納せられず驚歎失望只だ大息するのみ曩年長藩の暴臣闕下に發砲し天聽を驚かし幕府に追討せしめらるゝや毛利慶親暴舉三臣を戮して罪を謝し後ち遂に寛典に處せられ王政復古に及びて官位を復し入京を許さる容保伏見の一舉輕卒を免かれず雖ども禁闕を犯せるものと其罪輕重果して如何ん思ふに容保謝罪の條件決して不當となさず之を天地に容れざる罪人となすは公平至當の罪名と信じ難く奥羽列藩人心の向背に關せざるを保せず深く朝廷の爲めに痛惜する所乃ち太政官に訴ふるの外救解の途

なしと議決し九條總督に報じて一旦解兵したり加之ならず莊内藩酒井氏追討の命は其眞意那邊に在るや思ふに是れ朝廷の眞意にあらず反覆熟考審議するも更に反跡の認むべきものなし大山格之助世良修藏等薩長の宿意を決せんが爲め朝命を矯むるものに外ならず今や王政復古百事維新民心未だ定まらざる時に當り王命を矯め己れが私を恣にするものあらんか速に之を處するに重刑を以てせずんば總督鎮撫の誠意を妨げ大政復古の大業を害せんこと火を賭るより明なり朝廷速かに彼れ大山の徒を誅戮し天下の疑惑を解き天下萬民をして皆喜んで王政維新を翼賛して皇國を維持し天朝永く東顧の患を絶ち上下協力天下を泰山の安きに置かんこと陪臣等至誠天朝に報ずる所天地に誓つて他念なし希くは速かに會莊二藩を寛典に處し奥羽諸藩をして其堵に安んずる故の如くならしめ蝦夷唐太の邊土に至るまで王政復古の聖意を悉知せしめられんことを

又二十五藩誓約書に曰く今度奥羽列藩仙臺に會議し鎮撫總督府に告ぐるに盟約公明正大の道を執り同心協力上は王室を尊び下は人民を撫恤し皇國を



維持して宸襟を安んせんと欲するを以てす依て條例左の如し

- 一 大義を天下に伸ぶるを以て目的となす小節細行に拘泥すべからざる事
- 一 船を同ふして海を渉るが如し信を以て居り義を以て動くべき事
- 一 若し不慮急要の事あるときは比隣各藩速かに救援し總督府に報告すべき事
- 一 強を負み弱を凌ぐこと勿かれ營利を私することを計ること勿かれ機事を漏らし同盟を離間すること勿れ
- 一 城壁を築造し糧食を運搬する止むを得ずと雖ども漫りに百姓をして勞役愁苦に勝へざらしむること勿れ
- 一 大事件は列藩集議して公平の旨に歸すべし細微は即ち其宜敷きに隨ふべき事
- 一 謀を他國に通じ或は兵を隣境に出だすときは同盟に報すべき事
- 一 無辜を殺戮すること勿かれ金穀を掠奪すること勿かれ凡そ事不義に涉る者は嚴刑を加ふべき事

右の條々違背するものあるに於ては則ち列藩集議嚴謹すべき者なり

慶應四年五月

奥羽列藩家老連名花押

是より先き世良修藏の歎願書を斥くるや彼が名を王師に假りて私怨を報ずるものとなし之を憤らざるものなし仙藩會ま彼が新莊に在る大山格之助に贈りて歎願許容の不可なるを論じたる書を得て益々憤慨し修藏が福島の妓樓にあるを探知し有志二人面詰して遂に之を斬り其首を白石に送る奥羽同盟之より成る而して會津藩士廣澤安任は容保侯國に就き謝罪恭順せらるゝや獨り江戸に留り必ず謝罪の實を達せんと大久保一翁勝安房の協力を得て西軍の參謀西郷吉之助海江田武治により容保侯遺す所の書を大總督府に致して哀訴し宇内の大勢を陳じ公武の事情を説き大いに努むる所あり容保侯謝罪二十餘疏中總督府に達するを得たるもの只此書あるのみ時に江戸脱走の幕臣浪士等總野に轉戦し勢結び事連り其の成功甚だ困難の状態に陥りたるも參謀西郷は英邁果斷至誠を有する傑士なるを以て其周旋成功せんことを思ひ奮闘努力しありしが大總督府遂に其事情を酌量し謝罪を容れ將さに



安任に報せんとするに至りしが四月二十六日俄然奸人の構陷する所となり  
總督府に囚はれ獄に投せられたり是に於て會津莊内恭順降伏哀訴の道遂に  
斷絶したり

而して會津が専ら降伏謝罪に苦心しある間に薩長は王命を四方に傳へ奥羽  
征討軍を出さしめ近く四境に逼らんとするを以て今は猶豫を許さざるに至  
れり乃ち下野口白河口越後口に各守備軍を配し要地に據りて西軍を防がし  
む

此に於て津川を本據として越後に出軍せしものは市岡砲兵隊、佐川朱雀士  
中隊、西郷朱雀寄合隊、宮下朱雀足輕隊、佐藤新遊撃隊、三宅遊撃隊、渡  
邊結義隊、大庭衝鋒隊、木本青龍士中隊等なりしが後ち屢々増兵したり是  
より先き薩長二藩同盟成り京師の風雲漸く險惡を呈し内憂外患交も到らん  
とし慶喜公の明敏も左牴右牾殆ど爲すなきに至るや薩藩及び之に黨する浪  
士等潜かに北越に遊説するに尊王攘夷を以てし儒生を動かし志士と結び以  
て漸やく諸藩を動かさんとす慶應三年九月新發田藩より會津に牒せる其略

に曰く近年世上人心穩かならず變災那邊に起るを測られず我北越に在ては  
近來正義黨と稱し浪士多く各地に潜伏し地方を遊説しつゝあり仄かに其説  
く所を聞くに會津を攻落し江戸を火し横濱を衝き外夷を掃討すると共に長  
藩は京師に在りて幕府軍を掃討して由て天下の統一を計らんとする計畫な  
りと云ひ而して之を行ふには朝威を藉るにあらざれば天下の望を繋ぐに足  
らざるを以て皇族の一人を請ふて總督となし長藩及び一味諸侯は軍艦に乗  
じて岩船郡瀬波に上陸し村上城を借りて總督府を置き米澤を殉ひ諸侯を説  
き以て會津を亡ぼし奥羽を鎮定せんとする策略なりと云ふ乃ち密かに之を  
探偵するに其黨類諸國に潜伏しありて特に越後は之を助くるもの頗る多き  
が如く弊藩不安を感ずるも亦輕忽手を下し難し越地には貴藩の新領並に預  
所あり必ず相當處置の道を講せられんか仍て舊來の交誼により貴藩の協力  
を得て當然の處置を行はんとすと是に於て藩士土屋鐵之助萱野安之助飯田  
兵左衛門を越後に遣り村上村松新發田長岡の諸藩に交渉せしめ長岡藩は更  
に柏崎與板高田糸魚川七日市三日市等の諸藩に交渉して九月新潟に會合し



左の條項を議決したり

- 一 銘々領内の儀嚴重取締致し探索したる事實は集會の節打合申すべき事
- 一 毎年五月十四日迄に參着十五日出會の事
- 一 事の有無に拘らず毎年九月朔日糸魚川村上の兩藩より廻狀差出し各藩順に差添へ送るべき事
- 一 變事これある節其次第柄飛脚を以て通達すべき事
- 但し差急がざる儀は不時廻狀を以て通達致すべく假令風説たりとも品に寄り心得の爲め廻達致すべき事
- 一 他領たりとも何儀によらず浮説等これあり實事承り置度儀は出會揃の役筋へ承合申すべき事

慶應三年九月十八日

越後諸藩士(與板藩を除く)連署

與板藩の此條約に加はらざりしものは宗家伊井直弼の事に懲りて小藩微力大事に盡すの資なしとして之を避けたるに由ると傳ふ而して京師の狀態は日に惡化し翌十月慶喜公の大政奉還に次で幕府方の大阪下りとなり伏見

鳥羽の變となり國事危急に瀕したる時なりしを以て此條約は著しく効力なかりしものゝ如く之より僅かに半歲朝廷は奥羽越に向つて鎮撫使を發せらるゝに到れり乃ち北陸道鎮撫總督高倉永祐副總督四條隆平參謀黒田清隆等薩長及び尾甲信加各藩の兵を率ゐて越後に入り高田を本據とす之より先き幕府歩兵隊長古屋作左衛門(後ち衝鋒隊と改む野州より會津に來り越後を殉ひ信濃に入らんとして明治元年三月二十七日津川を経て水原町に入り居たるものなり)兵を率ゐて高田に至り四月二十日之を説きて東軍に與せしめ進んで信濃に入り飯山を殉ひ之を従ふ次で西軍尾張松代の兵來るに及び飯山之に屬し古屋を挾撃す古屋支へず退て河浦に到り高田藩西軍に屬せるを知る始め高田藩は勤王佐幕二派議決せず一は徳川氏の家臣恩義に背く能はずとなし一は天下の大勢を論じ大義を害する能はずとなし兩者相執りて下らず城中に會議激論中西軍の兵間道を潜行せるもの急に進んで城外に至る藩論即ち定まり西軍に屬して兵を出し古屋を河浦に襲ふ古屋兵不意に出て驚きて安塚十日町柏崎方面に分散す是閏四月十九日の事なりと云ふ此夜



高田兵の夜襲に會ひ又湯の山に退き又柏崎に來り合したり是に於て西軍向ふ所を部署し一は松ノ山より魚沼郡に向ひ更に兵を分ちて一は千手より小千谷に向ひ一は十日町より小出島に向ふ而して他の一軍は直江津より海道を進む又會津の將町野源之助池上武助は京師伏見の殘兵一百餘を率ゐて各地に轉戦し魚沼郡三國峠に到り險要に據りて胸壁を築き之を守る三國峠は峨々たる峻峰にして鳥道崎嶇一夫之に據れば萬夫超ゆる能はざる地形を占む西軍の軍監岩村精一郎前橋吉井高崎三藩の兵を率ゐて山下永井驛に來り進むこと能はず乃ち進撃の策を議し之を挾撃せんとし高崎藩兵をして間道を攀ち迂廻して會陣の背後に伏せしめ別に吉井藩の一部隊をして深蹊を潛行し法師湯に伏せしめ岩村本道を進み三面挾撃す我兵險を占むと雖も兵少く背後の敵を退くること能はず遂に退却して二居を保ちしが西軍高田より進み到るを聞きて退て小出島を保す是實に四月二十四日なり此の二戦を越後戦争の序幕とす同二十七日高田よりせる西軍小出島に來り攻む我寡兵守る事能はず遂に六十里越に退く之より先き松平定敬侯は慶喜公に従ひ大阪

より江戸に到りしが侯の領地桑名は已に西軍に降りたるを以て其家臣五十餘名と共に柏崎(柏崎は其領地の一部なり)に來り勝願寺に入りて恭順せり然るに江戸に留まりたる主戦黨岡本武雄町田老之丞松浦秀八立見鑑三郎馬場三九郎等之を聞き柏崎に馳せ到り遂に抗戦に決せしめ本營を柏崎に設け兵を封疆鯨波に置きて之を守る西軍海道よりせる長將三好軍太郎薩摩加賀並に松代の藩兵と共に來り攻め敗れて鉢崎驛に走りしが柏崎兵少なふして之を追撃すること能はず而して此日小出島の敗報を得て柏崎腹背敵を受くるを畏れ翌二十八日妙法寺に退く(一書此戦柏崎軍敗れて妙法寺に退くとなす)此日西軍の千手より小千谷に向へたるもの進んで芋坂に至る會津の將井深宅右衛門幕將古屋作左衛門及び會將桃澤彦次郎等を左右翼とし高田尾張の兵を敗る時に高田の別隊來り我側面を撃つ因りて退て雪峠の險に據り之を防ぐ松本、尾張、松代の兵三面より攻撃す我兵支ふべからざるを知り小千谷に退き此夜復た小千谷を指て片貝に退く此に於て海道よりせる西軍は柏崎を本營とし山道よりせる西軍は一兵を損



せず小千谷を略取して之に據り三國峠よりせる西軍の將吉井幸助時山直八の諸軍皆小千谷に集合し海道山道の軍此に至り始めて聯絡したり而して我東軍は片貝鴻巢塚山及び本道に配して柏崎よりする海道の敵と小千谷の敵とに備ふる頗る不利なる形勢となれり  
五月三日小千谷に據れる西軍高田の兵は小千谷本道より尾張の兵は坪野村より又柏崎に據れる上田飯山二藩の兵は柏崎より三方均しく進んで塚山の我軍を襲ふ我軍皆奮戰激闘殊死して戦ひ殆ど勝つ偶薩長の大兵馳せ來り本道より突進して我背後を襲ふ是に於て東軍利を失ひ與板脇野町方面へ退却するの餘儀なきに至れり此時に至り長岡藩始めて兵を出して西軍を掃討せんとす

抑長岡藩は所領高田藩の中に過ぎず封境廣からずと雖ごも一藩士風勁健節義を重んじ廉耻を尙び土地越後の樞要を占め而して國老河井繼之助の豪傑あり藩政を釐革し人才を擧げ舊習を去り人心を新たにし財政を緊縮し兵事を訓練し他日國家の爲め大に畫する所あらんとす文久二年會津容保侯京都守護職となるや幕府侯に所司代町奉行を薦めしむ乃ち長岡藩主牧野忠恭侯を所司代に永井尙志を町奉行に推す是に於て忠恭侯職に就き容保侯と力を協せて京都の事に盡瘁せしが翌年六月辭して淀藩と更代したり慶應三年慶喜公の大政奉還に由り諸侯を朝廷に召さるゝや忠訓侯京都に入り奏する所あり其略に曰く

曩きに公武の間疎通を缺きたるは攘夷開國の議合はざるに胚胎し而して姦雄其間に乘じて巧みに尊王の名を藉りて我非望を達せんとし浮浪の輩深慮遠謀の探るべきなく徒に他の使喉煽動に依り自ら憂國の士を以て任じ悲歌慷慨繫囚となり非命に死して悔ひざるものあり其志は憐むべしと雖ごも理義の存する所國家治安の關する所を辨せず其極私憤を遂げんとするに終るのみ上を犯すことを好まずして亂を爲す事を好むものは未だこれあらず私かに歎息するのみ爾來物情益々紛擾し遂に征長の役となり延て現下の事態を醸成するに至る豈悲しむべからずや外國和戰の議一時紛糾したりと雖ごも當時攘夷者の盟主たりしもの今や却て彼と和し先帝も亦已に開港通商を



裁許せらる之によりて之を見れば攘夷原より行ふべからず廷議其宜しきに從へたるものと云ふべし而して先の攘夷の勅盡く皆朝廷の眞意に出づるにあらず只濫りに鎖港攘夷を唱道せる過激者の提議により發表したるもの多きが如し宜しく其事に與るもの其責を負はざるべからず然るに自己の明暗を辨せず前後反覆を耻ぢずして却て罪を徳川氏に歸せんとす安んず之を仁義有道者と稱するを得べけんやと其讒言嚴明奸惡をして膽寒からしむるものあり始め外船の來るや幕府は漸く世界の氣勢を知り從來の鎖國主義を墨守する時勢にあらざるを看破して通商貿易を許さんとす然るに明治天皇先きには從來の鎖國の方針を棄て給はず廷臣及び浪士等の幕府に懾らざるもの私かに時期至れりとなし相結托して猥りに勅命を矯めて飽くまで不能事を強要し幕府其不可能を陳疏せんとするや之を遮りて聖聽に達せず之を目して朝命を棄絶し國家を危ふする國賊と爲す而して彼矯勅者自ら不可能事を遂行せんとして一敗地に塗れ曰く我罪にあらず王命なりと遂に其罪を國に嫁す奸黠爲さざる所なし當時明治天皇の過激公卿浪士の處置に如何に叡

慮を惱まされたかは實に恐懼に耐えざるものあり今牧野侯上疏の意趣を明かならしめん爲め左の内勅の一二を掲げて之を明かさん

文久三年六月將軍家茂公勅許を得ず東下ししたる時に當り朝廷我侯をして東下せしめ事情を熟察し叡慮を貫徹せしめられんとの勅命ありしに當り天皇より我侯に賜へる宸翰あり其一節に曰く

此頃守護職の其方便として下向の儀 朕に於て好まず候へ共當時の役人並堂上の風として申し條言ひ張り候次第逆も愚昧の朕申出候ども詮なき事故各申す通りに相成る次第に候間唯今此の如く嚴重の沙汰の様ながら實勅にこれなく候間左様承知其方領掌の可否は存分に任せ返答すべく云云

又同時近衛前關白に下されたる宸翰に曰く

今會津を東下せしむる者は過日申せし如く勇威の藩なるによりて是に居れば奸人の計策行はれ難きが故に之を他に移し事に托して守護職を免せんごするなり關白も亦之を疑へり是則ち朕が尤も會津を頼みとし遣るを



欲せざる所にして事あるに臨みて其力を得んと欲するなり今僞勅甚だ行はるゝが故に此後何等暴勅の下るも測り難し眞僞の間會津能く察識するを要す

又文久四年二月我が侯に下し賜はりたる極密なる宸翰は極めて惻切なるものなり然れども當時未だ其事實を秘され何等の事を指されたるものが明知する得ざるも併せて之を左に録して江湖の裁斷に任せん

已に昨年暴論の爲めに守護職をも止め東下又は歸國にも相成るべく申候處實に誠忠疑ひなき段深察し惜念止みがたく何卒在役滯京の段斷然申し出づる所存の處何分暴論朕が所存を矯め我意の振舞のみ行ひ當職も權を失ひ兩職も誣られ候て朕へ勤仕は名計り却て暴人に諂ふのみ(中略)茲に極密他聞を秘し依頼の事これあり侯が何卒極密の計略を以て朕が心底貫徹致吳候事成る間敷や此儀深く吞込み周旋成功の時は朕の憂憤を散霽し實以て感悅候(中略)實に深く存し込候儀故篤と文意會得にて不審議の周旋頼入候但し此儀評論の様なる事にては迎も成就せず候間同輩語ら

ひ突掛かゝり候奮發の計略望む所に候(下略)

以上の宸翰は皆容保侯に關するもののみなれども之を以て當時朝廷内に於ける横暴者の状態を察知するを得べく長岡侯上疏の後段は即ち之を憤慨し嚴肅の態度を以て責任の歸する所を問はんごせしものなるを知るなり然れども當時の朝廷は即ち薩長の朝廷なり如何ぐ之を省せん乃ち慶喜公大阪城に在るを以て此月二十九日大阪に入り翌四年正月伏見鳥羽の變に遭遇し江戸に退き次で三月長岡に歸り恭順士民を綏撫せり西軍越後入に及藩論中立を守るに決す此に至りて河井繼之助我將佐川官兵衛伴百一等と議し心に兵を止めんことを期し西軍の先鋒小千谷の營に至りて時勢の危殆と大義の在る所を陳べ暫く其兵を緩ふし恭順の誠を貫徹せしめんことを陳辯悃請せしも聽かず而かも其應對甚だ傲慢無禮を極めたるを以て憤然袂を拂ふて歸る此に於て一藩奮起し直に西軍を掃攘せんとす因て川島億二郎を擧げて軍事掛兼奉行とし一藩に令して曰く王師は戰を好み民を苦しむるものにあらず然るに薩長漫りに兵威を弄し他境に臨み今や我藩を脅かし不義に陥ら



しむ是豈王師の名を藉りて以て己が私を逞ふする賊師にあらずや諸君國家の爲めに奮て此兇賊を掃討せよと一藩皆憤慨誓て國事に死せん事を期す乃ち直ちに兵を妙見前島の二所に配し會津桑名の兵と共に戦線に就く實に五月十日なり長岡藩開戦を宣言してより村松新發田村上の諸藩も漸次出兵するに至れり元來越後の諸藩は高田長岡糸魚川與板椎谷嶺山村松新發田三日市黒川村上の十一藩ありしも高田(越後の押たり)長岡村松新發田村上の五藩の外は附庸の小藩にして單獨事を爲すの資格なき小藩のみなりしなり而して高田藩は藩論未決の間に急遽西軍の脅かす所となり匆卒催促に應じ其先鋒となりたり此上は長岡藩の處決を待つて嚮背を決せんとし之を觀望しありたりしが斯に至りて漸次兵を出すに至れるなり此時に當り三國峠よりせる西軍は進んで信濃川を渡り榎峠に陣せり峠は長岡の要衝なるを以て一日も敵に假すべからず長岡藩將川島及び大川、波多、田中、牧野の諸隊をして進撃せしめ而して我が佐川市岡萱野の諸將桑名の兵と共に之を援く川島の諸隊は直進して西軍の據れる古城趾の壘を奪ひ全軍力を合せて榎峠

旭山の險を占領す西軍退きて浦塚鐵坂三佛生を守る十一日長岡安田隊新たに來りて我が萱野隊と共に旭山を守り市岡隊は砲列を妙見に布き佐川隊は壘を六日市に築き以て西軍に備ふ西軍河を渡り來攻せしも我爲めに壓迫せられ進むことを得ず翌十二日西軍の將山縣狂介時山直八と謀り時山旭山の東軍を牽制し山縣榎峠を占領せんとして夜半時山手兵二百を率る枚を合み斷崖を攀ち竊かに旭山上安田隊に迫る時に曉霧冥濛咫尺を辨せず銃聲起るに及び俄かに戦備を整ひ之を防ぐ然れども事不意に出で且つ連日の戦に憊れ防戦頗る苦しむ西軍壘に逼り白兵接戦す安田隊の左右壘を守れる會桑二藩の兵急に馳せて來り援け敵將時山を斬り機に乗じて進み大に西軍を破る西軍走りて身を谿谷に轉じ死するもの多し我が軍凱歌を奏し三險の軍之に和す山縣の軍遂に目的を達する能はず是より砲戦日夜斷へず西軍の河東に陣せるもの頗る苦しむ此に於て長岡藩全軍を妙見に集注し小千谷を襲ひ之を掃攘せんとして西軍之を聞き長岡城の空虚なるを探知し急に襲ふて之を取りんとす十八日夜半敵將三好重臣薩長及び高田の兵を率る密かに迂路を取り



大島楨下に至り翌朝曉霧に乗じ河を渡りて城西中島に侵入す中島は當時兵學所を置き彈藥製造等を行ひ在りしが防備なきを以て兵學所を燒きて退く西軍鼓噪して進み直ちに城に迫る城兵少なく支ふること能はず忠訓侯父雪堂を奉じて朽尾に退く是より先き妙見口の東軍は戰線を擴張し進んで小千谷を包圍せんことを謀り將さに進撃に移らんとす此日拂曉長岡方面に當り黒烟天に漲り砲聲地に震ふ乃ち城の危急を知る而して藩主朽尾に退く急報を得乃ち兵を收めて半藏金森上に退く抑長岡は北越第一の要衝なり然るに一朝之を敵に委す長岡君臣の悲憤は言を待たず東軍皆切齒痛恨せざるなく再び兵氣を鼓舞し戰備を整へ必ず之を回復せんと欲す此時に當り米澤藩は上杉主水を將とし兵を率ゐて越後に到り村上藩と共に新發田を圍み出兵を促す新發田依違して決せず二藩怒りて將に戰はんとす我藩士新發田を説き遂に兵を出さしめ共に進んで加茂に陣す實に五月二十三日なり此時長岡藩主父子をして會津に避けしめ河井は退て加茂に來り合す又我が佐川市岡二隊は長岡陥落後半藏金に至り次で杉澤に集合せしが西

軍進み來るに會し之と戰ひ亦加茂に退く

五月二十四日我が木本隊萱野隊は桑名村上の兵と共に加茂を發し大河津の西軍を擊破し頻りに金崎荒卷塔浦の敵を破り元與板に逼り之を奪ひ大山の西軍を攻む偶羽前上ノ山藩松平誠之助一隊を率ゐて來り會し勢益振ふ二十八日西軍進んで元與板に逼る我兵撃ちて之を退く六月三日海道西軍與板口北野村の東軍を襲はんとす我藩兵の寺泊に在るもの之を聞き兵を整ふるに暇あらず觀音寺の賭魁勇次郎が徒數十人を率ゐる途に要撃せんとし馳せて之に赴く西軍島崎の佛寺に憩ひ餐を傳ふるに會す直ちに刀を揮て轟進難突し富山の將關澤某以下數人を獲たり餘兵披靡して退く此時に於ける東西兩軍の配置は海道よりせる西軍の本營は出雲崎に在り其山道よりせるものは今町に據る而して東軍の主力は彌彦より與板に至り加茂三條を連ねて之に對す而して東軍の將河井は進んで今町の西軍を擊破し長驅長岡を回復せんとす

六月二日長岡藩の諸隊及び我が衝鋒隊（古屋作衛門隊）佐川隊市岡隊三道



兵を分つて今町を進撃し先づ間道長藩の軍を破り次で尾藩隊を破り突進本營に逼る敵兵支へず殆ど敗走せんとす會ま長藩三好重臣一隊を率ゐ來り激戰數刻容易に抜く能はず乃ち佐川河井と相議し決死の士を選び急進堤腹に息ひ機を見て起つて敵壘に突入せしめ白兵奮闘す我が諸隊乃ち奮進し遂に今町の本營を奪ふ此日海道の西軍進んで島崎方面に出でしが亦我が軍の爲めに破られ再び出雲崎に退く

是に於て東軍は本營を見附及び今町に進め左翼は朽尾右翼は彌彦に至る同七日東軍大口村の壘を襲ふて抜く能はず八日朽尾の東軍持立峠を襲ふも亦抜けず十一日押切筒塙の西軍を攻めて抜く能はず十二日海道の西軍齋頭を占領す十三日佐川隊市岡隊米澤の一隊と福井村に於て西軍と會戦し撃卻して之による十四日長岡の將横田大助三間市之進我が將木本愼吾と共に西軍を大黒村に攻めて抜く能はず此日長岡米澤の兵平石等に在る西軍を撃破せしも援兵來るに會し兵を退く

同二十二日長岡及び會米諸將相議し福島村の西軍を撃ち進んで長岡を回復

せんごす是に於て長岡の兵先づ潜行して火を福島に放ち全軍進んで其本營を襲ふ富山の兵火に驚き兵器を委てゝ走る東軍勝に乗じて追撃して仍て長岡に逼らんとす各地に在る西軍火光福島に上るを見て銳を盡して來り援け龍怒虎吼奮闘激戰遂に突破する能はず再び福井百束に退く此日我砲兵隊長市岡守衛田中覺之進等數人と共に潜行し大黒村の敵營を焼き西軍を牽制せんごしたりしが連日の雨濕に燧具用を爲さず敵の圍む所となり白兵亂闘僅かに一方を破りて福井に歸れり此時市岡股に負傷し中澤志津馬之に代る而して又井深隊長は米桑の別隊と半藏金の西軍を撃ち尾藩兵を破りたるも長藩及び信州の兵來援し抜く能はざるを以て田口中野股に退却す七月朔日西軍土谷の我が壘を襲ふて之を取る持立峠の我が軍土谷と連絡を保ちたりしが其襲ふ所となり遂に之を棄つ而して福井百束の我軍米澤隊と共に大黒の西軍を襲撃し其壘を奪ひたるも薩長二藩の應援隊來り戦ひ遂に之に保つ能はず壘を棄てゝ退く此日各方面の戦闘激烈を極め東軍の死傷百數十人の多きに達し西軍の死傷亦之に倍せりと云ふ我將河井之を憤り五日



諸隊の部署を定め各地に進撃し自ら薬師の敵壘を抜き西軍を荷頃を追ふ此時に當り東軍は専ら攻勢を取り西軍は防禦に汲々し其守地を失はざらんことを努む

是より先き江戸に於ては北越の西軍振はざるを以て諸藩に令し兵を出し來り援はしむ七月十五日援兵柏崎に達し軍を分ちて二つとなし一は陸路西軍の援兵に充て一は軍艦に乗じ新潟港を取り東軍の背面を衝かんとし二十二日を以て之が實行の期と成す我軍牒して之を知り西軍の援兵未だ到らざるに先ち長岡城を回復し急に進んで米山を踰え以て西軍を北越より掃蕩せん

是に於て河井は間道兵を潜めて長岡に突進せんことを計り密かに八町潟蘆葦間に棧橋を架せしめ豫じめ部署を定め各炬材を蓄へしむ七月二十四日棧成る乃ち自ら決死の隊を率ゐて間道より進み而して本道大黒福島及び右翼十二潟方面は長岡砲兵隊及び米澤新發田の兵を以て進み左翼は我が藩兵を以て枋尾荷頃の西軍を驅逐し三方均しく進む而して米澤の別軍は田井浦瀬

より進み以て敵を牽制し河井に聲援を與へんとす已にして河井隊は縦横奮迅敵の要所を破り直進長岡市街に迫り自ら隊旗を揮ひ彈丸雨飛の間を奮進す適ま流丸あり其肩に中り流血淋漓たり從士驚て曰く總督丸に中ると河井曰く戰場固より死を期す負傷何かあらんと神色自若たり忽ちにして飛丸復其左足を傷く衆色阻む河井大喝して曰く我傷極めて淺し但其傷足に及び徒歩に便ならず姑く板扉に搭じて前驅せん機會の來る間髪を容れず今日失すれば復來らざるなりと辭色益々壯なり是に於て兵氣益々振ひ遂に西軍を走らし長岡城を回復したり而して本道の兵は勇を鼓して突進し福島大黒の壘に當り敵をして他を顧みる暇なからしむ然るに此二壘は西軍の尤も力を注ぎたる所にして我が軍屢突貫し二十五日漸く之を破る敵倉皇先を争ふて退き十二潟の敵壘も亦米澤新發田兵の抜く所となり二十六日天明漸く長岡に達し枋尾土谷荷頃方面の敵は我が藩兵の奮撃に當るものなく頻りに二十三壘を陥れて長岡に合したり是に於て西軍四散し兵氣頓に阻喪し南は妙見西は關原に退却し三國峠及び高田に退却し以て後圖を計らんと議するに至る



獨り參謀山縣狂介聽かず此時に當り東軍も亦連日激戰殆んど寢食に暇あらず疲憊其極に達し加ふるに河井渡部大川等の諸將多く死傷せるを以て長驅突進西軍を掃攘するの機會を逸したり

同二十九日西軍援兵新たに到り兵氣復振ふ此日曉霧に乘じ各路長岡方面に磨集し一舉城を陥れんとす我が將横山傳藏本道口を固守し激戰奮闘其兵半ば殲くるも猶屈せず時に四方の守備皆敗れ城中使を遣はして喚び返すに及びのち退きて城に入る而して本城遂に守る能はざるを以て之を棄つるに決し此夜一は枋尾方面に退き壘を遅場吉ヶ平に築きて以て八十里越街道を守り一は加茂三條方面に退く而して河井總督は負傷甚だ重く醫をして之を療せしめしが此日城の危急を知り疾を力めて軍を視奮勵指揮する所あり其遂に守ること能はざるに及び獨り留まりて死せんとす部下之を諫むるに尙ほ獨り快ふする時にあらざるを以てす乃ち後事を三間市之進に囑し退て枋尾に至り八十里越を経て只見に駐まる我容保侯幕醫松本良順をして來り診せしむ松本曰く毒骨を侵す切斷せざるべからずと其施術の器械を携へざるを

以て若松に伴ふ八月六日鹽澤村に至り病革り遂に起たず時に年四十二我が侯深く之を悼惜し當時長岡藩侯の假館なりし若松建福寺に葬る其葬壯嚴容保侯以下藩士皆之に會す後ち明治三年遺族之を長岡榮涼寺なる先臺に移葬す

而して長岡城の再び陷落するに及びて新發田藩は遂に西軍に降れり元來新發田は下越より奥州に通ずる要路に當り城氏時代より會津と唇齒の關係を有したるものにして特に新發田氏（佐々木氏）時代に在りては會津の後援ありしを以て下越に在りて一大勢力を有したり上杉景勝之を忌み遂に其亡す所となりたるも先きには長尾氏も亦之を重したりしなり後世溝口氏に至りても會津と好みを締し其江戸參勤交代には必ず會津を通過して慰勲を通じたり會津は地位山間に位し鹽其他海産物は之を越後に仰ぎ以て國內の用に充て一日も越後と絶つこと能はざる事情あり加之のみならず會津は所領處々越後に散在し一朝國家に事あるときは新發田は關外の要衝なるを以て會津は常に特種の情誼を以て之に交り互に相救援するを盟へり然れども此



二國の藩風は全く相反し新發田士人は一藩禮讓を重んじ圓曲圭角なきを主とし而して會津人士は儉素質實専ら武を尙び義を重じ常に死を忘れざるを主としたるを以て其風俗の異なるが爲め二藩士人交遊の間に在りて交情時に圓滑を缺き新發田人士に在りては或は時に内心穩かならざる感を懷くが如き情態ありしを觀る此の會津人に慊焉たりしもの不知不識の間終に阻隔を來たしたるが戊辰年三月新發田侯が江戸より歸り若松城下に宿泊するや當時頗る逼迫せる事情ありしなり即夜我容保侯藩士を戒しめて曰く無禮を新發田侯に加へんとするものは刀を容保の腹に加ふに擬すと乃ち事なし仍て護衛を付して送りて津川に至り西郷勇左衛門寺田寛介扈して新發田に至り藩下に留り盟約を尋き質を納れて他なきを明かにせしむ而かも新發田藩が款を西軍に通じたるは公知の秘密なりしを以て先きには米澤村上二藩之を伐たんとしたるものにして會津は之を監視して違逆なからしむる義務ありしなり而かも長岡方面の戦闘に全力を傾注したるを以て其盟に反くに當り之を如何ともする能はず之より東軍の戦況に大なる破綻を來たし遂に越後

を棄つるの止むを得ざるに至れるなり噫七月二十五日西軍の艦隊佐渡小木港に達し東軍の動靜を窺ふ時に新發田藩士之に降り先導たらんと乞ふ西軍因りて東軍の抵抗を見ず太夫濱より上陸し一は新發田に一は新潟に向ふ同二十七日新發田方面に向へる西軍は更に兵を分つて一は笹岡に一は水原に進む時に水原に在る我が衝鋒隊結義隊は先きに兵を長岡方面に分ち現に在るもの寡く野戦に便ならず砲火を交へたるも支ふること能はずして退く七月二十八日此日笹岡の西軍三道兵を進め我が赤坂の壘に迫る我が將萱野右兵衛謀して之を知り兵を山間に伏せて待つ西軍の間道山に沿ひ至れるもの伏に遇ひ亂れ走る然れども我兵極めて少なく各路の防禦に充つる能はず西軍進んで保田に至り新津方面よりせる軍を合し勢益々優勢なり我軍退て寶珠山に據り赤坂を扼し草生水に營す是より先き我兵の新潟に在るもの西軍進み至るを聞き多く砲壘を信濃河畔に築き之を待つ七月二十六日西軍進み至り艦隊と共に水陸より砲撃す應戦四日遂に支ふること能はず退て與板の兵に合し更に轉じて三條の軍に合す



八月一日西軍進んで赤坂に迫り又間道より草生水を襲撃す互に勝敗あり此日米澤の兵萩島の渡口を扼守す拂曉西軍萩島を襲ふ守兵殆んど殲く我が將町野源之助新津に在り其急を聞き馳せて之に赴き西軍を撃退す  
同三日西軍進んで村松に迫り之を降す我が萱野隊は草生水の防禦に便ならざるを以て壘を焼きて國境石間口に退くこれより新潟以東果た東軍なし  
此日西軍三條を破り加茂を衝かんとす我が中澤砲兵隊莊内桑名水戸の兵と共に之を防ぎ奮戦夜に入る隊長中澤志津馬丸に中りて斃る乃ち支へずして全軍加茂に退く此日新發田に在る西軍村松城を襲はんとすこの報あり仍て我が砲兵隊急行村松に至れば乃ち城兵或は降り或は遁れ一兵なし時に西軍の五泉にあるもの我が至るを牒し不意に進んで我を襲ふ我兵苦戦竟に津川の間道沼越方面に退く此時東軍の越後に在るもの皆加茂に來り合す是に於て一快戦を行ひ雌雄を一舉に決せんとす我が將佐川天神口上法内口黒水口村松本道口に桑名水戸長岡の兵及び我が諸隊を配備し以て敵を待つ  
同五日西軍進んで上法内口を襲ふ其兵多く防戦頗る苦しみ遂に退て下法内

に力拒す西軍進む能はず又西軍の一隊天神口より來り逼らんとす我が軍兵少く殆ど支へず佐川赴き援ひ兵氣復振ふ時に飛報あり西軍村松より來り我を挾撃せんとして一軍を黒水方面に進むと此時米澤隊は遂に勝算なきを見て兵を收めて國に歸り村上亦領地新發田に接するを以て兵を旋へし長岡は總督河井を喪ふて兵氣振はず而して我藩兵白河口の難戦を聞き皆郷を懷ひ兵氣漸く阻喪し西軍未だ至らざるに及び速に黒水に退き以て歸路を開かんとす偶ま我將佐川官兵衛執政となり國に就くの命あり町野源之助をして其後を承けしむ乃ち兵を收めて黒水に退き而して枋尾方面の東軍は國境八十里越に退きて鞍掛山の嶮を扼し村松方面にあるものは津川に退きて之を本營とし赤谷口石間口及び沼越口を扼守せり  
同七日村松に在る西軍の一部隊進んで川内に宿營し翌八日水戸野を守り我が小面谷の壘に迫らんとす我が軍進んで笹目松野を扼す  
同八日保田に在る西軍草水村七曲山に陣し壘壁を築きて我軍を砲撃す  
同十日西軍高田藩の兵を加ひ勢盛んなり



同十一日西軍進んで陣を丸山寶珠山に布き我が軍を砲撃す我が軍防戦頗る  
努むと雖も遂に支へず小松を棄て石間を守る  
同十二日西軍兵を加ひ勢益々熾んなり此日沼越口の西軍兵を擧げて我に迫  
る我兵寡少退て小面谷を扼す

同十四日我軍小松を奪還せんことを計り之を襲撃せしめ功を奏せず此日村  
松方面の西軍沼越口猿滑の嶮に逼り來りしが東軍撃つて之を卻く又新發田  
方面の西軍山内に進撃す時に大雷雨前途冥濛我が軍も亦曉に乗じて進み途  
に相遇ふ西軍其何れの軍たるを知らず暗號を交ふ我軍急に接戦す西軍銃を  
裝填するに追あらず短兵接戦時を移し我が隊長三宅小左衛門丸に中りて斃  
る彼衆我寡遂に敵せずして赤谷に退き殘兵を集めて之を待つ西軍次で到る  
又防ごこと能はず綱木山上に退き陣し據守せんとす翌十五日拂曉西軍巡り  
て我が背後に出で急射す我軍之を抜くこと能はず遂に大に敗れ退く十六日  
西軍追撃して阿賀河畔に至る此日己に暮る乃ち柳澤水及び諏訪峠に退き陣  
す是より東軍は壘を津川谷澤の間に築きて守備を嚴にし西軍も亦壘を山腹

河岸に築きて晝夜砲戰連日絶えず此日津川代官缺く寺田寛介石間に在り命  
せられて來りて其後を承く

同十七日西軍一は石間本道よりし一は寶珠山を踰え直に我が營を衝く我兵  
防ごこと能はず遂に石間の營を棄つ

同十八日沼越口の防備薄きを以て町野隊其他の兵を五十島に移す時に石間  
口を防ぎたる我砲兵隊結義隊退きて五十島に至る西軍進んで岩谷に至り前  
岸より砲撃す我が軍乃ち應戦し敵數人を斃す西軍乃ち退く時に訛傳あり西  
軍兵を潜めて吉津に出づと我軍大に驚き五十島を燒きて兵を旋へす至れば  
一兵なし仍て谷澤に退く之より先き我が容保侯大旆を野澤に進め諸軍を指  
揮せしが白川口益々急を告ぐるに至りたるを以て野澤の本營を徹し若松城  
に入る

同二十三日拂曉若松城敵の圍む所となる我が侯使を津川に馳せ越後出軍の  
一部隊に命じ歸りて若松城市の敵を掃攘せしむ  
同二十五日津川に在る衝砲隊若松城下掃攘の先鋒となり馳せ還へり曉霧に



乗じて若松市端の敵壘を襲ふ拔けず退て高瀬村を保つ次て町野隊結義隊砲兵隊等津川より若松に向ひ坂下に次す翌日を以て穢多町の敵を破り城に入らんとす此夜訣飲を設け約して曰く創くもの互に助けず直前顧るなからんと同二十六日之より先き谷澤に戍兵四小隊を置きて守る若松圍みを受け津川部隊兵を返すを以て營を焼き津川に退く

同二十七日昧夾坂下に宿營せる我兵高久村に至る時に我が侯國老西郷頼母をして之を犒らはしめて曰く先きに城下の敵を掃攘し城を守ることが命せしも今や各方面の部隊日々に歸來し防禦餘力あり而して越後口は西軍大兵の向ふ所今此方面を虚ふし敵をして東西相通せしめば我が利にあらず速かに越後口に返り戦ひ之を掃蕩すべしと各隊命を得て直ちに發し本道舟渡に至る時に津川殘留部隊已に津川を退き只見川を阻て舟渡を固守し西軍は對岸片門驛に至り對陣し日々砲戰するのみ是に於て町野隊砲兵隊は更に西軍の左翼隊を木曾方面に防禦すべきを命せられ直ちに館之原に向ふ抑津川より若松方面に通ずるに左右の二道あり右は阿賀川の南岸津川より鳥井峠

車峠を踰え野尻野澤片門坂下の諸驛を経て若松に達する者を本道とし左は阿賀川の北岸に沿ひて上り支流實川に沿ひ岩屋峠を越え陣ヶ峰の麓を過ぎ木曾に至り慶徳鹽川を経て若松に通ずるものと又野尻に至り阿賀川を渡りて木曾に出づるもの等間道少なからず是より先き我が軍は木曾陣ヶ峰に據り津川口西軍の左翼を防ぎしが二十九日西軍の大兵三方より進み滑川村に至りて我が軍と衝突し我が軍支へずして退く三十日西軍芝崎村に集合し陣ヶ峰に襲來す我が兵衆寡敵せず萩野村に退く西軍從て復之を攻む支へずして退く九月二日取上峠に陣す

同三日我砲兵隊二十余名堂ノ目村の敵營を襲ふ敵兵二百數十人餉を傳ふ大に驚き四散す然れ共敵の後軍到るに會し且つ戦ひ且つ退き大船澤村に至る時に町野隊間ヶ崎村に於て敵の衆と戦ひ白刃相接し兩軍死傷あり砲兵隊戰聲を聞き赴き援ふ途に其退き來るに遇ひ共に中反村に陣し敵衆に對せざるを以て援兵を館之原に乞ふ

同四日長岡隊百餘人來援せるを以て進んで堂山村に陣す此日西軍三路並び



進み館之原を襲ふ激戦數刻遂に支へず館之原木曾村を焼きて退き一合村に陣す

同五日若松に在る西軍越後本道を進みたる西軍の舟渡に支へられ進むことを得ざるを知り此日薩長大垣肥前の兵相合し舟渡の我軍を挾撃せんとし高久に至る是より先き我が玄武隊伊與田圖書兵を率ゐて關を塔寺に設け舟渡と連絡を通じて之を守る是に至りて白髮禿願の老武士相携へて之に當る衆寡固より敵すべからず松坂猪狩等の諸將之に死し西軍進んで我が舟渡の兵を挾撃す我が軍苦戦遂に退て一は鹽川に一は高久に退却す此に至りて越後口の西軍始めて道を開き白河口の西軍と相合することを得たり共に進んで若松に至る然れども其左右二道の西軍は尙ほ東軍の抗拒する所となり若松に達すること能はず

同八日先きに一合村に退きたる我軍此日西軍の襲ふ所となり退て荒町峠を保ち十日進んで二軒茶屋に陣す此日西軍大舉して我小布瀬原の本營を襲ふ激戦數刻一は小荒井驛に一は鹽川に退く西軍追撃して小荒井に至り兩軍市

端に戦ふ日暮れ我が彈盡く乃ち熊倉に退き戦備を整ふ

同十一日西軍一隊をして鹽川を略し一隊をして熊倉を衝かしむ熊倉に在る我が兵時に數百に達す乃ち之を分つて三隊となし西軍を包圍し短兵急に攻む敵の先鋒回散し輜重を棄てて走る我が兵追撃小荒井驛に至り兵を分ちて挾撃す西軍苦戦將に敗走せんとす先きに鹽川に向ひたる西軍返し來りて我が側面を撃つ我が別隊之を上高村に要撃し搏戦格闘時を逾え西軍の全隊遂に潰走し退くこと十餘里の遠きに及びたりと言ふ

此時に當り西軍の會津に入るもの津川口より八十里越口より日光口より白川口より二本松口より日夜増兵し其數約十餘萬而して我が兵僅かに數千人故を以て只其一方面にのみ方を専らにし之に當ること能はず敵の強勢なるあれば乃ち進んで之に當り我が勢力の薄弱なるあれば乃ち往て之を援け日夜諸處に轉戦し尤も力を日光口に用ゐる進んで宇都宮白川方面を回復して敵の歸路を絶ち冬期積雪の候を待つて薩長の暴横を懲らし而して後ち我が皇室に奉ずる誠忠二なきを天下に明かにし罪を朝廷に待たんとす



是より先き一朝若松城圍を受くる時は藩士の家族は皆城に入り一藩死生を共にするを誓へり

八月二十三日天未だ全く明けず天寧寺町口の警鐘急に敵來を報じたるを以て朝食を行ふに暇あらず女子は素服し男兒は軍裝を爲し倉皇糧を含み争ふて城に至る時に敵は電馳雷奔己に市街を衝きて亂射し瞬間城に迫る故に家族は悉く入ることを得ず後るゝものは四方に退散し城外に逃る而して市民は道路に負擔し老幼婦女相喚んで走り悲泣叫喊悽慘を極めたり而して後方より敵彈雨注し爲めに殞るゝものあり

國老田中土佐神保内藏之助急を見て城を出て敗兵を叱咤し返戦せしむ然れども敵勢大河の決するが如く留り戦ふもの算を亂して殞れ田中神保も殆んど敵の獲る所とならんとす二人藩醫土屋一庵の宅に入り相謂て曰く事已に此に至る天なり敵の獲る所とならんよりは死するに如かずと從容自盡し一庵亦之に殉せり此曉家に在りて自盡したる者幼少組中隊長井上丘隅妻女四人を刺して屠腹し小山内多門婦女三人を刺して死し沼澤出雲の祖母は男兒

を勵して出でゝ戦はしめ子女三人と共に死し足輕小隊長大竹勝左衛門は後れて城に入る能はず家人を携へて日新館に入り之を刺して死し朱雀支中隊長多賀谷勝之進は先きに越後福井に於て戦死し此日祖父勝左衛門伯父勝次郎は城外に戦死し家族七人は自宅に在りて自盡し高木助三郎妻女四人西郷寧太郎家族三人有賀惣左衛門妻女は相携へて諏訪社内に自盡し朱雀二番中隊長西郷刑部の家人四人柴太郎の家人五人柴太助の家人三人は皆家に在り火を縦つて自盡し小澤八彌の家人四人澤田勇藏の妻女三人垣見幾五郎の父母西村文次郎の父母竹本鴨夢の妻女三人高木豊次郎の家人五人及び高年軍に従ふこと能はざる黒河内傳五郎矢島村右衛門山下寅之助岡本文助小田外三郎赤塚藤内君島定五郎の七氏は皆家に在りて自盡し而して國老西郷頼母は文久二年容保侯の京都守護職を拜せんとするに臨み馳せて江戸に至り之を諫止せんとし利害を陳じて曰く朝旨を奉せんとすれば幕議に背き幕議に從はんとすれば朝旨に反す此間に在りて二者の融會を計らんとする事極めて難し其極或は奇禍を買はんと然れども當時の時局に在りて我が藩之を



避くること能はざる事情あり遂に利害は問ふ所にあらず一藩京師を以て墳墓の地となさんと決心するに至れり而して白川城の陥るや復た恭順説を以て侯に勧め熱心極諫する所ありしも諸將と議合はず遂に譴責を被むり家に閉居し獨り慷慨したりしが今や圍を受くるに至り我が侯多年の孤忠苦節は空しく水泡に歸し反賊の名を負ふ是れ臣子終天の憾みなり我暫く生命を全ふし朝廷に訴へて汚名を滌ぎ而して後死するも遅からずと其母之を勵して曰く汝が孤忠我始めより之を知る今より宜しく百方我侯の忠節を明かにするに努めよ我等は潔く國に殉じ汝を泉下に待たんと乃ち其家人九人及び其族小森駿河の家人五人西郷鐵之助夫妻軍事奉行町田傳八家人三人芥川十藏家人三人淺井新次郎妻女二人皆共に同邸に自盡す頼母乃ち火を其邸に縱ち子吉次郎と共に城に入り再び熱烈恭順説を極論す時に兵氣を阻喪せんことを恐れ之を刺さんとするものあるに至る後ち米澤仙臺に至り君冤を解かんことを計りしも成らず函館に赴き榎本武揚が軍に投じ朝廷に訴ふる所ありしも目的を達せず事敗るゝに及び榎本と共に降に就けり國産奉行河原善右

衛門も亦始より恭順謹慎の説を持したるも一藩耳を傾くる者なし此晨善右衛門及び其二子瀧澤町に於て奮闘戦死し其母子及び日向信之亟の妻子は石塚觀音堂に至り水盃を酌み訣別して自盡したり

其他城外に在りて自盡したる白虎隊十六士の如きは普く世の知る所特に尤も慙むべきは國老内藤介右衛門の父可隱及び上田八郎右衛門の父伊閑が家人と共に自盡したる悲惨事なり二人は皆齡古稀を過ぐ初め共に家族を携へ城に入らんとす城門已に閉づ是に於て其菩提寺なる面川村泰雲寺に在りしが十七日敵兵來り迫ると聞き將さに自盡せんとす可隱其婦築瀨氏に謂て曰く介右衛門城を守り生死未だ知るべからず汝宜しく他に避けて後報を待つべしと築瀨氏肯かず可隱之を強ゆ築瀨氏止むを得ずして之に従ひ二子を携へて出づ須臾還り來りて曰く路塞りて如く所なし請ふ同じく死なんど是に於て可隱先づ其二孫を刺し其妻女七人伊閑は同じく四人相共に一室に列座し香を焚き城を拜して自盡し其家宰古川某從臣阿部石野元木四人之に殉ず時に僕某出でて戦況を見歸り來れば伏屍相枕藉するもの十九人中に孫兒英



馬の一首級あり口に菓子を含み莞爾として冥す僕乃ち厚く寺僧に葬祭を囑し亦劔に伏して死せり其他星研堂が愛孫萬吾を刺せるが如き枚舉に暇あらず以て當時の慘狀と義烈の一斑を知るべし

爾來重圍の裏にあるもの殆んど三旬我が兵の戦歿せるもの凡そ三千而かも尙ほ城中日々時鐘を打して午時を報ずる平時に異ならず城外に在るもの之を聞き城の無事なるを知り或は城内兒童紙鳶を飛ばして城中の閑を知らしめたり然るに西軍は時已に冬季に入りて漸く寒く一朝降雪に際せんか西國人の奔馳に耐ふる所にあらず而して城兵は皆死守奮闘社稷に殉せんとし走從馬丁に至るまで一人の生を希ふものなく百姓は村々各戸膠を醸し餅を製し彈丸雨飛の間を潜行し城に致して戦を勞し上下一心其容易に陥るべからざるを知る土將板垣退助米藩をして大義名分の在る所を明かにし歸順を勧めしむ米藩のち使を遣はし具さに天下の大勢を説き切に歸順せんことを説かしむ然れども城中已に期する所あり其勸告を謝して之を返したり是より先き我が容保侯は江戸を退きて國に就き城外に閉居し謹慎恭順の誠

を致し米澤仙臺二侯に就きて罪を謝し哀訴するに元凶を誅し封地を削らるゝを辭せず寛典に處せられんことを以てしたるも容れられず遂に奥羽十四藩の連署歎願となり又二十五藩の太政官建白となりたるも皆省せられず而して東山北陸二道より續々征討軍を派遣せらるゝに至りては今や哀訴の道已に絶えたり他をして我が領域を蹂躪せしむるは武門の耻づる所是に至りて手を束ねて之を待つ能はずのち白川口越後口に戍兵を置きて之を守らしめたりと雖も當時は謝罪哀訴中なりしを以て尙ほ誠意の貫徹せんことに一縷の望みを屬したり此月二十六日廣澤安住囚はれて獄に下るに及びて歎願の途は斯に全く絶望に歸したり而して鎮撫總督は今や王政維新に屬し朝廷に在りては濫りに干戈を動かす事を好ませられずと云ふに關せず彼の參謀なる薩長人か或は哀訴を斥け或は之を遮りて朝廷に達せず之れ薩長か名を王師に假りて以て我が非望を達せんとするものなり特に島津氏の如き在昔關ヶ原役其罪を免じて而かも之を優遇せられたるに係らず今や取りて主家に代らんとす即ち是れ主家の威勢漸く振はざるに乗じ其政權と土地財産と



を擱まんとし其名正しからざるが爲めに王室の我に黨する者をして無稽の詔勅を作爲せしめて以て天下の耳目を眩迷し其共に仕へたる主家の臣僕を牽へて我に黨せしめ其従はざるものは之を殺戮す昔莽操卓懿は之を王家に施し今や薩長は之を主家に擬す是れ此年正月慶喜公が島津氏討伐を上奏したる所以而かも今や彼れが臣僕我が地を侵かし無辜を殺し婦女を姦し財を奪ひ其暴逆到らざる所なく天下の容れざる所我が藩先きに機宜を誤り孤城重圍を受くるに至ると雖ども闔藩一心石より堅く一死君國に報ずるを願はざるなし西軍多しと雖も薩長を外にしては皆王師の名に驅られて止むことを得ずして軍に従ひたるものにして或は我が侯姻藉を以て或は同心舊誼を存するもの亦其軍中に在り是等は素より戰意あるにあらず一朝事否なるに至れば自然瓦解を生ずべし是我が冬季積雪の候を利して白川口を絶ち其歸路を扼せんとする所以にして彼乃ち兵を退けざるを得ず斯て仙臺諸藩と力を合せ函館に在る海軍と水陸謀を通じ之を掃蕩するときは懸軍深く敵地に入れる彼れ薩長の横暴を膺懲する決して難事となさず然るに我が容保侯は

思へらく伏見鳥羽の一戰以來一藩の士四方に轉戦して奔命に疲かれ剩へ白川口越後口開戦以來茲に半歳一藩の良半ばは殲き其家人或は自盡し或は民間に匿れ而かも今や冬季に入り寒風冷雨膚を刺し降雪將に到らんとす百姓庶民は家を焼かれ産を失ひ山野に暴露して歸ることを得ず飢寒身に迫るも而かも以て愁となさず家財を失ふも而かも以て怨みとなさず尙ほ一心君を思ひ潜行糧を裏んで以て城兵を勞す彼を思へ是を思へば腸當さに千斷す而して今や米藩來りて説くに大義名分を以てす縦ひ薩長の好惡横暴忍ぶべからずとするも此臣民を窮地に陥しいると悲痛を如何せん此臣節を汚すを如何せん萬斛の恨を呑んで一身を犠牲とし耻を含み垢を包み降を入るゝの忍びがたきを忍ぶときは是れ先きに恭順謝罪を致せる誠意を透徹するものと言ふべし況や我が君臣一意皇室を尊崇し宗家を佐け安んじ仍りて以て國家を泰山の安きに置かんとせし誠忠苦節は天下の俱に見る所今に於て尙ほ翻然として悟り斷然として決せずんば恐らくは千古汚名を雪ぐこと能はず藩祖土師神君を辱かしむるに至るも亦知るべからずとのち群臣を會して歸順



を諭す衆従はず懇諭再三容保獨り出で降らんと言ふに至り群議泣いて之に從ふ秋山左衛門憤恨禁せず自ら喉を貫きて死す

九月十九日手代木直右工門秋月悌次郎小森一貫齋を米藩の陣營に遣り降を乞はしめ次で土佐板垣退助に就き請ふ所あらむ西軍乃ち之を容れ開城令を發す二十二日城門降旗を樹つ此に於て西軍令して砲撃を停め錦旗を進めて城外に至る藩侯父子乃ち出で降伏す其儀嚴肅應對禮節頗る懇懃なり西軍依りて命令する所あり容保侯父子一とたび城に入り三千の死士に訣別し興して瀧澤町妙國寺に移る從ふもの男女僅かに三十餘人嗚呼榮枯常なし盛衰瞬時に轉じ風月依然たるも人生夢の如く一女子あり深更殘月に對し笄を以て城壁に一首の歌を書す曰く

明日よりはいつくの人か眺むらん

なれし大城に残る月影

開城後詠

前肥後守 松平容保公

自古英雄多數奇

胡爲大樹棄連枝

斷腸三顧許身日

揮淚南柯入夢時

萬死報恩志未遂

半途墜業恨何涯

暗知氣運推移去

月黑橋頭啼子規

同

若狹守

松平喜徳公

決意三旬守孤城

豈圖低首降西兵

自歎見義不能死

俯入艸蘆開雁聲

囚 中 作

午橋

小笠原勝修

曉收原上骨

夜投原上村

村空無雞犬

愁懷不可言

君辱不能死

國亡不能存

草間猶求活

愧彼泉下魂

同 歲 晚 作

同

人

歲月崢嶸鬢欲皤

悠悠心事奈蹉跎

南冠空灑新亭淚

一片山河落日多



北越潛行中作

韋軒

秋月悌次郎

…(九四)…

行無輿兮歸無家  
治不奏功戰無略  
說聞天皇元聖明  
恩賜赦書應非遠  
思之思之夕達晨  
風淅瀝兮雲慘愴

國破孤城亂雀鴉  
微臣有罪復何嗟  
我公貫日發至誠  
幾度額手望京城  
愁滿胸臆淚沾巾  
何地置君又置親

營中作

柯亭 武井 寬平

豈耐西軍毒我民  
羸將拙計君休笑  
函館戊辰歲晚作  
海潮到枕欲明天  
一劍未酬亡國恨  
交友回頭半委塵

衝枚半夜躋嶙峋  
元是吟花嘯月人  
感慨撫胸獨不眠  
北辰星下送殘年  
豈圖斯地獨迎春

安井部政治

燈前暗灑幽懷淚

不是尋常送歲人

囚中作

廣澤 安任

一日投來堅鎖中  
丈夫名節重於死

無辜有罪付蒼穹  
任汝縱橫論此躬

同

同

訣別辭時豈要生  
奏書府下尙無報

君冤欲雪意中盟  
身若塵芥末可輕

戊辰軍中雜詠

西軍之將 奧平 謙輔

馬首橫鎗振旅還  
重關今日無人守  
關河歲月思依々  
落日飛鴻無限思

相人熟視膽猶寒  
狂使王師容易攀  
春半出家秋末歸  
西風紅葉滿戎衣

一の關てふ村の戦に右に左に敵を受けとても生くへき身にあらしなと思ひつゝ  
け山の端に傾く月を打眺めて

寺田 寛介

…(九五)…



やよしはし今宵かきりと思ふ身の袂に宿れ山の端の月

…(九六)…

亂後父母の行衛を尋ねしに母は谷花地村にて敵丸を受けて逝き父は城中にて果てぬる由を聞いて悲みに堪へず憂に沈みける折鏡の裏に

打ち向かふ我影なからしのふかな世になき人のかたみと思へは 同 人

戦後高田藩に幽閉の身となりて明治二己年正月會津を立出つるごとて

鎧をは布の衣にぬきかえて今日は思はぬ旅をするかな 同 人

同じく諏訪峠を越えける日いたく雪の降りければ

分けかぬる雪にしるして幾世かもとけぬ恨みを残してそ行く 同 人

後年民間俗謡(會津大津繪)を作りて戊辰始末を歌ふ其歌に曰く

君命受けて大丈夫の花の都に出てしより皆大君の御爲めとて六年七年假り枕心盡しも水の泡まわる御影の日は落ちて弓張月の影暗く心にあらぬぬれきぬやいかにせん加茂の浮橋渡らすはこんな苦界はせまひもの

## 第二編 各町村史蹟名勝

### 第一章 津川町

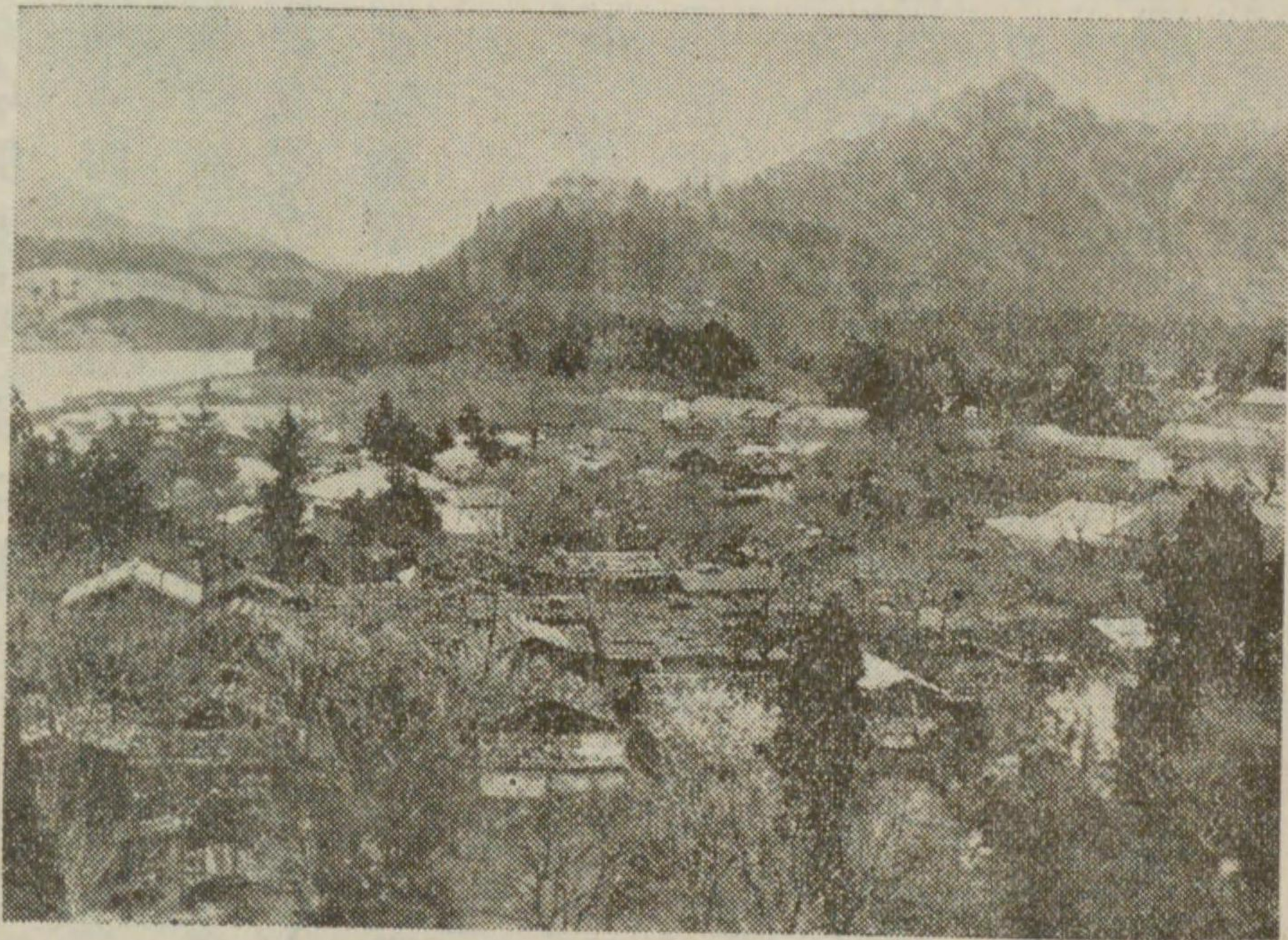
孝徳天皇の御宇磐船沼垂の二柵を置かるゝに當り津川に官船を置きて蝦夷の防衛に充て兼ねて運輸交通の便に供したることは前編郷莊沿革考中に記せる所の如し之によりて之を見れば此の地方の開明に向ひたるは遠く上古に在りて早く皇化に浴したるを想見すべく而して當時此地に繫留したる船艦の數少なからさりしを以て見れば成兵の數も亦多かりしなるべく此地に官府を設け國造を置かれたることも想像に難からず如何となれば上古にありては兵政の區分畫然ならず近國の壯下を移して成兵となし平時に在りては農桑の事に従はしめ土工を興し土地を開き道路を疎し水路を通じ漸次住民を繁殖したるものなればなり然して津川湊の起原は此時より起り後世渡邊綱本莊を領するに至り始めて船道制度を定められたものなるべし齋明記に曰く

…(九七)…



四年秋七月辛巳位二階を都岐沙羅柵の造に授け位一階を判官に授け小乙の下を淳足柵の造大伴君稻積に授く

津川町



（九八）  
るべし如何となれば津川なる稱呼は其の因縁を會津川に有するものゝ如く思ふに始めよりの稱呼にあらず貞治二年舊地より今の津川即ち當時杉木谷地と稱したる地に移轉し其地名佳ならざるものあり而して都岐沙羅の切音都賀羅に通ずるを以て舊時或は都賀羅と稱したるを會津川に

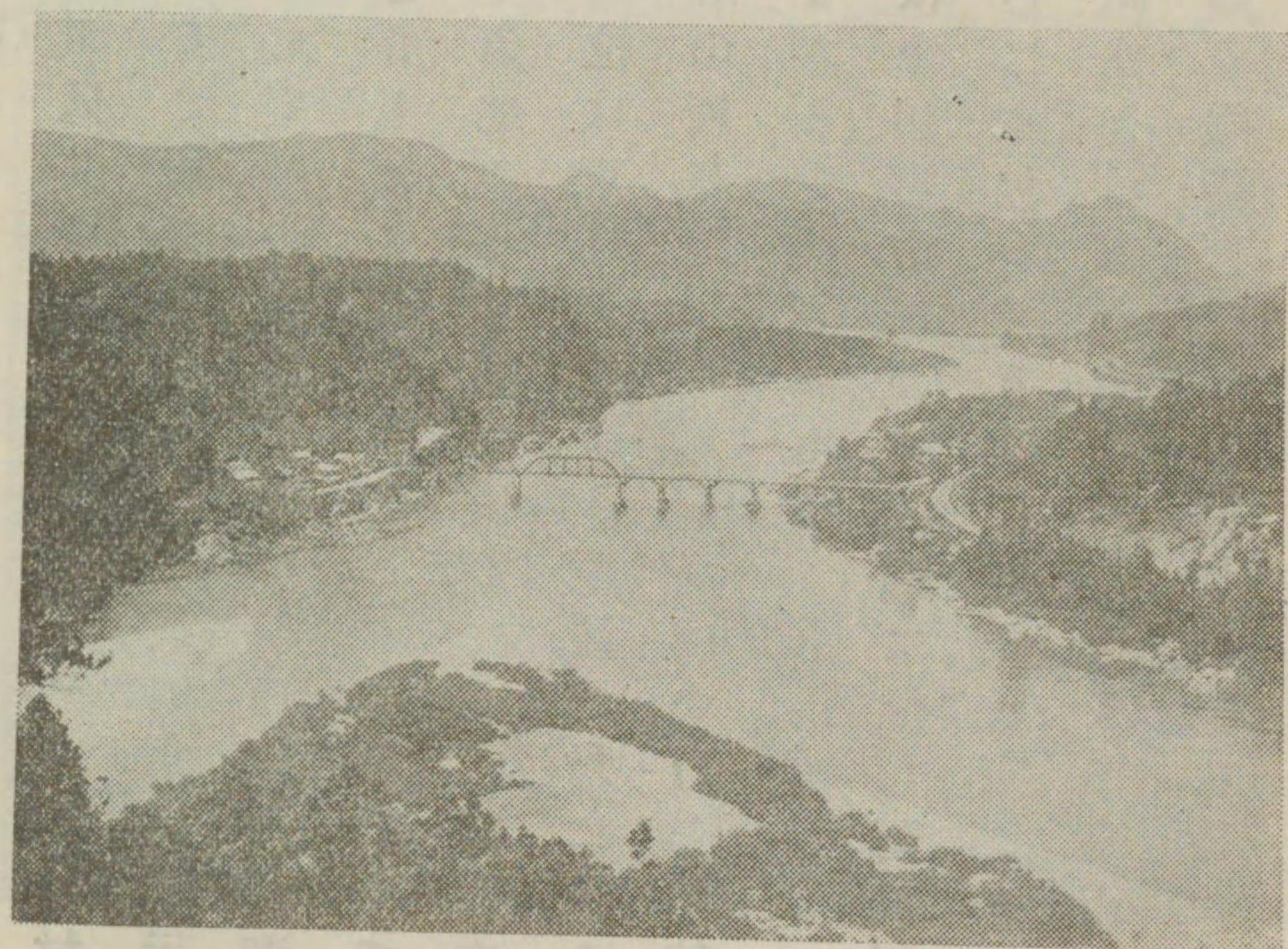
因縁して今の稱呼に改めたるものなるべし今の隣村西村と稱するこれ固より獨立の村名にあらず只其地西部に位するを以て西村と稱したるに過ぎず今の上町下町と稱すると選ぶ所なきなり其他角島は元と津野島角神は元と津野上にして鹿瀬は元と毘沙門島と稱し鹽野澤大戸瀬等後世に至り各獨立村となりたれども是等も元と皆其一部なりしを推知するなり而して元と津川人民の居住したる舊地の小字名に依るに上空野上空野中丸下空野と稱する地名あり中丸の地位は東端王船より西端西村に至る殆んど中間に在るを以て見れば在昔官府の所在地なりしを疑はず乃ち都岐沙羅は現在の津川の稱呼なりしを想像せざるを得ざるなり

一麒麟山 此の山は津川町市街の東北端に位し阿賀川の長流東よりし常浪川の碧湍南よりし二水相合する所に屹立し東より西に連るもの約三百間幅員廣きは七十間狭きは五十間内外に過ぎず全山火山岩にして天斧の屏障を展べたるが如く巉巖天に聳へ其形麒麟に似たるを以て此名あり老松其巔を占め翠杉其山脚を掩ひ楓樹其間に點在するを以て初冬の候に臨め



ば紅葉緑樹の間を綴り日光相映寫し山骨一段の明媚を極む而して其西端は前編掲ぐる所の孤辰城の古墟たり近年之を公園となし毎年櫻楓樹を栽植し一層の美觀を添ふるに至りたるのみなら

望 展 の 上 山 麟 麒



…(100)…  
 ず客年復た常浪川に架橋して遊人の登攀に便し今又金上氏の守護神倉稻魂命の舊祠を改造して神威を新たにし兼ねて山上の風光を加へんごし其準備に着手したり其他園亭あり露榭あり以て休憩に便し歡樂を助くべし春季は櫻花漸く美觀を呈せんとし夏時に至れば阿賀前岸満山の杜鵑

花血を染め桃園の艶紅と相映じて特に美を極む而して山陰斷崖の下阿賀の清流に臨んで湯の瀬温泉あり其水清冽諸種の疾病を癒すべく今や大に之を開き四方の浴客を待たんとし其設備に着手しつゝあり一朝落成するときは奇巖怪松眼前に展開し身心を清ふするに足るのみならず阿賀の長流洋々として流るゝ所初秋香魚群を爲す以て綸を垂れ興を援くべく中秋月明の夜舟を中流に浮べて以て二嬌を忍ぶべし

狐 辰 城

五 峰 坂 口 仁 一 郎

英雄一去大江波

當日勳名竟如何

慷慨對歌高閣酒

麒麟山下夕陽多

同

田 邊 碧 堂

英雄遺績起鄉人

我亦揚川欲采蘋

餘有古城高千仞

巖々仰此石麒麟

同

秋 南 居 士

山骨嶼々峙

高秋雲氣晴



劃然作長嘯 萬木一時鳴

同 池部 義象

君か代にあらはれにけり麒麟てふ名におふ山の古城の跡

同 黒田 實

城山の松の嵐をきくさへに其古事のしのはるゝかな

同 野矢 常方

大丈夫か朽ちぬ功は巖か根に立てる古城の松や知るらん

一琴平山 町の西端麒麟橋頭に屹立し石階を登る數百段頂上數百歩の平坦

あり寛政五年琴平神社を奉祀したりしが今之を住吉神社に合祀したり一

説に曰く大同二年弘法大師の會津に到るや遍く國內を巡り津川に來りて

二タ子山に鹽釜明神を祭り又大戸川に於て湊祭を行ひ後世會津に供給す

る鹽の豊ならんことを祈りたり此二タ子山と稱するは即ち琴平山の舊稱

なり

又曰く琴平神社は字御小屋に在り館の越神社（館の越は館の腰か）と云

ふ大永二壬午年吉見左京亮包廣常勤の小館を津川に築く時人之を御小屋館と稱す包廣後ち之れに移り三世に傳ふ（後ち之を笹が城と稱す上杉景勝の會津に移つるとき此に宿す）又曰く寛政五年津川湊始めて河沼郡德澤より廻米運漕船の通路を開くや水上安全を祈るが爲め領主松平家に於て之を勸請し當時藩士浮洲甚助なるものをして之を奉行せしめたり之より後ち住吉神社の神職手代木氏の奉仕する所となる

以上の記事に依り現在口碑に傳ふる者を併せ録して聊か後人の參考に資せんとす古昔にありては本郡阿賀河底の高かりしことは殆んど想像以上に在りて之を現在に比するときは當さに四丈乃至五丈の高位にありしことは阿賀河畔の岩石に刻したる古昔の道路の蹤を見て之を察知すべく從て現今に於ける阿賀河畔の田圃は當時水面なりしを知るべし仍て之に基きて河畔の地圖を描くときは處々河水灣入するのみならず河幅は現今の二倍乃至三四倍の廣さを有したる處ありし事も亦之を知るなり乃ち今の大船は王船の轉訛にして昔時官船の繫留所なりしと云ふ當時民船は今の



西村地内なる西の澤川に繋留したりと云ふことも皆以上の事實を知りて初めて之を首肯することを得るなり

古老相傳へて云ふ古昔鹽釜の景を會津川に摹し稱したりと而かも今尙ほ之を以て頗る重要な意義ありたるものとなす今其説を得ずと雖も當時島嶼所々に點在し風光鹽釜に似たるを以て其景を摹せるが鹽釜明神を祭ると云ふも阿賀川に在りて製鹽を爲し得たりとは到底想像すること能はざる所なり而して津川を湊と稱するものは古昔官船を津川に置きて蝦夷の防衛に充て兼ねて運漕の便を計りたりと云ひ渡邊綱本莊を領するに及び船道政事を裁許せられたりと云ひ明治戊辰以前に在りては津川より下流の阿賀水路に關しては津川其特權を有したりし等其因習の久しき今尙ほ湊を稱するものあるなり阿賀川通船浚渫工事に關しては蒲生氏以來四回の大工事を施したるは史の見る所にして會津の地勢は巴蜀の重關に比すべく四境峰巒を以て圍まれ運輸交通極めて便ならず爲めに物價低廉にして生産興らず生活困難なりしにより累世の藩府及び沿岸人民が通船を

企望したる念慮は近年に至るまで尙ほ絶えざりしを以て見れば力を浚渫に用ゐたりしは其他幾回なりしを知るべからず寛政五年德澤より通船を開くと云ふは史に見ざる所の小工事に過ぎず其以前に在りて大工事を了し鹽川より通船を開きたることあり思ふに琴平神社の建設も寛政以前にありしを當時荒廢せるが爲め大改造を加へたるものならん阿賀川を上下する舟子之を尊崇する頗る深く其出船する毎に必ず之を祭り水上の安全を祈りたり近時神社合併に際し住吉神社に奉遷合併したるも舟子出船に當りては必ず神職に請ふて之を祭るを常とす

今頂上に立ちて四方を眺むれば阿賀の清流眼下に在り山脚を嚙んで流れ麒麟橋は長寛の横はるが如く脚下に起りて遠く前岸に達し市街は綠樹の間に隱見して近く畫中の趣きを呈す春は櫻花爛熳香雲頭を壓し夏は前山一望杜鵑花血を染めて滿地紅に而して盛夏の候に至れば山上小舗を設け樹間點々燈を掲げて以て納涼の客を牽き酒肴茶菓團餅を供するあり而して尤も宜しきを觀月の遊となす晚秋初冬の候に至れば遠近一望總て紅葉



ならざるはなし

…(一〇六)…

本町神社の數少なからざれども古志王神社住吉神社神明神社二柱神社を津川四社と云ひ其他の神社は漸次此四社の中へ寄宮となりたり

一古志王神社 本社は大彦命を祭る古西山に在り其建設詳かならずと雖も口碑に傳稱する所によれば大彦命本郡を通過するに當り西山に至る後人其徳を慕ひ命の休息せる趾に祠を建てて之を祭ると云ふ(一説に大同二年僧空海の草創する所にして四天王を祭るとあるも然らず大彦命は古志君の祖なるを以て古志王として祭れるなり)朝廷官船を津川に置かれたる時代の前後に在りしならん其後正治元年芦名氏津川町玉泉寺に命じて別當たらしむ弘法大師本地垂跡の説を建てて後廣目增長持國多聞四天王を併せ祭り古四天王又は腰王權現と稱したり降りて貞治二年僧祐尊檀王奥田民部盛隆青木兵庫通俊(一に光利に作る)と共に之を今の地津川町字古四王平に移し祀る本社は市街を北に距る數町丘陵の上に在り社地も亦廣からず昔時翠色蒼鬱たる老杉社を巡りて樹木頗る神威の高きを偲ばし

めしが後ち祝融の爲めに神社と共に烏有に歸したりと云ひ古書古器物等今存するものなし毎年六月十三日を以て例祭を行ふ明治六年村社に列せられ同十九年郷社に昇格したるも現在に在りては奉仕するもの多からず祭祀も亦穆々たらず世上多くは新を競ひ勢に走り世潮を追ふて遷移す神威も亦世と共に浮沈するを免かれざるか

一住吉神社 本社は市街の西端下田町に在り底筒男命中筒男命表筒男命を祭る傳ひ云ふ敏達天皇の九年攝津國住吉より勸請すと始め津川字向大浦に創建したりしが天徳四庚申年船道政事を津川に布かるゝに當り字舟窪(今ノ大浦)に遷し貞治元年壬寅神職手代木大膳忠正勝字下田の丘(今の下田町)に遷座す是より後市民尊崇して土産神とし毎年八月十九日を例祭とし神輿町中渡御あり山車を出し晝間角力夜間舞踊を爲し市中頗る賑ふ寛永二十癸未年以來藩主定むる所の社格を得氣候變あれば乃ち臨時祭を行ひ秋收豊穰を祈る又年々禊の祭を執行し兼て饗老の典を擧げしむ其儀甚だ嚴肅なり後鑑の爲め左に其次第の大略を掲ぐ

…(一〇七)…



神事現今の儀式と大差なきを以て省略す  
饗老の儀思ふにこれ神事を機として耆老を敬するの心を養ひ賓客を饗する禮を肆はしめたるものなり

役割

記

同 亭主役	同 郷頭上席	老人宿を發する時は相伴役と袴を着け門前に迎ひ老人着席せるときは上賓より膳を据へ老人退出するときは之を門前に送り且上賓の宿に訪問す
世 話 役	前 檢 斷	之れは前檢斷に限らず齡高く名望地位高きものに當るならん
同 副 役	代官所帳書	亭主役を輔佐し諸役人の勤め向きを監視し副役をして記帳せしむ
取 持 役	村 肝 煎	村肝煎又は肝煎悴 <small>一</small> 賓客を取持つ
同 副 役 三 人	相 伴 役	上 席 肝 煎
元 々 役	同 副 役 二 人	肝 煎 悴
同 副 役	同 副 役	代官所帳書
		熨斗三寶持出並に引下げ其他調度一切を掌る

同 書 役

同

家 具 司

名 主 悴

膳碗調度以下煙草盆火鉢に至るまで調度器具一切掌る

同 副 役 四 人

代官所帳書

同

茶 方 司

名 主 悴

茶菓の供應及び之に屬する器具を掌り煙草盆火鉢に付ては家具司を助く

同 副 役 三 人

代官所帳書

上賓には煙草盆火鉢一つづゝ其他は三四人に一つづゝ薦む

其他尙ほ元方の諸掛りあれどもくだしければ略す

料 理 上 賓

一 汁 五 菜

同 次 賓

一 汁 四 菜

賓客約八十人

同 衆 賓

一 汁 三 菜

主 人 側

檢 斷

郷 頭

町 名 主

村 肝 煎

町 代

式 順 序

- 一 掛りの役々饗應の勝手に詰む
- 一 檢斷以下町代まで地下役人詰所に詰む
- 一 賓客老人の迎の使を出す
- 一 賓客來るとき主席亭主役及び主席相伴役袴着用門外に迎ふ
- 一 賓客玄關に至るとき世話役出て迎ひて座に請す



一町代代官を案内して門に至る次席以下の檢斷郷頭及び名主出で門に迎ふ上席檢斷廊に迎ふ

一代官着座世設役戸を開く賓客皆拜す元々熨斗三寶を捧げ出で主賓の前に置きて退く賓客皆拜す

一代官公より酒宴を賜ふ旨を演説す賓客皆拜す

一代官入る元々熨斗三寶を引き退き戸を閉づ

一煙草盆火鉢を出し給仕茶を供す

一膳式の通り引盃出づ三献して終る

一組盃出主席亭主役出で盃事始る

此間小謠初中後三回

一盃事終り相伴役出で酒宴始む會釋人皆出で酒を勸む

此間座中にて三番叟あり終りて庭上にて神樂獅子を舞ふ又若きもの淫卑ならざる藝を演じて酒を助く

一酒宴終りて賓客退出此時謠あり會釋人之を送る

一賓客中宿に退く亭主役中宿に至りて訪問す賓客も亦來りて謝禮す

以上

寛文三癸卯年幕府に於て社殿を直營せられしが元祿年間より以後藩府に於て之を修理し且つ廻米船安全の祈願あり年々廩米を下賜せられたり明治

六年郷社に列せらる今神域内に忠魂碑あり又紀貫之が會津川の詠を刻したる小碑あり曰く

心にもあらで渡りし會津川

浮き名を水にうつしつるかな

什寶 鏡二面 狐尻城門鐵具二枚 太刀二口 唐版圖書編百卷 其他寄

進物若干

一神明神社 本社は字上田町伊勢宮に在り天照大神豊受大神二柱の神を祭る治承四年以仁王宇治に敗るゝや渡邊仲遠（始め中と云ふ）兄唱と共に王を奉し來りて本郡東山村中山に潜居したりしが翌養和元年三月會津惠日寺の僧勝堪が爲に襲はれ王自盡し唱亦戰死したり以後仲遠小國氏（刈羽郡）に仕ひて本莊の所領を管し壘を本陣場（今の神明神社の北面隣接地）に構ひて之に居る其壘側樹林中に一小祠あり其扁額雨蝕して讀むべからず僅かに兩皇大神鎮座願主石川氏の數字を知り得るのみ仲遠之を崇敬し建暦年間祠を改造して常に之を祭る子孫照綱に至り貞治二癸卯年（南



朝正平十八年)津川町民舊地より移轉し來るに及び人民亦之を崇敬し後ち五年を経て應安元戊申年(南朝正平二十三年)町民と力を合せて宮殿を造營し産土神となし五穀豊穰を祈る後ち寛永四丁卯年蒲生氏封土を收めらるゝに及び胤綱(左近と稱す)家族を擧げて一は稻川莊寶川村に一は本莊野村に退轉したるも野村に在る子孫尙ほ其祭事を管したり而して領主松平氏入封以來は藩府に於て祭事を執行せられ毎年神符を藩主に献したり今は毎年九月一日例祭を行ひ神輿町中渡御あり明治六年村社に列せらる從來本社は屢祝融の災する所となり現今の社殿は享和文政年間の造營に係るものなりと云ふ而して境域内に左近の櫻と稱する櫻樹あり天正十五年渡邊氏の主家小國氏亡びて小國頼勝が嬰子行く所を知らず渡邊興綱之を求めて國を出で十年を経て亦歸らず其子胤國乃ち之を搜索して遂に京に到り内裏の櫻樹子を得て還り植る所なりと傳稱す渡邊氏の舊館跡本陣場は麒麟山と相對し初冬紅葉の期眺望甚だ佳なり

什寶 鏡三面 陣刀一口 金幣一具 弓一張

一二柱神社 本社は新善光寺の門側にあり元鷲宮と云ふ軻遇突智命を合祀するに及び二柱神社と改む天日鷲命及び軻遇突智命を祭る天日鷲命は貞治元壬寅年本寺を舊地より移すに當り當時の寺僧感誓寺の鎮護神として之を祭り鷲神社と稱したりと云ふ後ち多田左衛門頼國本莊を領するに當り長徳五己亥年之を更め祭り鎮土神となすと云ふ而して軻遇突智命は古來本町屢祝融の災する所となり町民之に苦しみたるを以て明和六己丑年遠州秋葉山より分靈を勸請し町内三組に奉祀したりしが後ち之を褻黷せんことを畏れ住吉神社神明神社並に本社に之を合祀し二柱神社と改稱したり

一城山稻荷神社 麒麟山狐尻城趾にあり本社は元と本城の鎮護神なりしが本城を毀ちて以後之を祠るものなく自然廢頽に歸し住吉神社に寄宮となりたりしを寛保二年鶴川兵右衛門之を歎き有志に謀り小祠を建て以來毎年四月三日祭祀を執行し來りしに大正十二年篤信家齋藤德吉等の主唱により有志の寄附を得て本社を改築し茲に神威を新たにせり

而して此に吾人が力を合せて大いに調査探窮せざるべからざるものあり夫



は本莊中に式内社ありしに今俄かに之を確むること能はざること是なり延喜式神明帳載する所沼垂郡に五社あり大形神社市川神社石井神社美久理神社川合神社是なり而して其所在を探窮するに大形神社は中蒲原郡(元と沼垂郡金津莊)河渡村市川神社は北蒲原郡(元と同郡足羽郷)乙村石井神社は同郡(元と同郡足羽郷奥山莊)中條美久理神社は新潟市(元同郡沼垂郷)沼垂に在り獨り川合神社今其所在明かならず或は云ふ北蒲原郡(同郡足羽郷奥山莊)熱田坂村に在り熊野權現と稱し今伊弉册尊及び事解男命速玉男命を祭るもの是なりと然れども思ふにこれ後人の推測に出でたるものにして他に確實なる證據あるにあらず北越風土記節解に曰く川合神社、祭神多奇波世君、小川庄に在り惣鎮守也、勸請詳かならず神明帳節錄に曰く沼垂郷小川莊川合神社之を以て之を見れば川合神社の本莊中にあることは明白の事實なり然らば何れの如何なる神社か此川合神社なるか之を探窮することは歴史研究上大に必要なことなり古昔大なる神社にして中世其祭神を變更せられたるもの

の往々他に其類例あり之を探索することは甚だ困難なる事業なれども我が郡に於ては比較的容易なることと思ふ如何となれば古へ人民大聚落をなしたる地方又は官府を設けられたる土地には其地に神祇を奉祀して國家の安寧五穀の豊穰を祈り又は人民の禍難疾疫を除拔し或は山野の瘴癘を解除し或は河海の安全を保障するが爲めに若くは土地の豪族其祖先を祭るが爲めに奉祀したるものにして而して川合神社は主として二水相激突し水行困難なる處に祭られたるものゝ如し

神明帳考證に曰く川合は上つ毛野と祖を同ふす多奇波世君の後なり

本郡に當時上毛野又は川合なる國造其他の官人等ありて(光仁天皇寶龜三年壬子八月癸卯日置の造道形及び判官一人主典一人を遣りて分頭覆損せしむとあり日置に國造を置かれたることを証するが爲め參案として掲ぐ)其祖先を祭りたるか然らざれば阿賀野川航路の安全を祈るが爲めに祭りたるか此二つに出でず之によりて其所在を斷案するときは國造官人等が其祖先を祭りたるものなりとすれば津川に官府を置かれたる時を措きて本莊中古



來之に該當する所なく又阿賀川航路の安全を祈りたるものなりとすれば必ず津川に官船を置かれたる當時の事ならんと推斷するの當然なるを思ふこれより延喜年代に至る殆んど二百五十年思ふに此時代に在りては必ず宏壯なる社殿ありたるものならん沼垂に於ける美久理神社の如きは全國に於ける六社の一として清少納言が數へたる所なりければなり然れども著者の淺薄なる今津川の内之に當るものを知らず藩主松平氏以後寄宮になりたるもの多し希くば識者の教を待たん

一新善光寺 本寺は淨土宗鎮西派智恩院の末寺にして元佛光山稱往院と云ふ建久元年三月尾張の産沙門定尊の開基に係る之より先き定尊信州善光寺に參籠し如來の靈告によりて等身彌陀の銅像を鑄此の地に來りて舊地(津川より西方丘陵の上今寺跡あり)に草創安置す此佛は世に災あれば像に汗し病者祈願すれば應驗ありとて古來信仰するもの多し當時に在りては善光寺と同じく八宗兼學なりしが其後百七十餘年を経て孤戾城主金上祐道の時に至り貞治元年相州鎌倉光明寺の僧唱名上人の弟子感誓來りて

此寺に止錫し此地の民長鶉川丹羽犬飼外記五ノ井大膳村岡但馬並に新谷壘主二平隼人青木地頭大江新藏等と力を合せて之を今の地(當時杉木谷地と稱す)に移したり(思ふに之れ當時の領主の命に依るものなり如何となれば之と同時に市街の區劃を定め翌二年迄各社寺人民皆悉く此地に移轉したるを見れば獨り寺僧民長等が勸説に依りたるものにあらざるを知るを以てなり)本寺は從來宏壯なる寺院にして舊地にありしとき三大刹を有し當時芦名盛高本寺を尊信し狐戾城主金上祐道本寺に大川角島鹽野澤大戸瀬四個村百貫文(百貫文は石高千石に當る)の地を寄附し(一説に感誓より後五世岌梅の時に至り寄附したるものなりと云ふ)寺領多く堂舎壯麗なりしが應仁以後天下大に亂れ享保二年御小屋館主吉見忠親春父子に此四個村の寺領を奪はれ僧徒離散し殿堂も亦頽廢せり然れども角島鹽野澤等の租税は尙ほ當寺に於て納め來たりしが文錄二癸巳年(蒲生氏郷時代)豊臣家の檢地ありしとき悉く之を沒收して新たに草高六十二石餘の土地を與へたり其後松平家檢地に當り之を免除地となして本寺に



屬せしめられしが明治維新に至り之を上地せられ其後ち拂下を受け本寺の所有となしたり是より先き本寺は末寺塔頭數十箇寺ありしが屢火災に罹り寺領も減少し塔頭は漸次之を本坊に合併し末寺の今存するものは郡内五ヶ寺郡外六ヶ寺縣外三ヶ寺都合十四ヶ寺となれり本寺は獨り本郡地方のみならず舊會津藩領内に在りても寺格正しきものにして閔閔の歸依者多かりしも今知ることを得るものは天正年中青津の地頭生江大膳(大膳基氏永和四年東青津村に淨泉寺を建つ基氏は結城上野入道道忠三世の孫にして東青津の柵主なり永和四年より天正元年迄百九十年を隔つ生江氏代々大膳を稱したるものならん)か子山城津川に在り同九年死す本寺に葬り英雄殿高山善生と諡す本寺七世の住僧笈州(録官雜葉化曰く永錄元戊午年知恩寺岷州上人會津へ下向正親町帝歸依僧也太守盛氏に叙爵の論旨を携へ來り又河沼郡青木村示現出聖德寺に五種の靈寶を置く笈州は河沼郡砂越村の産にして父は渡邊忠兵衛母は青木地頭生江民部少輔朝知の娘なりとあり)は山城が家人の子なりしが學德並に高く後京都に至り智

恩院に住し嘗て禁裡に於て說法せしことあり天文八年二月芦名盛氏叙任の宣旨を送り來りて盛氏に呈す後京都に在りて芦名氏の爲めに畫せしもの少なからず慶長十一年五月津川城主岡半兵衛國信が父越後守國秀死す本寺に葬り妙譽義道信士と諡す同十八年十一月國信駿府に在りて戮せらる冬月明了道照大禪定門と諡し本寺に祭る之より以前に係るものは天正二年當山世良翁の書寫に係る舊過去帳焼失して今傳ふるものなし明治戊辰年五月桑名藩主松平定敬侯越後の戦起るや柏崎より退きて津川に來り本寺を本營として宿營するもの約二ヶ月後若松に退去す定敬侯は容保侯の弟なり次で八月二十五日津川に於て戦死したる我藩白虎隊士藤森八太郎(十六歳)本寺に葬る墓石の後に杉樹一株を栽へて標識とす杉樹は後年栽る所或は云ふ今の墓地は後年移す所なりと

鐘樓 享保四年六月岷務和尚始めて之を建設す工師柏崎町大久保佐藤忠右衛門なり

什寶



等身阿彌陀佛銅像

開山定尊の所鑄

一軀

三尊彌陀佛

本尊丈二尺

一軀

脇立

丈一尺三寸

一軀

六字名號

元祖圓光大師真筆

一軸

同

祐天僧正真筆

一軸

普光觀智國師制止狀

一軸

七條金襴袈裟

一領

五條金襴袈裟

智思院大僧正應譽上人所贈

一領

紺紙金泥來迎佛

一軸

大涅槃像

一軸

七世の僧笈州が寄附物多かりしと云ふも今存するものなし

一玉泉寺 本寺は寶珠山玉泉寺と云ふ延暦二十二癸未年西村の村主皆川權頭

正次今の西村の地に建立し傳教大師を開山とす或は云ふ大同四己丑年四月の建立にして弘法大師の開山なりと何れが是なるを知らず文治三丁未年佐

原義連會津に封せらるゝや從來本寺の附屬となし來れる古四王堂の兼攝を解きしが正治元己未年に至りて更に其別當を命せられ爾來明治八年神佛混合を禁せらるゝまで之を管理せり蓋し古四王にして大彥命を祭れるもの青木氏之を管せしが後ち付托を受け玉泉寺之を管攝したるものなりと云ふ本寺は本と天臺宗なりしが高野山の僧祐尊來り住し貞治二年本寺を杉木谷地に移してより眞言宗に改め高野山遍照光院末となり後ち明治四十四年に至り更に總本山長谷寺末となりたり是より先き住僧良禪の時永錄四辛酉年四月津川町祝融の災に罹り本寺も烏有に歸したるのみならず從來屢罹災の患ありしを以て此年始めて現在の地（元諏訪の原と云ふ）に移せり舊寺跡は今明かならざるも慶長年間に模寫せる古圖なりと云ふに依れば今の五百刈邊の河岸にあり而して今擅林小路と稱する道路は元と上町より湊町に通じたるものなりと云ひ且つ上町地中より従前屢人骨の露はれたることありと云ふを以て見れば略其跡を知るを得べし良禪は學徳共に高く金上盛備の尊信を得天正年中に至り金上氏之を祈願所と爲し



寺領百石を寄附し又殿堂を造營したり仍て後世良禪を中興の祖となす又本寺に元龜年中觀祐と稱する住僧ありしが後ち東大寺に住し天正の始め大僧正に任ず當時天皇正親町院雷を畏れ給ひ觀祐を召して祈らしめられたりと云ふ年代何れか錯誤あるものゝ如し暫く記して後考を待つ良禪より三世の僧を淳海と稱す下條組綱木村飛田野彌左衛門の子なり九歳佛門に入り後ち湯殿山高野山等に至り苦行學修し始め長運と稱し津川町密藏院二十九世の住僧となり次で向鹿瀬村龍藏寺に轉じたりしが後ち本寺に來り住し淳海と稱したり寛永十三年九月寂す年七十八肉身佛となる防火除疫を祈りて驗ありと云ひ衆庶の敬信淺からざりしが明治十三年津川大火の際寺と共に焼亡す淳海の詠なりとて傳ふるものあり曰く

薄雲の墨繪は如何に佛の誓ひ耀く有明の月

本寺平田氏の墳墓中に昔名氏の宿老たりし平田是亦齋の墓碑あり津川町平田氏は慶徳善五郎に出づるを以て其父是亦齋を祖とし祭れるなり本寺は一派の附法檀林にして郡内に於て末寺七ヶ寺を有す從來屢火災に

罹り什寶文書等今存するものなく在昔什寶中空海の眞筆に係る般若經ありしと云ふ惜むべし

一密藏院 本寺は高聲山密藏院と稱し高野山明王院の院末にして眞言宗新義派なり大日大聖不動明王を本尊とす大同二丁亥年弘法大師舊津川の地に高聲山自寶寺密藏院不動坊を創建す是れ本寺の前身なり思ふに本寺は津川の寺院中創建尤も古きものならん如何となれば古へにありて本寺は尤も宏壯なりしものゝ如く康平五壬寅年源義家安倍氏を陸奥に討平（前九年の役）して凱旋するや歸路を出羽に取る時に安倍頼時の孫忠任津川に據り之を要撃せんとす義家乃ち之を追撃し所在追捕し本寺に宿營するもの五日會津を迂廻して歸京すと云ふ之に依りて見れば本寺の當時に在りて大なりしを知るに足るなり後ち貞治二年（南朝正平十八癸卯年）今の地諏訪の原に移る當時の僧を源學と云ふ故に源學を以て中興とす或は云ふ高野山明王院の僧宥觀の移す所と本寺は本郡に七ヶ寺の末寺を有し一派の附法檀林なり古老云ふ在昔此地雪甚だ多く冬期毎年市街を埋没したりと



本寺の僧宥山の時萬治元戊戌年本寺頽雪に遭ふて倒壊す後ち十三年を経て僧宥傳更に再營す今より之を見れば殆んど相像し易からず寛永十二年十一月本寺並に玉泉寺正法寺の地子を免許せらる曰く

小河の莊津河の内密藏院正法寺玉泉寺

右三ヶ寺之地子令免許者也

寛永十二年十一月 日 明成判

正徳二壬辰年僧俊雅の時香色衣着用を免許せらる曰く

任御朱印之旨香色一色令免許訖向後可有着用之者也

正徳二年十一月 日 華 押

本寺も亦從來屢祝融の災に罹り什寶古文書等今存するものなし

一正法寺 本寺は明海山正法寺と稱す曹洞宗なり元久元年三月津川の老民

鵜川丹波(當時の丹羽を一に金上氏の家臣となす貞治中に鵜川丹波あり

想ふに同家世々丹羽を稱し來りたるものならん)當時津川に隱棲しあり

たる蒲原郡草水津觀音寺の前住器堂存朴と謀り本寺を創建し器堂を開山

とす勝軍地藏菩薩を本尊とす惠心僧都の作一に智證大師の作とも云ふ像背に文あり讀むべからず只永正六己巳年の六字を知るのみ始めて本寺を創立したる地今知ることを得ず永録年間今の地に移すと云ふ本寺域に愛宕堂あり延享四丁卯年鵜川藤左衛門靈夢の感あり平塚氏杉崎氏等と謀り町中を勸財し建つる所時に角島波守清野四郎右衛門家に其數世の祖嘗て客を渡すとき木片舟に添ふて流れざるものあり權之を推し去る屢するも隨て去れば隨て來る乃ち之を熟視すれば佛像なり仍て其奇縁に感じ之を拾ひ得て家に祭り置きたるものなり藤右衛門之を乞ひ得て本堂に遷し祭ると云ふ防火を祈りて驗あり後ち角島村民山林八反歩餘を愛宕社維持費として之を本寺に寄附したり

一妙境寺 日蓮宗なり明治十三年日蓮宗信者津川町宮川留次郎の開基に係り身延山七十四世法主日鑑上人寺號を事常山妙教寺と命す明治十六年寺號公稱の許可を得爾來四十年拮据殿堂の完成に努力し堂側に鐘樓を後園に花樹を栽ゑ今復僧正平賀日任師の揮毫を彫刻したる石門を建設し大正



十二年四月同師を請じて聖誕慶讚會兼山號公稱四十年式石門落成式を舉げたり境は林間幽邃の地に在り參して以て俗腸を洗ふべし

一代官所趾 今の東蒲原郡役所構内是なり寛永四年加藤嘉明封を會津に受くるや狐辰城を毀ちたり而して今の構内元と民戸十四戸の所有地なりしを常浪川向ひ今の十四軒島と唱ふる所の土地と交換し城の厨房を移して此處に代官所を建てたり後ち松平家に至りて河沼郡上野尻に郡役所を置き稻川莊野澤小川莊津川に代官所を置きて其莊中を分管せしめたり而して代官を置きたる其始めを詳かにせず慶長十九年蒲生忠知津川に分封せられし時蒲生郷春代りて來り治む後ち何時の比よりか野尻六左衛門と稱する代官あり寛永元年岩谷藥師堂に籠りたる記事同堂内に題書あり今知ることを得る代官を左に掲ぐ

就職年	代官氏名	下代氏名	就職年	代官氏名	下代氏名
正保元年	艸山利右衛門	土田四郎兵衛	延寶元年	宮本儀左衛門	小石萬右衛門
不詳	鷗沼美助	松山庄三郎	同三年	藤澤九郎右衛門	畑彌五兵衛

不詳	佐藤武兵衛	山口伊右衛門	同五年	苗村十郎兵衛	佐藤善左衛門
萬治二年	飯田久右衛門	木野九兵衛	天和元年	野口九郎太夫	櫻井嘉平次
寛文元年	丸山彌次右衛門	山口作左衛門	同三年	竹腰助之丞	小石萬右衛門

丸山彌次右衛門まで常詰なりしが以後之を廢し時々出張することとなる

寛文八年	中根忠兵衛	山口作左衛門	貞享二年	木下市郎左工門	同人
貞享二年	並塚七右衛門	根本次太夫	正徳四年	並河七右衛門	
同	赤塚次郎兵衛	本田李兵衛	享保六年	遠山三太夫	星悦右衛門
同	生田喜兵衛	川島門六	同五年	山田八郎兵衛	
元祿元年	竹村宗左衛門		同	篠田且右衛門	坂井四郎右衛門
同七年	柴彦太郎	平田彌五右衛門	同六年	藤澤縫之助	富田忠兵衛
同八年	中村甚兵衛	小野喜惣左衛門	同九月	並河常右衛門	内堀半兵衛
同九年	遠山三太夫	櫻井嘉平次	同	並河多作	
同十二年	中根忠兵衛	淺沼彌五藏	同十四年	津川五助	白井惣内
同		淺沼四郎右衛門	同十五年	小松十郎兵衛	中村甚兵衛
同十五年	有賀岡右衛門	櫻井文右衛門	同十六年	並河多作	内堀半兵衛



寶永	八年六月	大沼甚内	林永島次右衛門助	同	三十年	中村傳右衛門	佐瀬元右衛門
正徳	八年八月	笹沼金兵衛	飯岡武平	元文	三月	柴勘右衛門	櫻井與惣兵衛
元文	七年五月	築瀬三郎次		同	五月	清水園右衛門	菊地源治
同	九年九月	小川杉右衛門	中村鐵右衛門	寛政	元年	遠藤宗助	
寛保	十二年十二月	小川七右衛門	小瀧次右衛門	同	二年	長崎幸右衛門	
延享	三年三月	松田善左衛門	内堀半兵衛			中欠	
寛延	三年	中野大次郎	内堀善助	文化	十四年	西村延治	
寶曆	三年三月	齋藤益藏	山本和右衛門	文政	年	小松孫六郎	
同	二年三月	佐藤半太夫	坂井篠右衛門			中欠	
同	七年六月	御小柴忠右衛門	中村平次	安政	元年	岡田丈右衛門	
同	九年九月	相澤平右衛門	小林彌右衛門			遠山進	
明和	二年三月	田原仲右衛門	鈴木符左衛門			渡邊數馬	
同	七年七月	日向覺右衛門	星源吉	萬延	元年	嵯川次郎右衛門	
安永	二年	上崎十兵衛		文久	元年	榎山理輔	

文久二年	池上傳藏	明治八年	寺田寛介
中欠			

一 船番所趾 町の北端大船場と稱する所是なり抑津川船道政事と稱するもの其因りて來ること頗る遠く其起原官船を置きて蝦夷の防衛に充てたる時に濫觴し後ち天徳二丙午年五月船道政事を布かるゝや渡邊綱攝津國渡邊を管すると同時に其執事神崎五郎重永をして來りて其事を掌らしめ又坎六なるものをして海路を監視せしめ敦賀港堺港と連絡を通じたりと云ふ壽永元年院宣を降し船道役人を裁許せらる當時上條伸久下條伸時なるものあり神崎五郎某をして添役とすと云ふ思ふに神崎氏代々此地に在りて地方の船道を掌りしものなり此の如く上古に在りては下越地方の海路のみならず遠く山陰山陽二道の海路監視と連絡して政事を執りたるものにして慶長九年の謄寫に係ると云ふ當時の條目なるものを見るに殆んど信を措き難きものなるも上古航路の保護船舶の救難海賊の取締唐船の處置紛議の和解等に任じたるものなることは略ぼ之を知ることを得るなり後



世に至りては單に阿賀野川に關する事のみを掌り領主に於て條目を定め先規先例に依り事務を裁許せしむることとなり芦名氏に於て定めたる條目は慶長十五年の火災に焼失したるを以て後ち船道役人の記憶を聚めて之を書記し置きたりと云ふも今傳はらず又船筏稅徵收の始め今詳ならず思ふに在昔河身を浚渫し運漕を計りたるより起因したるものなり而して其河身改修を起工したる其始めも今亦明かならずと雖も慶長七年蒲生氏の掟條目中山川の儀は先代の如くたるべきことあり河川に對し何等先規ありしを見る此後元和四戌年藩府幕府に請ひ津川より耶麻郡貝沼村まで通船を開かんとし山城嵯峨の人角倉與左衛門をして設計起工せしめたるも成功せずして中止し享保十四己酉年京師より岡田道幽なるもの來りて開通を計り頗る多額の經費を要したり當時の證文あり左の如し

陸奥國會津領耶麻郡揚川筋船路之事

西海枝より深戸に至る河瀬險難の所々これあるに依て往昔より通じ難き所今度小笠原左近對談の上難所岩石掘割り普請成就せしめ鹽川より

津川に至る揚川通の船往來滞りなき由普請の主渡部多門之を達す其功に因り別紙副書の如く相違あるべからざる旨中將殿申附けらるゝ者也

享保十四己酉年十月二十五日 奉行家老連判

京都松原通り丁字屋岡田道幽老

同 吉郎兵衛殿

副書

一揚川通鹽川より津川に至るの間船積自他國々諸荷物運賃定め置かれ候荷口錢並筏役銀共に年々惣納高の内半分は七月十日年切に上納致し残半分は永く所務たるべく候

一船持の外他船に荷物積往來一切停止申附候但渡船獵船は格別たるべき事

一片荷物輕重並に荷物揚場遠近に依り運賃の高下は荷主相對たるべき事

右三ヶ條永く相違あるべからず候仍て件の如し



享保十四己酉年十一月二十五日 奉行家老連判

京都松原通丁字屋岡田道幽老

同 吉郎兵衛殿

覺

一駄別荷口一駄に付下り舟參拾文上り舟貳拾文筏役銀寸法百挺に付貳  
匁小角百本に付貳匁舟板拾枚に付參匁丸木舟一艘に付三分保太百挺  
に付四匁

一廻米一駄に付下り舟貳百四拾文商人米一駄に付下り舟參百五拾文上  
り舟參百九拾文但荷物輕重揚場遠近に隨て運賃高下は荷主對談次第  
一自他の乗合船一人下り百五拾文上り貳百文

右者今度揚川船路成就に付て家老中奉行中連印の證書渡し置かれ永く  
相違あるべからず候仍て件の如し

享保十四己酉年十月二十日 會津中將内 渡部多門

宛名前同斷

此後明和二乙酉年甲州鯉澤海野傳之亟なるもの來りて鹽川より上野尻の間  
通船を計り貳拾俵積の船二艘を製造し廻米を積下し鹽を積上せたり翌年  
又五艘を製造し通漕せしも永續せず其後嘉永四年に至り津川町檢斷佐藤  
左七郎の建議により再び通船の便を開かんとし大工事を起し兩岸に綱手  
道として岩を穿ち或は石垣を積み道を開き河底の石は水涯に引寄せ築場  
を取拂ひ鯉澤の水主揖取を雇ひ通漕したるも豫期以外の工費を要し之を  
償ふこと能はず非常の困難に陥り私財を抛つて之を皆濟し遂に破産の不  
運に遭遇したり而して津川より下流の浚渫に關しては今知る所なきも鉤  
濱に至る間在昔險難の個所ありしは想像するに難からず思ふに此間は早  
く開鑿せられたるものならん此の如く古來の因習により王政維新に至る  
まで津川以下新瀉に至る船道に關しては津川に於て特種の權利を有した  
り今左に二三書記見る所のものを左に掲ぐ  
一船道役人は古來八人あり獨り船道のみならず町政にも關與せしが延  
寶四年に至り名主六人を置き船道役人中に就き之を選任し船道の事



を兼ね掌らしめたり當時の人名左の如し

豊島權左衛門 矢部太郎右衛門 清田五郎右衛門

大友作左衛門 二平次郎右衛門 鈴木金兵衛

一流物貫受禮子の定 萬治元年定むる所左の如し

一大材木小川筋上郷より洪水の時分流れ來り候はゞ何方の村にても見出す方に留置き上郷へ切紙を越し申すべく候木主の儀は早々材木尋に罷出づべき事

一大材木船道具共に留置き候はゞ其材木面々寄合直段を定め拾々に付(銀目)貳匁宛禮銀出し貰ひ申すべく候若し徒者(悪計を爲す者)手前の木に之れなきを貰ひ申すやも存せられず候間材木伐り候山並に木元の様子手形を取り相返し申すべく候但し偽りを申し貰ひ候て別々に木主罷出候はゞ右の材木直段に五割増に木主方へ偽り申者代金出候し申すべき事  
一足駄木薪其外小材木拾ひ申候とも直段を定め拾々に付貳匁宛出し申

すべき事

一五人乗六人乗の舟流れ中を見付け留置候はゞ舟壹艘に付銀八匁宛の禮銀にて貰申すべき事

一「ベサイ」舟一艘に付三匁の禮銀にて貰ひ申すべく丸木舟の儀は銀壹匁の禮銀にて貰ひ申すべき事

右の通り何れも寄合相定め申候向後の儀は相互に出入申間敷候併しよしみ縁者念頭にて相對を以て禮銀取らず返し候とも苦しからず候以上

萬治元年戌閏極月八日

二平太郎右衛門(檢斷)

二平惣兵衛(檢斷)

二平太郎兵衛(檢斷)

渡邊庄七(上條組)

古山次郎兵衛(下條組)



大江忠兵衛(鹿瀬組郷頭)

前書の通り川筋の者共洪水時分材木並舟流し申すに付折節申分有之候故流物禮銀の定め檢斷郷頭中相談を以て相窮め候五ヶ條の趣尤も然るべく候以來の儀は右の通りに相究申さるべく候也

佐藤武兵衛(代官)

一 船道爭議の事

延寶七年澤海領(柳澤氏領)萬願寺地先き津川舟通行の際紛議を生じ萬願寺大庄屋土倉徳右衛門より津川町檢斷へ通知に依り町名主清田五郎左衛門鈴木金兵衛を該地に派遣し紛議を裁斷し歸りて覺書を代官苗村重郎兵衛に差出したり  
寛保三年長岡藩預り所蒲原郡小搦村鮭瀧場所受判の者舟道を塞ぎ且つ上下の舟筏より金錢を取りたる件に付き二藩交渉解決せず會津より之を幕府に達したる處小搦村瀧主始め大庄屋小庄屋より訖證文差出に付幕府より右證書を會津に交付し翌延享元年八月該證書を津川

町檢斷佐藤左七郎に下附せらる以來通船支障なし

一 消防組及び警火施設 本郡地方風は阿賀峽中に沿ふて通過するもの尤も強く即ち東より來りて西北に流るゝ風を阿賀出しと稱し西北より峽中に遡り來る風を下も風(下流より吹き來るの謂)と云ふ而して阿賀出しは常に乾燥する多きを以て連日繼續するときには往々出火の畏れあり獨り阿賀峽中のみならず下越地方も亦皆之を畏れざるなし而して津川町の市街は常浪川に沿ふて東より西に連るを以て古來往々回祿の襲ふ所となり全町烏有に歸したるもの少なからず今知ることを得るものを掲ぐれば永祿四年四月大火あり上町より下町まで延焼し又慶長十五年三月大火あり町内獨り正法寺を餘すのみ狐辰城外廓まで延焼したり此に於て莊中四十二ヶ村の山林を伐採するを許し町中を板屋葺と爲さしむ延享二丑年五月上町姥堂橋より柿木町寶藏院まで兩側全部を焼失し土藏過半焼落ち代官所並社倉を焼き廻米三百貳拾俵を失ふ是に於て藩府焼失者に手當米を給し又貸附米を爲したり寛永四丁卯年津川後町全部を焼失し寶曆十一年三月下町



武右衛門宅より出火し西は番所住吉神社より東柳原町までを全焼し明和元乙酉年六月下町市郎左衛門宅より出火し同町下田町番所住吉神社灰燼となる後ち安永元年下町屢出火の難あるを以て町名を湊町と改稱す寛政六甲寅年大火あり下田町を除き全町焼失し城小路舊記庫落ち藏書全部を失ふ明治十三年六月上町より出火し下町まで延焼し又同二十三年四月中町より出火し下町まで延焼したり以上は舊記に見る所此他尙ほ今日知るを得ざるもの多からん此の如く屢回祿の災あり爲めに町民の福利を妨ぐること多きを以て火災を畏るゝこと深し足一度津川町に入れば消火器設置の標札を掲ぐるもの多きを見て之を知るべし消防組は今三部に分ち腕用唧筒三個蒸氣唧筒一個を備ふるも本年亦上町全部烏有に歸し更に「ガソリン」唧筒を設けんとするの議あり

一 首塚 正法寺裏丘陵の上に在り約一畝歩程の土饅頭なり傳稱す昔元弘建武の比後醍醐天皇の近臣近衛少將北畠有澄と稱せし人罪あり高野山の僧普覺上人に従ひ本郡に遁れ來り高出村(今の西川村の内)嶺寒寺に居り其

地方を領せり(西川村東川村地方には昔時刈羽郡小國氏の領地あり今其領域明かならざれども高出は其一部なりしなり有澄なる人小國氏に關係ありたるものなるべし)時人之を月見御所と尊稱し狐辰城主金上祐道吉見信廣をして御所の附近に新柵を置きて之を守護せしめたり然るに御所の臣粟瀬の地頭渡部大方なるもの押手の地頭土屋土佐を殺し其所領を掠奪したりしが御所其罪を問はず却て之を庇護せり莊中の給人等之を怒り相謀りて御所を襲ひ御所仁ヶ谷に於て自害せり時に御所一人の子あり當時其寺に在りたる僧慈覺坊(慈覺坊は楠正成三男庄五郎能勝剃髮して坊名を稱せるものなりと云ふ果して然らば傑堂を指すなり)其子を負ふて川内谷瀧谷に遁る此子長じて小少將殿と云ふ小少將後ち津川に來り事に托して莊中の給人を招致し四十七人を馘首して父の讐を報じたり此塚其首を埋めたる跡なりと云ふ(高出御所神社参照)

一 壘趾 字新田尻俗稱彌五右衛門新田と云ふ地にあり何人の居住せし地なるか今知ることを得ず或は云ふ彌五右衛門城の跡なりと西村に字彌右衛



門城あり或は然らん二十年前迄は外郭の跡も亦知ることを得境域廣かりしが今は殆ど其形跡を見るべからず菅壘跡と湟跡とは今尙ほ舊時を偲ぶべし堤上に老松あり數百年の物なり周圍丈餘枝葉地を覆ふもの數十歩之を御松と唱ふ口碑に傳ふ此松嘗て伊勢參宮を爲せりと又此東方に連接して的場と稱する所あり昔時弓術を練習せし趾なるを知るべし

兩鹿瀨村

本村は古へ毘沙門島と云ふ後ち吉見義廣本村を領してより吉見村と稱し至徳三丙寅年鹿瀨村と改む傳稱す昔時實川村(今の豊實村大字實川)に猿丸太夫と稱するものあり射を能くし鹿を遂ふて此地に至る鹿阿賀川を涉りて逃る猿丸も亦涉りて之を遂ひ遂に日光に至る仍りて此地を鹿瀨と改む或は云ふ渡邊唱嘗て此地に居る其處を唱が瀨と云ふこれ鹿瀨の濫觴なりと著者曰く鹿瀨氏なる人來りて本村を領せしことありて村名を改めたるものなるべし(西川村高出御所神社參照)

本村は左の部落より成る

大字名	(明治八年八月合併村石)	部落名	(從來の村名並端村)
鹿瀨		鹿瀨、角神、深戸、中岩澤	
向鹿瀨		向鹿瀨	

一 館腰城 東西二十間南北四十間吉見治部大輔義廣其子忠治築きて之に居る子孫信廣に至り月見御所高出に來り居る金上氏信廣をして其附近に築きて之を守護せしむ信廣の孫政廣の時代に至り至徳三年吉見村を鹿瀨村と改む政廣四世の孫包廣常勤の小館を津川に築き(今の琴平山なりと云ふ思ふに其四方接續地なりしならん湟跡あり)後ち之に移り居る包廣三世の孫治部少輔廣盛天正十七年六月伊達政宗芦名氏を攻め進んで猪苗代に入るや金上遠江守盛備に従ひ摺上原に出で戦ひ共に之に死す是より先き奥田彌平太本城に主たりしが大江政忠金上氏に配し黒川より來りて本城を守る芦名氏亡び伊達氏本城を略有するに及び政忠鹿瀨に隱棲す本城の趾今詳かならず松堀と云へる所に惣門口と稱する小字あり之れ其城趾



ならんか吉見氏大江氏の經歷は拙著小川のしがらみに掲ぐ

(本城を館腰城と稱せしと云ふ其所謂を得ず津川琴平神社館腰神社と稱せしは御小屋館の腰なるを以ての名なり本城後世鹿瀬城と云へしよ  
り思ふに始め吉見城と云へるなるべし)

一 毘沙門祠 本村往昔毘沙門島と稱し津の島(今の角島)西村西山と共に皆津川の部内なりしを貞治以後に至りて自然分割したるものなり本村に今尙ほ毘沙門の小祠あり其年代久しきこと知るべし然れども經歷今徴すべきものなし

一 三島神社 本村に在り事代主命大山祇命を祭る大江政忠尙ほ黒川にありしとき永祿元戊午年伊豆國田方郡三島神社の分靈を勸請したりしを後ち百二十餘年を経て延寶三乙卯年子孫之を遷座し本村の産土神と爲したり明治六年郷社に列せらる神饌幣帛料供進指定神社なり

一 多寶寺 本村に在り妙法山多寶寺と云ふ曹洞宗なり安貞元丁亥年鎌倉五山臨濟宗多寶院の僧寅身の建つる所始め寅身會津柳津虚空藏に來り詣で依

りて上條組石畑に留り居ること二年後ち本村に來り廣袤八町の地を錢五貫文にて買ひ受け其地に本寺を草創し春日作の釋迦彌陀及び空海作の大日を本尊とす後ち大洞庵寶昌院梅秀院庵の三塔頭あり巨刹なりしが五世を経て無住となり什寶舊記多く紛失し塔頭も此時に至り頽廢せり寛正二辛巳年越後草生津觀音寺の僧可山之を再興し曹洞宗に改む天正十九年木村伊勢守秀俊(伊勢守秀俊本領不明)流落して此地に來り本寺に寓居せしが後ち所縁に就て蒲生氏に寄食し當時屢本寺の古刹なることを氏郷に稱しければ氏郷寺産七十石を寄附したりしが上杉氏の時に至りて之を失ひたり今存するもの本尊大日如來のみなり

一 龍藏寺 向鹿瀬に在り九鏡山龍藏寺と云ふ眞言宗津川町玉泉寺の末寺なり弘安五壬午年村主阿部出雲の建立する所後ち六年を経て正應二己丑年村主長谷川清兵衛之を再興すと云ふ其事由今詳かならず後世永祿三庚申年堂宇燒失住僧賢良の時慶長九甲辰年安部理非内之を再興す三十五世の僧海範を以て中興とすと云ふ一説に本寺は塵雲四丁未年(慶雲四年は丁未なり)法及



笠金剛直海上人の開基にして波田野孫平の建立する所なりとあり本寺は從來屢祝融に遭ひ事實詳かならざるものあり

一古墳二 一は本村下村の南一町計り菜圃の中に高さ三尺計りの塚あり傳稱す新宮次郎盛俊が墓なりと又朽堀村藤十郎(姓を缺く)なる者方に盛俊が碑あり桃林院花山城見大居士と云ふ而して盛俊は鍋倉山中の空漚(深さ二丈計りありと云ふ)に在りて自殺す時人之を愛惜して新宮靈殿と稱したり抑盛俊は新宮對馬守頼連が嫡子にして淡路守と稱す(新宮城新雜葉記ニヨレバ新宮城葦名盛連ノ六男時連建曆年間築造シ末葉盛俊マデ六代或ハ八代住セリ應永十年正月晦日落城トアリ又高館山ハ盛俊籠城ノ山ナリ應永二十七年七月二日落去ストアリ)始め昔名光盛頼連の弟九郎宗明賢なるを以て幕府に申告し新宮城主と爲し從五位下野守に叙任せらる頼連等憚はず元久二年頼連遂に兄弟六人及び其子盛俊家明と共に新宮城に據りて反す光盛乃ち自ら將として之を討ち塔寺八幡宮に祈るに頼連等の速かに降和平定せんことを以てす是に於て神主田中憲重居中調停

せんことを庶期に馳せて新宮に至り曲さに頼連を説く頼連乃ち降り之を許して其家臣反を勧めたる佐藤宮内を追放して事平く然れども之より後新宮氏屢反し二百三十餘年を経て子孫時兼に至り永享五年遂に津川に於て敗亡するに至れり盛俊の死史上見る所なしと雖も當時盛俊降に就かず本莊に來り深く山中に潛匿せしも遂に成らず戰敗ぶれて自盡せしものなるを知るべし(西川村仁ヶ谷三川村新谷寺の項參照)

一は同村西方六町菜圃の中に古塚九基並列し側に一株の古松あり傳稱す吉見氏累代の墳墓なりと

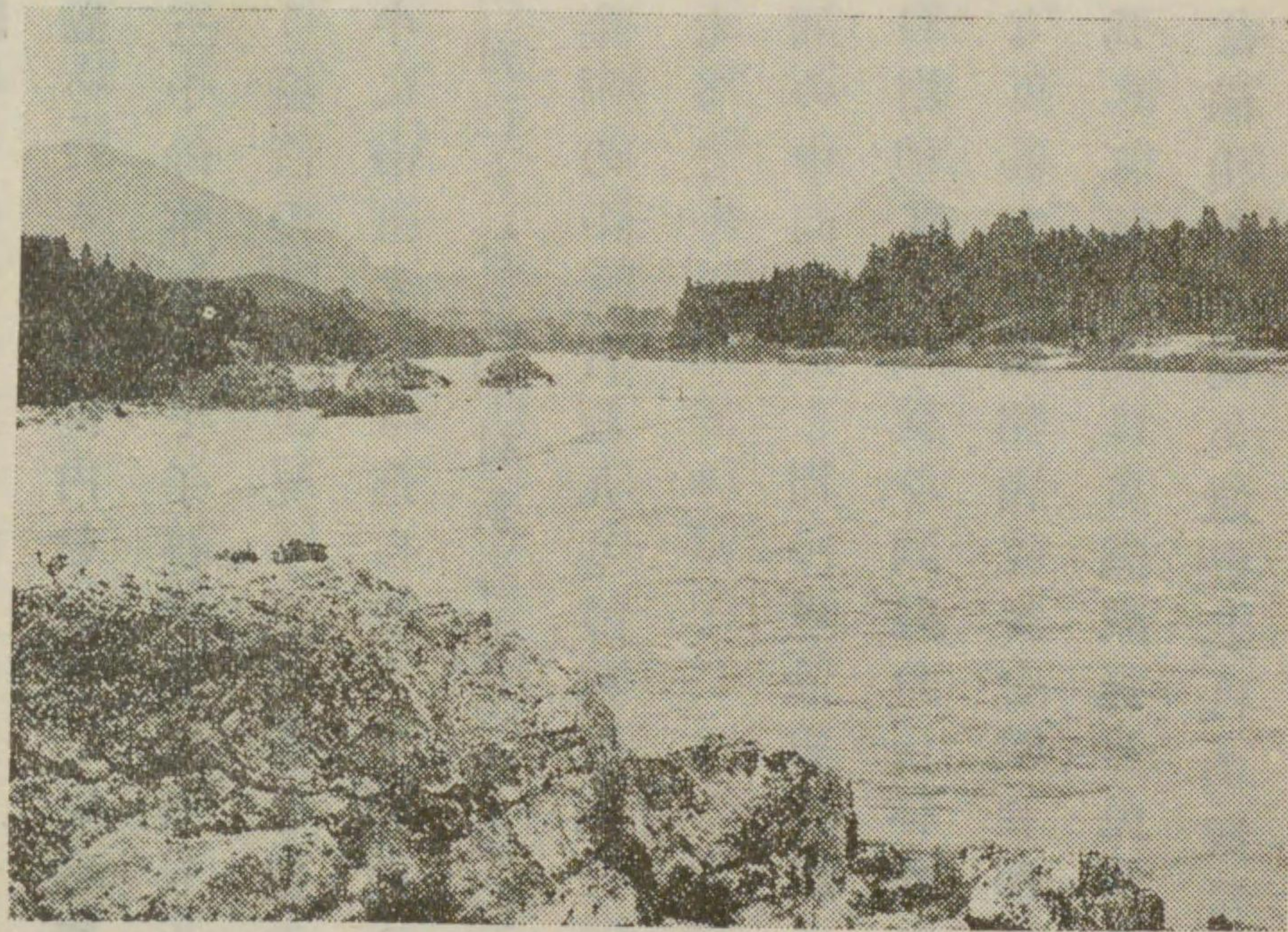
一赤崎山 津川向鹿瀬の中間に位し周一里餘會津風土記に紅葉多き故に名づくこと云ふ近年人口増殖するに従ひ到處の山林薪炭材の伐採劇しく樹木の成長漸く遅緩となり甚しきは赭山禿峯を現せんとす本山も漸次土地瘠薄となり矮樹叢を爲し紅葉の美は自然減退を免かれずと雖も躑躅の生ずる多く夏時に至れば満山血を染め遠近共に美觀なり

一鶏足山 本村字角神(古は津の上なり)の西北に在り俗に「ケナシ」山



と云ふ此山中  
より鶏足石出  
づ又本村より  
字深戸に至る  
間より歪形玉  
潤と稱する石  
出づと云ふ  
一温泉 麒麟山  
陰に湯の浦温  
泉あり阿賀の  
清流に枕みて  
赤崎山に對し  
顧みて後を仰  
げば麒麟山の

湯ノ浦温泉



…(一四六)…  
巉巖倒に懸り怪松蟠  
屈千古翠を變へず葛  
蘿之に累り綠苔之を  
荒ふ天工の美詩畫も  
能く其精を極むるあ  
たはず而して阿賀の  
流琴々として天鼓を  
奏する所人をして思  
はず肅然たらしむる  
ものあり況んや此靈  
泉皮膚關節より胸内  
に及ぶ諸疾患を療す  
るに奇効あり毒を去  
り身心を清ふする時

其快云ふべからざるものあり終年俗事に醒醒するもの宜しく來りて世塵  
を一洗し浩然の氣を養ふべし

湯ノ浦温泉定量分析成績書

新潟縣越後國東蒲原郡兩鹿瀨村大字鹿瀨

小字湯ノ浦麒麟山麓湧出

本泉湧出口ニ於ケル温度ハ攝氏驗温器三拾四度五(華氏九十四度一)  
ニシテ無色透明ナリ味ハ稍鹹味アリ少シク硫化水素瓦斯ノ臭ヲ發ス  
反應ハ弱酸性ヲ呈シ之レヲ煮沸スル時ハ少量ノ褐色沈渣ヲ生ズ比重ハ  
(攝氏拾五度ノキ)、〇〇三ニシテ其ノ一「リットル」(我五合五勺強  
)中ニ炭酸瓦斯〇、九四六「グラム」ヲ含ム  
該泉一「リットル」(我五合五勺強)中ニ含有スル固形物ノ量ハ二、〇  
四九五「グラム」(我五分四厘七毛二一六五)ニシテ其成分左ノ如シ

格魯兒化加留謨

〇、二九〇四

…(一四七)…



格魯兒化那篤留謨  
 硫酸那篤留謨  
 硫酸麻屈涅叟謨  
 硫酸加爾叟謨  
 炭酸加爾叟謨  
 炭酸亞酸化鐵  
 硅酸

計

壹萬分ノ二、〇四九四

〇、七四〇〇  
 〇、六〇〇六  
 〇、〇三九八  
 〇、一八二三  
 〇、一三一五  
 〇、〇一二一  
 〇、〇五三七  
 二、〇四九四

明治三十一年五月七日

古河草倉銅山分析所

證明書

新潟縣東蒲原郡鹿瀬村麒麟湯ハ古河草倉銅山分析所ニ於ケル分析  
 表ニ由レハ概ネ左ノ疾病ニ適スルヲ證ス

慢性胃加答兒及腸加答兒、僕麻質斯、皮膚諸病、神經痛、慢性氣管支加答兒、  
 喘息、子宮病、泌尿生殖器病、痔疾、慢性脊髓炎快復期等、

以上

新潟市 若杉病院長

明治三十一年八月

醫學士 若杉喜三郎

一 鑛山 草倉銅山は本村字角神に在り有名なる鑛山なり口碑によれば今より百八十七年前元文四年四月當郡津川町義左衛門佐四郎金八郎なる三名のもの小字三角澤に於て鑛脈の露出せしを發見せりと云ふ其後當郡鹿瀬村日下儀兵衛及び其子傳兵衛なるもの安永年間より文化年間まで坑業す其間の盛衰は明かならず後ち舊會津藩金山役所の事業に屬し明治維新の頃まで連續坑業せり其間文政十年頃より嘉永五年頃までは稍盛んなりしも安政の始めに至りて一たび衰頹を來し同三年再び舊時の盛況に復するに至れり應應二年南草倉に於て新坑を穿つ之を慶應坑と云ふ其坑况善良にして益旺盛に至らんとするに當り不幸にも戊辰の役起り當山も其兵燹に罹り家屋は勿論重要な記録悉く烏有に歸せり維新後明治三年までは越後府の管理坑業する所となり同年十一月若松縣生産局に引繼ぐ此間坑業の盛衰詳かならず同四年十一月津川町平田次八郎の受負稼業となり同七年 日本坑法に基き同人の借區となり翌八年東京市華族相馬誠胤讓受け其翌九年より東京市古河市兵衛之を引受け坑業することとなり爾來漸次



盛大に赴き一時七十「パーセント」前後の良鑛多く産出したりと云ふ同三十八年三月古河鑛業會社にて稼業することとなりしが同四十一年頃より漸次良鑛減退し爾後收支償はざるに至り大正三年遂に廢坑となれり本山は古川氏の寶庫にして同氏が早く鑛山大王を以て天下に稱せられたるもの其惠を本山に負ふもの少なからざりしと云ふ惜むべし

一開堰頌德碑 昔時藩政時代村肝煎缺員となる時は藩府より役人を派遣して其事務を管掌せしむ之を御用場と稱す文化年中鹿瀬村肝煎缺け御用場を開き枝村甚兵衛を派遣し其事務を掌らしむ甚兵衛向鹿瀬の田地乏しきを憂へ苦心畫策村民を諭し藩府に請ひ御用人夫を得て長百九十四間の岩石洞門を穿ち草倉より用水路二十餘町を疏通せり村民之を徳とし開田地に頌德碑を建て其惠を忘れざるを期せり其文簡古にして其誼厚し左に掲ぐ(原文難讀に付假文字とす)

此野原畑直し田方新堰御普請は文化八末年十一年二十五日より相始まり同十四五年十二月五日に至り百九十四間の掘り抜き成就致し終んぬ

右七ヶ年の内出精御勤方成ら下され候御方掛りは枝村甚兵衛様鹿瀬村御用場御勤めの節なり次ぎに村中廻り掘りにて三役始め小前まで子孫の爲めを以て千辛萬苦推察あるべきなり然る處右甚兵衛様文政四己年六月三日鹿瀬村に於て御死去御墓は多寶寺境内に之れあり法名得岩日仙居士と號す報恩冥加を存じ年忌吊ひ墓參毎年忌日の際忘失これなき様致すべき爲め石を建て切附置き候なり

御代官長崎幸右衛門様御勤中

文政十一戊午年五月

肝煎 長谷川惣重郎

地首 與左衛門

因みに記す長崎幸右衛門は當時の名代官なりしと云ふ此時代の記録今存するもの少からず

日出谷村

本村は阿賀川村の中央を貫流し南北に兩斷せらる南岸は山勢概ね險峻是れ上古河流の激する所なりしを知るべし北岸は比較的傾斜なれども村内峻峯



高嶽多し古圖に此地方を朝日出と云ふ往古朝日出谷地等と稱したるものにして人居は高地に點在せしを河底の低下するに従へ漸次今の地に移居したるを知るべし

本村は從來の獨立村にして夏渡戸、水澤、中村、德瀬、平瀬、當麻、實川端、小荒井の八端村より成る

一當麻廣瀬神社 本社は部落の東端に在り石階を上ること數百級延寶三乙卯年の創立にして正徳四甲午年神祇官長の宣旨に依れば渡邊若狹守藤原廣光と稱する者の觀請に係ると云ふ一に之を以て羽黒神社と爲し何時の比か地頭波田野某の勸請に係り正徳元年渡羽善太夫某と云ふもの神職となると傳稱す

什寶

刀劔 長一尺七寸 巾二寸五分 一振

雷神太鼓の撥と稱するもの 長八寸 一個

一日出谷壘 水澤部落に在り東西三十八間南北二十六間文永三丙寅年佐原新

左衛實詮之に築き其子豊後守實顯襲ぎ後世芦名氏滅亡と共に廢墟となると傳稱す文永三年は盛弘狐尻城を築く後ち十三年に在り思ふに當時小荒井道と稱し耶麻郡より越後に通ずる通路に當りしを以て之に築きたるものなるべきも今其沿革を知ることなし

一長者屋敷 同部落の北方字宮野にあり往古長者の居住せる趾なりと傳稱す未だ其事實を知り難し此趾より今猶ほ矢の根等の石器出で又繩目土器の破片出づ其形狀を確めがたきも甲冑等の形を模したる如きものあり

一流落岡 同部落高松氏の屋後林間にあり舊藩松平氏の祖保科正之正經及び松平正容の三代に歴史したる保科正興の墳墓の在る所なり正興の祖は信州高遠城主保科家の支家にして其重臣なり始め正之公の保科家に養はるゝや正興の祖父民部正近之が傳となり心を盡して鞠育し公長して保科氏を繼ぐに及び大夫となる其子彌十郎右衛門子なし西郷房茂を養ふて嗣となす後ち正興生る始め九十郎と云ひ長じて十郎右衛門と稱す外婦伊藤氏の出なり房茂が子近房家を襲ぐに及び請ふて正興に讓る正興時に年十



五父祖の職を襲きて江戸邸に勤仕す延寶三年國に就き藩政に參與するこ  
 と十年貞享二丑年六月罪あり免職執居す翌三年食祿を收め本村に謫せら  
 れ水澤に居る正興性剛邁にして才藝あり擊劍を能くし柔道に巧みに忍術  
 に長じ又書を能くす謫所に在り閑に乗じて疊下を泳ぎ天井を走る等の演  
 技を試み又投石を巧みにしたりしが後ち佛門に入り三昧に耽りたりと云  
 ふ謫所に來る始め居所を給はりしが後ち高松氏に寄食し俸米二十俵を得  
 村内の兒童に教授するもの五年元祿二己年八月七日病を以て死す年四十  
 一從流連譽居士と諡す其將さに死せんとするや自ら保科正興之墓の十仮  
 字を句の上下に置きて壽藏地を詠じて曰く  
 ほたる火をしたへと暗らきなつの夜のまつ  
 風とへはさすらへのをか  
 (ほしなまさをきはかの十字を隠し詠じたるなり)  
 正興父祖の餘光に依りて大夫となり當さに大に後慶に浴すべかりしに一  
 朝流謫の身となりて邊土に死し家名斷絶するに至れる此怪事蹟を左に掲

げて聊か後人の戒箴となさんとす正之公の室泰教院は内藤左馬助(政)  
 の長女なりしが若ふして卒す侍妾中阿萬の方は京都上賀茂神社の祠官藤  
 木織部の女なり美にして優才あり而して意志極めて強し公に仕へて寵あ  
 り四男五女を擧ぐ泰教院の卒するや其繼室となり勢ひ内庭を傾け往々政  
 治に干渉し進退黜陟に藉口す公之に苦しみ堅く政治に容喙することを禁  
 じたり後世云ふ公後ち家訓を定むるに當り中に婦人女子の言一切聞くべ  
 からずとの一條項を設けたる蓋し此苦き經驗に由ると公薨じて阿萬の方  
 落飾して聖光院と稱す其出正經公襲て肥後守となり早世し其子正容公職  
 を襲ぐ尙ほ幼なり聖光院大に一身の不幸を慨き京都嵯峨に隱退せんとす  
 公と重臣と共に其不可を陳じ之を諫むれども聽かず國老を大老堀田正俊  
 に遣りて之を乞はしむ正俊亦之を不可とし篤く諭す所あり聖光院乃ち自  
 ら一書を裁し再び民部を遣りて之を強要せしむ正俊幕府の法聽許するを  
 得ずとなし斷乎之を退く聖光院尙ほ初志を枉げず更に乞はしめて曰く京  
 都を去るの不可は謹んで命を聽く願くば江戸郊外閑靜の地を求め老を養



はんと正俊止むを得ずして之を許す乃ち江戸郊外目黒大崎村に於て形勝に富む所の行人阪附近細川若狭守の地所三千七百坪を藩に譲り受け數奇を凝したる隱宅を構へて悠々晩年を送りたりしが元祿三年七月七十一歳を以て逝去し三田實相寺に葬る是より先き寛文十二年十二月十五日正之公薨する前三日公の女婿稻葉正通(丹後守)公の病を訪ふ嗣子正經其席に在り公正通に謂て曰く我が信ずる所之を家訓となし一藩に布く復遺言する所なし只家訓の一章一句之を守らざる子孫臣僕あるときはこれ孝子にあらず忠臣にあらず君にあらずして能く此遺命を託するものなし願くば君常に之を糺明せよと又聖光院及び老臣を枕頭に召して堅く之を戒しむ然れども正之公の薨後聖光院之を守らず其實弟藤木織部一の守職なし院之に給するに三十人扶持五十兩の合力扶持を給し其子藤木小隼人に別に五十兩十人扶持を賜ひ御前に於て元服を加へしめ又知行七百石を給し翌年千石となし家老見習を命じ一藩の耳目を聳動せり後ち復新に會津城代を置き小隼人を以て之に補せんとす當時主として其事に當れるものを

保科正興とす正興の妻は藤木氏なり正興並に柳瀬正眞(三左衛門)井深重光(茂右衛門)を稱して三姦と云ふ共に聖光院に屬するものなり稻葉正通は聖光院の女婿なり一日正經公の病を訪ふ正經公正通に告ぐるに聖光院の爲めに小隼人を拔擢し重臣の首班となし國に遣りて會津城代と爲さんことを以てす正通大に驚き且つ歎じて曰く嗚呼君何と云ふこと乎果して君の言の如くせば一國忽ち騷亂し終に保科家滅亡の基とならん君の不孝之より大なるはなし是皆彼民部が猾智聖光院を迎合するに依る今之を君前に召して直ちに之を誅戮せんと公反然之を覺り悔悟して曰く僕不才已に大事を誤らんとす今君の諫を聞き深く悔ふる所あり彼民部は僕自ら之を戒飾せん願くば君之を赦せと正經公次で應じ正容公襲ぐ貞享二年六月正興職を免じ蟄居せられ同く三年食祿二千石を沒收し本莊水澤村に流謫せられたるなり而して柳瀬正眞は元祿元年謹慎を命ぜられ井深重光は同二年隱居を命ぜられ藤木小隼人は貞享三年國老詰所出座及び諸社の九名代勤を免せられ元祿元年八月箱根に於て病死して家名斷絶し父織部



は之より先き聖光院死後願に依りて合力金を返上して此に至りて事落着したり

因に記す聖光院の墓は別に會津若松天寧寺町淨光寺境内に在り著者幼き時時に墓前に遊び轉倒負傷したることあり今尙ほ之を記憶せり本事實に付ては種々怪談あり鬼婆様と稱して之を恐れたるなり事皆誣妄に渉るを以て省略す

寄山述懐

保科民部正興

おもふこといはての山に年を経て朽ちや果てなん谷の埋木

保科正興の墓に詣て

西郷十郎右衛門近登之

今日はとてむくらよもきは拂へともなほ露ふかきさすらひのをか正興死して一百年西郷近房の孫近泰兄弟三人來りて百年祭を行ひ爾後毎年來りて香華を供したりしが明治維新後足跡絶え今は高松氏の命日を弔ふのみと云ふ墓碑は丘上林間に在り保科君諱正興墓と刻し舊碑は四斷して墓側に在り高松氏今藏する所のもの系譜信書及び正興の筆に係る幅二

軸習字帳並袈裟一領なりと云ふ

- 一 老櫻 德瀬部落白山神社の境内に姥櫻あり周一丈八尺廣さ高さ各十五間一千年以上の古木なり

- 一 祕佛 中村部落護徳寺の境内に祕佛觀世音あり大同二年の創立に係り舊藩時代領主より佛供米を付與せられたり本尊は木函中にあり釘して開くことを得ず之を開けば祟りありと云ひ傳ふ

- 一 長走森林 村後の山脈を越ゆる約二里新谷川の上流長走川に沿ふ面積三千餘町歩の一團地なり行路險阻なるを以て古來斧鉞の入らざるもの多く杉松檉檜山毛櫸等の古木周一丈餘より稀には六丈餘に及ぶものありと云ふ元は日出谷全村の記名共有地なりしが津川町平田豊次郎其大部分の權利を買収し現時六名の記名共有となる近年林道を開き木炭を製出しあり將來製材搬出の方法を得ば其利大なるものならん

- 一 鑛山 本村地内は諸種の礦物に富み鑛區は殆んど村内全部に渉る然れども今時局の影響を受け坑業を營むものなし



一人物 德瀬部落に昔時秦清左衛門尉と云ひし人あり波田野彌右衛門の祖なりと云ふも今其行實を知りがたし

天正年中金上氏麾下の士波田野忠右衛門並其子某在り壘主同格者なりしと云ふ日出谷壘を守りたりしものか詳かならず

豊實村

本村も日出谷村と同一地勢に在り而して山嶽の多くして且つ高きは日出谷村に超え飯豊山大日嶽等本郡最高の山嶽は本村地内に在り

本村は左の部落より成る

大字名	(明治八年八月合併村)	部落名	(後前の村名並端村)
豊田		菱瀉、仙石、徳根、離石、船渡、新渡、麥生野、馬取、荒澤、梅木、平、實川島、小荒	
實川		實川	

一實川部落 本部落は阿賀川に沿へる本村各部落を離るること數里山間幽邃の地に在り本郡東北方極端の人居なり本部落は本村中尤も故きものな

らん會津舊事雜考曰大同二年僧徳一小川莊實川村に勝善寺を建つ工匠は大和ノ國猿澤池邊住水口八右衛門なりとあり

一人物 天正年中金上氏麾下猪俣主計江川八重郎渡部内膳本部落に住す

一飯豊山 部落を距る東北三里計りに在り岩代羽後越後に跨る高山にして飯豊山神社の社地は本村の地籍内なり山勢西に連り漸々高く最高頂を大日嶽とす頂は巖山にして草木生せず八分目以下五葉松等繁茂せり四時雪あり態羚羊猿多し嶺上岩窟に御西權現を祭る嶮峻參詣するものなし山中に十間より二十間四方計りの小沼四十八あり魚類を産せず凡て八澤沼と云ふ

一朝日長者屋敷跡 實川部落を距ること北二十餘町小野の原と稱する地あり東西四町南北十町餘の平地にして此處に長者屋敷と稱するものあり朝日長者の居住したる跡なりと云ふ傳稱す養老<sub>日本</sub>年有宇(一ニ在宇に作る)羽老中將藤原實詮(實詮は藤原鎌足の曾孫にして鎌足の子中納言有純有純の子少將政純政純の二男中將實詮なりと云ふ)田獵に淫し罪を得て實



川に流謫せられ來りて長者の娘朝日媛に契りて一子を擧ぐ此子五歳に至り神龜元甲子年(聖武天皇即位の年)赦に會ふて京に歸る後ち此子父に京師に至り從ひ長じて官に事へ昇進して黃門に至る之を右馬守中納言と云ふ(名を傳へず)後故あり歸り來りて之に居る其妾一男あり容貌甚だ醜くし猿丸太夫と稱す射を能くし田獵を好みたりと云ふ本村猪俣氏に日光山縁起と稱するものを藏す其奥書に慶長十九甲子年暮春五日右筆太夫長宗とあり猿丸太夫に關する記事を收む其大要を記すれば猿丸一日深山に入りて日光權現の現するに會ふ權現猿丸に命じて曰く我れ上野の赤城明神と湖界を爭ひ戰鬪止む時なし汝我を援けよと猿丸命を奉じて功あり權現之を喜びて神主となし其子中將と共に來りて民人を保護することを命せられたり今の男體權現は中將女體權現は朝日媛大郎明神は中納言の現せる神なりと云云

一説に有宇中將の子を猿丸となし而して其母朝日媛は中將歸洛後荒津川(荒津川は實川の稱が一に會津川の古名なりと云ふも訝し)に投身して死

し猿丸の子を中納言と云ふとなし又會津舊事雜考には弘仁七年四月釋勝道日光山に入る條下に頗る詳かに此事實を記し此猿丸を以て歌聖の猿丸となし後年近江國田上に死したるものならんとあり猿丸の詠なりとて傳ふるものあり曰く

小野の原ふりさけ見ればそゝぎ山あらしはげしき筆掛の松

長者清水小野が嶽小野の原瀧山筆掛の松皆此長者並猿丸の遺跡なりと云ふ

小野明神の神体は鶴の石像なりと云ふ

地頭猪俣彦太郎方に歴代の系圖を藏す

延享元甲子年横田先次郎實川に謫せらる

一實川谿流 日出谷驛を下りて東する二十町餘實川島部落に至る實川の谿流に臨む谿の廣さ十餘間谿流に沿ふて登ること凡一里半御出合と稱し二水相會する處に至る此間の風光絶佳にして行路も亦甚だ險ならず春は淡紅濃綠兩岸を彩りて群鶯娟を鬪はし谿流鞆鞆淙々として之に和し秋は紅



葉二月の花よりも紅にして酒を暖むる韻致に富み歩して御出合橋上に立ちて谿流を瞰下すれば巨巖相抱擁し上廣くして底逼り百丈の下碧湍絶壑に激し躍りて龍となり碎けて烟霧となり流れて一條の素練を引く千態萬狀人をして目眩せしむるものあり數年來新潟水電會社此地に發電所を設く人工の美と相待つて壯大の觀を加ふ此川奥に至れば三ヶの瀧あり虹吹瀧は高三十丈大瀧は九丈翻瀧は三丈共に壯觀なりと云ふ

一船渡落 本部落は實川部落に次で故なる村居なり馬取麥生野新渡及び船渡を支配す古例なり伊藤氏右四ヶ村の檢地帳を藏すと云ふ

一人物 昔時芦名氏の時代給人山崎作左衛門在り又天正年中金上氏麾下の武藤與七之に居る又赤城又兵衛居る

一船渡壘 天上年中金上氏麾下の士矢部九右衛門之に居る

一菱瀉部落觀音寺及肉身佛 本部落に在り曹洞宗なり總持寺派北蒲原郡安田村大字草水觀音寺の末寺なり開基の年代詳かならざるも天文二己癸年洞家の僧麟貞なるもの關東より來りて此に住し行基作の彌陀及び觀音の木

像を本尊とせりとす其後三世の僧順盛の時に至り弘治二丙辰年堂宇焼失し寺號をも失なひしを陸奥國白河大林寺の住僧秀永なるもの來り堂舎を再興し松井山觀音寺と號す其後復た中絶せしを元祿九丙子年草水村觀音寺の僧梅巖來りて一字を創立せしを以て之を中興開山とす肉身佛全海堂は本寺の境内に在り本郡兩鹿瀨村大字深戸の農夫善太郎なるもの早く妻子に別れ世の無常を觀し寛永二乙丑年四十二にして行人となり全海と號し湯殿山權現を信仰し參詣年々怠ることなし後ち菱瀉に來り幽かなる庵を結びて此に住し木食して即身成佛たらんことを祈る豫め死期を知り貞享丁卯年正月八日八十五歳にして端坐合掌して瞑せり遺言して葬らしめず其屍骸今尙ほ朽ちず堂に安置して全海堂と稱す緣日は六月八日にして郡内並隣郡河沼耶麻並に若松地方の參詣者多し

一國有林經營 本村内に於ける國有林經營地は壹萬町歩に近く明治四十四



年度より造林に着手し毎年度四十町歩乃至五十町歩の殖栽を爲しつゝあり先きに林道を開鑿し漸次規模を大にするものなりと云ふ本村被むる所の餘澤將來大なるものあらん

一私有林 津川町平田豊次郎は本村内に於て五百數十町歩の山林を有す喬木林灌木林相雜はる漸次營林を爲すと云ふ

一牧場 本郡馬匹の改良蕃殖は秩序ある發達を告げつゝあるに拘はらず牧場の施設之に伴はざるを憂ひ本郡小川村杉崎清次郎主唱して同志を募り明治四十三年菱潟地内字荒山をトし事業を創始したり地東西七町南北十八町にして甚だ廣からずと雖も清水處々に在り牧草に富み蚊蛇の害なく好適地なり只此地本郡中に在りて降雪尤も多き地方なるを以て放牧期間の短きを怨みとす

一果樹園二 本郡内元と梨園なかりしが今より二十五年前菱潟渡部彦太郎岩代磐城地方を視察して自村の土性果樹栽培に適するを知り明治三十一年阿賀川沿岸字早稻瀧を開きて梨樹を植栽せしを矯矢とす其質頗る優良

なり

又一は小川村八ッ田部落を距る北東十餘町大字豊田地内字葛の平に在り船渡部落伊藤源三郎の經營に係る葡萄梨萃菓を栽培す創始の際は霜害病蟲害の爲め經營頗る困難なりしも刻苦奮闘の結果再來漸次良果を收むるに至りたり

一新渡の開田及抄紙 本部落は元戸數十一戸にして當時部落内田地少く住民は養蠶製紙を専らにし傍ら遊藝を爲し所々を徘徊して糊口を凌ぎしが今より百五十年前馬取村肝煎玉木嘉左衛門の首唱盡力により村内字垣ノ内に溜池を築き五町餘歩を開田せし爲め爾來業務を改め専ら農業に従事するに至れり而して抄紙の濫觴は今を距る凡そ三百年前に在り毎戸其事業を營みしが王政維新後漸次衰頹し僅か二戸に過ぎざるに至れり近時専ら其生産を奨励せられつゝあれば再び恢復するに至るべし

小川村

本村は明治維新以前海道組と稱したるものと上條組の中野村を併合したる



ものにして縣道若松線に沿ふ十部落より成る本郡は元と一町三組にして本村部落は鹿瀬組に屬せしが寛永年中に至り之を分ちて海道組と稱したるなり

舊藩領時代に在りては新潟地方より鹽及び海産物を會津に輸入し又米穀其他會津地方の産物なる人參並に陶器漆器蠟燭薪炭木材等を下越地方に輸出し藩府に於て海船を新潟に艀し敦賀大阪等と物貨を交易したるを以て當時に在りては本村は貨物の運搬及び旅客の行通に依り生計を營みたりしが明治維新後鐵道開通するに及び漸次生業を失ひ大字常浪は耕地多きを以て専ら農業に従事し其他の部落は山業を主とし炊烟を立つるに至れり

本村は左の部落より成る

大字名	部 落 名
常 浪	平堀、廣澤
三 郷	天満、野村、花立

(明治八年八月 合併村名) (從來の村名 並端村)

榮 山	八木山、倉ノ平、田澤、瀧澤
鳥 井	八田、福取

一平堀延命地藏 平堀部落字上墓の前にあり本尊は延命地藏菩薩の座像にして丈四尺八寸あり大同三戊午年三月弘法大師自ら彫刻して之を建立し眞筆の棟札を像軀中に納むと云ふ始め村西舊街道平塚原に在り後五百四十七年を経て文和四乙未伊勢の佛師某脇立を刻して之を納め本殿を修理したりしが(一書に曰く文和二年春圓滿寺住持再興之を書したる板札を体軀中に納むとあり)後ち天文二癸巳年(一書に寛文二年とあるも天正十年屋根修繕に當り柱の中に納めたる建築當時の棟札に依り改む)に至り大雪の爲めに破壊したるを以て杉崎初江及び源左衛門の唱導に依り今の地に移し建てたり津川町より平堀に至る舊街道を今尙ほ地藏堂原と通稱するは之に依る

一人事 昔時平堀に猪氏なる村首あり渡邊唱が所持したる鎗を藏せしが後



ち若松半兵衛町渡邊源次郎に送りたりと云ふ又村主杉崎氏は渡邊氏の支族にして渡邊唱が所持したる長刀を藏すと云ふ(一書に云ふ杉崎氏は猪氏と同族なりと)

一平堀熊野神社 伊弉册尊速玉男命事解男命を祭る大字常浪の産土神にして明治六年村社に列せらる神饌幣帛料指定神社なり

一廣澤部落 元と廣澤新田と云ふ往時廣瀨村長長谷川甚八郎本地の開田を起工し漸次移住するものあり始め出新田と云ふ後ち村落を爲すに至り萬治三庚子年甚八郎三男山三郎此の地の肝煎を命せられ名を仙右衛門と改む然るに此地灌漑水に乏しきを以て鹿瀨村大江彌惣右衛門と謀り延寶元癸丑年水路開鑿を藩府に請ふ藩府乃ち外島角左衛門を遣はし之を測量設計せしめ此年工を起し藩府より夫役を賜ひ翌年に至り長さ貳里餘の用水路を開く今の地藏堂堰是なり此年二人の功を賞し平堀地内字上山に於て各八反八畝歩の土地を賜ふ是に於て甚八郎父子専ら開墾に當り翌寅年中三町四反歩を開く藩府其勞を賞し米四十五俵を與へ更に三十四俵を貸與して

其半數十七俵は三ヶ年賦に返納せしむ其後年々藩府に請ふて開墾移居するものあり安永五年に至り農家十七戸石高百四十八石の部落を爲すに至れり廣澤新田の名は廣瀨村に縁因して命名せしものなり後年彌惣右衛門新田甚八郎新田と稱するもの是二人の藩府より賞與せられたる所の地なりと云ふ

一天滿部落 大字三郷中の一部落なり何時の頃より驛傳となりしか詳かならざるも海道組開通前にありて津川町より會津地方に交通するには本部落を経て小出田澤に通じたるものなり或は云ふ天滿の稱呼は元傳馬に基くならんと文治年間迄は人戸少く農民七戸舟守一戸のみなりしが文治二丙午年紀伊國牟婁郡初苗村修驗八大院純照と云ふもの仔細ありて關東奥羽に下らんと欲し同行者德賢房大藏房半卷房勢力房及力士長谷川小太郎後藤掃部之助皆川新左衛門鈴木清左衛門齋藤主計之助等總勢十人啓錫し奥羽を遍歴して此地に至り德賢房病んで起つこと能はず純照乃ち祈ること二晝夜神託あり此地に留まり三神の功德を布くべしと乃ち一行此に止ま



り神田を開き布教に従事し子孫漸く繁殖す其子孫にして鈴木久八と云ふもの貞享年間に在りて郷頭となり鹿瀬海道二組を兼ねたりと云ふ津川町記録によるに天和元年津川町鈴木金兵衛天満村鈴木久八小川莊中分食米購買の命を受け下越に至り金五百兩に對する米を購入し來たる事を記せり當時の兩換は金壹兩に六貫文前後なりしならん玄米一石四貫五百文を出入したるより見れば六百五十六拾石を購入し當時の救急米に充てたるなり

一天満北野神社 伊弉諾尊伊弉册尊菊理姬命菅原道真朝臣を祭る大字三郷の産土神なり今より八百四十年前應徳元<sup>甲子</sup>年の創立にして明治四十年白山熊野兩神社を合併す境内に櫻の老樹あり周圍二十八尺丈六十尺幹根地上方二間に蟠る創立當時植栽したるものならん

一野村部落 往時野地原、野田原、野之村等の稱呼あり明治維新前の會津街道なり會津街道は幾變遷あり上古は福取田澤より小出野中西山を経て津川に通じたりしが後ち野中より野村天満平堀を經過し又寛永年間に至

りて八木山街道を開き福取八木山花立野村を經過したりしが明治十五年縣道を開き花立より直ちに天満に通ずるに至れり

一野田原館 東西二十五間南北二十八間佐原在京之助之に居り後ち渡邊氏之に居る

渡邊氏 渡邊唱が後裔にして助九郎胤綱の後ちなり始め唱が子仲遠刈羽郡小國政綱に仕へ津川に築きて渡邊城と稱し本郡に在る所の小國氏の地を管す後世左京之進興綱に至り永祿天正の間小國氏亡び小國頼勝が嬰兒行く所を知らず興綱之を迎へて津川に置かんとし搜索の途に上る興綱が子胤綱時に年十三芦名氏召して仕へしめ新鐵砲組五十人を與へて狐尻城に出勤せしむ是に於て渡邊氏始めて芦名氏に屬す胤綱已に長じ父興綱家を出で十年亦其所在を知らず天正十五年乃ち暇を乞ふて亦搜索の途に就き蹤を追ふて京師に至る慶長六年蒲生氏郷會津に封せらるゝに當り歸りて本城に出仕す同十五年長子市左衛門基綱家を繼ぎ胤綱次子次郎右衛門胤重と共に野村に退隱し左近と改む今津川町神明神社境内に在る所の



櫻樹は左近が植ふる所なりと云ふ

後ち保科正之會津に封せらるゝに及び正保元年胤重を召して上條組郷頭となし子孫相襲で其職を受け代々次郎右衛門を通稱とす其子孫政太郎教育に従事し朝鮮忠清北道永同驛に居りしが數年前病死し其遺族歸り來りて祖先の墓を守る

一野村玉木氏 本部落は之と上條組に屬し玉木氏數代郷頭の職に在り其子孫秀五郎明治年間東蒲原郡書記たりしが其子治助教育に従事し津川町に在り其義兄寅七家を守る

一野村實首社 玉木氏の邸内に在り養和元年四月三日高倉宮以仁王會津勝湛房の襲ふ所となり本郡大麻村山中に於て御生害あり勝湛王の首級を得此地に於て之を實驗す後ち村民其趾に祠を建て實首大明神と稱し之を祭りたりと云ふ其他數説あり後鑑の爲め之を左に掲ぐ  
寛文五年本村書上に云ふ村の北方社地一間四方當祠の由來は四の宮公と云ふ官人椽堀村仁が谷にて生害あり其首級當村を通過の際暫く休め奉る

其御座跡なりと著者曰く四の宮は以仁王の子北陸宮なり後ち木層義仲奉じて京に入り嵯峨に居る寛喜二年卒す

又曰く永享五年新宮氏兄弟小川莊仁ヶ谷にて自殺せし首を祭ると著者曰く盛俊を指せるにあらざるか兩鹿瀬村古墳西川村入ヶ谷山(三川村新谷部落の項参照)

一同墳墓 本部落の東端一町餘菜圃中に在り丈け二尺一寸幅一尺八寸餘金光明上信士慶長元年二月八日卒俗名源太胤玄と彫刻あり元周七間ばかりの平塚にして周圍の封畛僅かに知ることを得たりしが今は殆んど見るべからず傳稱す此墓は金上盛備の子を瘞めたるものなりと胤玄と稱せしもの史記見る所なきも諡號によりて金上氏の人なるを知る佐原氏小田切氏等金上氏の屬にして此地に居たるものあり或は是等の人か

一花立部落 舊海道驛所にして今の縣道に沿ふ俗に花立綱木と云ふ綱木は傳馬を繫留するより出でたる名なり野村より花立八木山福取の海道を開きたるは寛永年間に在り此後綱木と稱したるならん本部落前溪澗に岩上



に懸れる瀧あり高さ三丈瀧壺深さ三丈許り不動瀧と云ふ岩上に不動尊を安置す弘法大師の建つる所と傳稱す此岩蓮華を立てたるが如し花立の稱之に基く

一八木山部落 往時何時の頃か大火あり村居山林總て烏有に歸したりと云ひ焼山と稱したり元住民少なかりしが寛永中海道開通以來驛所となり近村より人民移住し村首渡部氏は倉の平三田氏より出づと云ふ

部落の南に五十間四面の地あり昔時朝日長者暫く此に住すと云ひ傳ふ  
一田螺石山 部落の百七町計りに在り此山より田螺たごに似たる石を産するを以て此名あり

一倉の平部落 村首三田氏の祖先は武藏國箕田より來る當時の鎗を藏す地方の名家なり

一岩窟 本部落より倉の平川に沿ふて登ること數町方九間餘の岩窟あり不動明王を祭る岩窟壘重頗る奇觀なり

一田澤部落 本部落は舊海道にして驛所なりしが寛永年間八木山通り開通

以來山間の一孤村となれり往古本部落の平地は池沼なりしが何時の頃か田澤川を切り落して田圃を開きたりと云ふ

一東善寺 光明山常樂院東善寺と號す高野山遍照光院の直末にして眞言宗なり本寺は大同二丁亥年僧空海の草創にして大和國奈良長谷川八右衛門の本領なりと云ふ(一に堂舎は大和國奈良猿澤池邊に住せし水口八右衛門と云ふ工匠造立すとあり)後ち二十九年を経て承和二乙卯年僧尊譽を聘して本寺の住職とす天正十八庚寅年伊達政宗の兵燹に罹り舎殿什寶總て烏有に歸したり金上氏の狐戾城を伊達氏に致して退去せしは前年九月九日に在り而して政宗の臣大波玄蕃の狐戾城に入りたるは此年五月二十五日にして當時海道組の社寺村落並に西山日光寺等兵燹に罹りたるものあり津川町平田氏の祖先は田澤に在りたる等に依り併せ考ふれば金上盛玄津川を去りて後ち芦名氏の遺臣尙ほ本郡に割據し大沼郡山ノ内氏河原田氏等と氣脈を通じたりしを見るべし長谷川八右衛門の子孫今尙ほ此地に在り長谷川傳吾と云ふ五十七世の孫なりと云ふ



一人首石 袴越山一に瀧澤山と云ふ端村瀧澤新田の南に在り其地方に霧降澤と云ふ澤あり大水後人の首に似たる石流れ出づ目鼻口の形を爲すと云ふ傳稱す此地古戰場にして昔時保元平治の頃軍人相集りて自盡せし跡なりと

一人事 天正年中金上氏麾下の士田澤又助臼井源左衛門義正古池又吉後藤萬右衛門此地に在り今廣瀬氏在り舊家にして代々村首たり村民の信望を荷ひたる家柄なりしが明治八年元との村共有地を官地に編入せられたるを明治十五年拂戻に際して村民協議の上記名共有となすときは権利賣買の恐れありとて廣瀬氏一人の所有名義と爲し置きたりしが其後に至り其所有權を他に移轉したるより紛擾起り遂に殺人事件を出來する不祥事を見るに至りしが今は漸次緩和するに至りたり部落内の軋轢は其他の盛衰に關す宜しく後鑑と爲すべし

一福取部落 往時林谷村と稱したりしが何時の頃か福任村を改め後福取となす

本部落並に隣部落八ツ田は地盤高く冬季に至れば雪深くして丈餘に至り寒氣酷烈なり貨物運搬の盛んなりし時代は春季大鋸を以て雪を劃り道を通じたりと云ふ

一福取柵 東西四十間南北十八間廣瀬彦次郎定光築く入道して徳正と號す

一に曰く福任民部少輔重義入道徳正に一に曰く福取民部入道徳正永徳二壬戌年本村に一字を建て林谷山徳正寺と云ふ本寺に其碑ありと天正年中金上氏麾下の士福任又右衛門之に居る

一に曰く本村小田と云へし所に廣瀬彦八と云へし給人あり子孫相繼て地頭たりと

一八ツ田部落 往時今の地より村下た山崎と云ふ所に村居せしが後世道路變更して驛所となり今の地に移る

一同熊野神社 延元年間の創建にして伊弉册尊事解男命速玉男命を祭る今の神職五十嵐氏の祖先丹波頼光(一に藤原某とあり)の勸請に係り其子某神社を字荒山に建て數代奉仕せしが津川城主金上氏敗北の際兵燹に罹



り鳥有となる後ち延享年間に至り今の地に遷座したりしが一年地震の爲め崩壊し再建したるものなり八ッ田福取八木山倉の平田澤五部落の總鎮守なり

一人事 延元二庚戌年村首丸田松千代あり天正年中金上氏麾下の士山口彌三郎義元並丸田長門此地に在り又年代不詳山口縫殿之助と稱せし給人あり

上條村

本村は兩郷小出九島及び拂川の四大字より成る傳稱す本村九島は本郡の首村にして而して九野神社(今の熊野神社)は十六代仁徳天皇の御宇郷主許々野彦なるものゝ創建する所なりと抑津川に官船を置かれたる時代は詳かならざれども沼垂磐船の柵を置かれたるは三十六代孝徳天皇の御宇なれば官船を置かれたるも此前後に在るべく然るに其官船を置かれたる字王船の地は今の阿賀川水位より高きこと十五米突以上なり此時代より仁徳天皇の時代に遡るときは推くは當時九島は未だ水面下に在りしものなり思ふに九島の名は水位漸く低下し點々小島を現出し人居をなすに至りて命じたる稱

呼なれば其時代の早きことは之を察知することを得べきも仁徳天皇の時代は蝦夷尙ほ地方に跋扈し在りたる時にして皇化早く此邊陲に及びたりと信じがたし會津風土記に仁徳十六庚子年九野山より勸請すとあるも仁徳なる年號なし訝しとあり創建の時代錯誤あらん本村の開闢を知るときは隨て地方の皇化普及の時代を考ふべし然れども今之を明かにすること能はず惜むべきかな

本村は左の部落より成る

大字名	部 落 名
九 島	九島、長木、泥浮平、地藏屋敷
拂 川	拂川、西山、雲前寺
兩 郷	野中、高清水
小 出	牧野、長坂、東岐、武須藏入

(明治八年八月合併村名)

(從來の村名並端村)

一九島熊野神社 本社は難波高津宮の御宇十六年郷主許々野彦なるものゝ



勸請する所なりと云ふ(一に曰く本村の給人齋藤外記某と云ふ者神主三位太夫正光と云ふ者と共に此に勸請し神田若干を寄附すと同村正法寺縁起に曰く齋藤外記は文治二年京師二條より來ると八大院純照の天滿來る同年の事にして西村八滿神社にあり義經祈願之は同元年の事に屬す何等關聯する所なきものゝ如し)是より先き許々野彦伊勢神宮に詣て神官度會某に謁し感ずる所あり伊弉冊尊一座を神鏡に模鑄し諸國を巡歴し同年歸り來たりて假殿を設け之を奉祀し九野社と號す而して銳意農桑を勸め耕地を開き民戸を増殖し稍一村を成すに至りて之を九島と名附く此の如く本村は莊中開闢最も早きを以て小川莊中の首村たり天平の始め中臣忠彌殿舎を改造し同四年三月十五日遷宮す此時事解男命速玉男命を合祀して久眞野社と改稱す古昔本社の祭祀には莊中の神人來り會して神事を奉行せり大同弘仁の間釋空海國內を巡歴せしとき數体の本地佛を置き以後熊野權現と稱す文治二年中臣忠彌の後裔外記なるもの齋藤の姓を冒し後子孫齋藤を稱す(一に曰く明歴の比齋藤右衛門なるもの始て神職とな

り其後子孫相繼で奉祀すと)文永十癸酉年四月更に殿舎を改造す現今の神殿是なり寛文九年領主松平氏神佛混合を禁す仍て佛像を去り熊野大明神と稱す以後神殿鳥居及び末社菅原社は領主の修葺となる今の幣殿拜殿は明治十一年の再造に係る明治五年村社に列せらる神饌幣帛料供進指定神社なり  
神域内に杉の古木あり千本杉と稱す長さ六十尺周圍十八尺樹幹簇主するを以て此稱あり  
式内社川合神社の所在に付ては津川町の部に掲ぐるが如く其事實を確め難し而して本村熊野神社は齋藤外記以前の事實に就きて疑ひなきにあらず或は孝徳天皇の比早く此地に祭祀したる神社ありしを後世齋藤外記に至り再建して熊野神社となしたるものにあらざるか本村は本莊中の首村なることは今猶ほ之を傳ひあり又莊中の神人本社<sub>の</sub>祭事に來會奉仕せしを見れば平凡の村社にあらざりしことを知るべく而して今北蒲原郡に於て川合神社なりとなす熱田坂の神社も後世熊野神社と稱するを見れば此



間何等か縁因あるものゝ如き響音あるを思はしむ

- 一 九島正法寺 西來山正法寺と稱す北蒲原郡草水寺觀音寺の末山曹洞宗なり文治二年齋藤外記京師二條より來り當寺を草創し長さ一尺七寸の達磨の木像と畫像とを本尊とし僧天浦を開山とす其後堂舍頽廢したりしが永正七年僧宗易鹿瀬村より來り佛宇を再興す因りて宗易を中興とす天正十八年伊達政宗の兵燹に罹り什寶を失ふ本尊達磨本堂に安置す古物なり境内に經塚並姫宮と稱する墳あり姫名は中務興郷妃と云ふ其の實蹟たりしなんと詳らならず又齋藤外記の論を正眼心法と云ふ本寺に其牌あり其墓は同部落に在り長七尺幅一丈高さ三尺計り上に墓碑を立つ
- 一 四道將軍手植松 小字歲神と稱する地に在り周三間餘俗に「キンカ」杉と唱ひ耳患あるもの之を祈れば効ありと云ふ
- 一 城山 九島に在り在昔渡邊唱之に居ると
- 一 長木館跡 長木部落の西南二十町館趾あり何時の比か長木越中なるもの住したりと云ふ

一 地藏 字地藏屋敷にあり之を祈りて靈驗ありと云ふ由緒あるものゝ如し

一 高清水 本部落は元と野中部落と一村なりしが寛永六年分つて各一村となす

一 諏訪神社 舊部落に在り傳稱す本社は大同二年の創立にして本殿は飛彈工匠の作なりと明治六年村社に列せらる神饌幣帛料供進指定神社なり

一 原堰の開鑿 原堰は野中高清水兩部落の界に在り此地元と水田少なく僅かに溪間の水によりて耕すのみにして旱天に遭ふ毎に收穫寡少公課を納むる能はざりしかば野中の里正庄司勝助高清水の里正稻生佐助等之を患ひ村民と共に文治年中新たに灌溉用堰を開かんとする議ありしも事容易に決せざりしに石川彌之助なるもの藩吏畑義信(宇源次と稱す)に就きて具さに其病情を述べ新堰を開鑿して用水を潤澤にし水田を開かんとする希望あるも經營の資に乏しきを以て藩府の援助を乞はんことを請ふ義信大に同情して乃ち來りて村民を諭して曰く予微力なりと雖も私財を散して事業を援けんと仍て實地を測量して設計を設け文政七年今の東川地